

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第124期)	至	2020年3月31日

富士フイルムホールディングス株式会社

(E00988)

第124期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

富士フイルムホールディングス株式会社

目 次

	頁
第124期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【事業等のリスク】	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
4 【経営上の重要な契約等】	31
5 【研究開発活動】	32
第3 【設備の状況】	36
1 【設備投資等の概要】	36
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
2 【自己株式の取得等の状況】	97
3 【配当政策】	98
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	99
第5 【経理の状況】	127
1 【連結財務諸表等】	128
2 【財務諸表等】	180
第6 【提出会社の株式事務の概要】	191
第7 【提出会社の参考情報】	192
1 【提出会社の親会社等の情報】	192
2 【その他の参考情報】	192
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	194
監査報告書	
2020年3月連結会計年度	195
2020年3月会計年度	201

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第124期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	富士フイルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助 野 健 児
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 吉 沢 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 吉 沢 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (百万円)	2,460,383	2,322,163	2,433,365	2,431,489	2,315,141
税金等調整前当期純利益 (百万円)	182,242	194,775	197,807	212,762	173,071
当社株主帰属当期純利益 (百万円)	116,402	131,506	140,694	138,106	124,987
当社株主帰属当期包括利益 (△損失) (百万円)	△1,840	107,566	107,631	144,272	79,489
株主資本 (百万円)	2,014,826	2,043,559	2,079,134	2,036,963	1,953,252
純資産額 (百万円)	2,231,997	2,268,058	2,298,706	2,244,841	1,993,757
総資産額 (百万円)	3,311,970	3,533,189	3,492,940	3,414,692	3,321,692
1株当たり株主資本 (円)	4,472.45	4,668.26	4,832.62	4,976.88	4,886.66
基本的1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	250.03	296.27	322.62	326.81	306.18
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	249.20	295.22	321.55	325.82	305.22
株主資本比率 (%)	60.8	57.8	59.5	59.7	58.8
株主資本当社株主帰属 当期純利益率 (%)	5.5	6.5	6.8	6.7	6.3
株価収益率 (倍)	17.8	14.7	13.2	15.4	17.8
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	223,479	288,619	261,152	249,343	255,667
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△157,320	△116,439	△111,786	△208,585	△244,850
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△171,665	111,290	△258,961	△153,522	△250,943
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	600,897	875,958	768,246	654,747	396,091
従業員数 (名)	78,150	78,501	77,739	72,332	73,906
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔9,859〕	〔10,189〕	〔10,653〕	〔10,509〕	〔10,081〕

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 〔 〕 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
営業収益 (百万円)	54,588	29,646	46,321	72,382	60,391
経常利益 (百万円)	52,759	39,080	69,535	64,974	240,630
当期純利益 (百万円)	52,219	34,023	62,308	65,240	254,448
資本金 (百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数 (千株)	514,626	514,626	514,626	514,626	514,626
純資産額 (百万円)	1,415,304	1,380,484	1,372,846	1,091,421	1,251,907
総資産額 (百万円)	1,878,158	1,968,036	1,861,275	1,707,924	1,852,948
1株当たり純資産額 (円)	3,132.32	3,142.76	3,181.40	2,656.98	3,121.02
1株当たり配当額 (円)	65.00	70.00	75.00	80.00	95.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(32.50)	(35.00)	(37.50)	(40.00)	(47.50)
1株当たり当期純利益 (円)	112.17	76.65	142.88	154.38	623.32
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	111.78	76.37	142.43	153.90	621.27
自己資本比率 (%)	75.1	69.9	73.5	63.7	67.1
自己資本利益率 (%)	3.7	2.5	4.6	6.0	21.8
株価収益率 (倍)	39.7	56.7	29.7	32.6	8.7
配当性向 (%)	57.9	91.3	52.5	51.8	15.2
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	112 〔2〕	112 〔3〕	220 〔12〕	233 〔16〕	228 〔15〕
株主総利回り (%)	107.0	106.2	105.6	125.9	137.6
(比較指標：配当込TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	5,293	4,773	4,838	5,278	5,843
最低株価 (円)	3,895	3,647	3,932	4,051	4,299

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、出向者等を除いた就業人員を記載しております。なお、〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

3 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

- 1934年 1 月 写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド(株)(現 (株)ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム(株)を設立。
- 1934年 2 月 足柄工場(現 神奈川工場)建設(写真フィルム、印画紙等の写真感光材料の製造)。
- 1938年 6 月 小田原工場(現 神奈川工場)建設(写真感光材料の硝酸銀、色素等の高度化成品部門並びに光学硝子、写真機等の精密光学機器・材料部門の拡充)。
- 1944年 3 月 (株)榎本光学精機製作所を買収。(現 連結子会社 富士フィルム(株)へ統合)
- 1946年 4 月 天然色写真(株)を設立。(現 連結子会社 富士フィルムイメージングシステムズ(株))
- 1962年 2 月 英国ランクゼロックス社との合併により富士ゼロックス(株)を設立。(現 連結子会社)
- 1963年10月 富士宮工場建設(印画紙用バライタ及びバライタ原紙製造)。
- 1965年12月 Fuji Photo Film U.S.A., Inc. を米国ニューヨーク州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM North America Corporation)
- 1966年 6 月 Fuji Photo Film (Europe) GmbH をドイツに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Europe GmbH)
- 1972年12月 吉田南工場建設(オフセット印刷用材料(PS版)製造)。
- 1982年 8 月 Fuji Photo Film B.V. をオランダに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.)
- 1988年 7 月 Fuji Photo Film, Inc. を米国サウスカロライナ州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.)
- 1995年10月 FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. を中国に設立。(現 連結子会社)
- 2001年 3 月 富士ゼロックス(株)の発行済株式総数の25%を追加取得し、連結子会社化。
- 2003年 4 月 プロセス資材(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株))
- 2004年11月 米国Arch Chemicals, Inc. から同社Microelectronic Materials部門と同社所有の富士フィルムアーチ(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ(株))
- 2005年 2 月 Sericolグループの英国持株会社Sericol Group Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited 他)
- 2006年 7 月 Dimatix, Inc. を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Dimatix, Inc.)
- 2006年10月 全ての営業を富士フィルム(株)に承継する新設分割を行い、持株会社である富士フィルムホールディングス(株)に移行。
- 2008年 3 月 富山化学工業(株)の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルム富山化学(株)へ統合)
- 2011年 3 月 MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP LLCを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited 他)
- 2012年 3 月 SonoSite, Inc. を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)
- 2014年12月 (株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの株式を新株予約権の行使により追加取得し、連結子会社化。
- 2015年 5 月 Cellular Dynamics International, Inc. を買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.)
- 2017年 4 月 和光純薬工業(株)の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルム和光純薬(株))

2018年6月 Irvine Scientific Sales Company, Inc.を買収。

(現 連結子会社 FUJIFILM Irvine Scientific, Inc.)

2019年8月 BIOGEN (DENMARK) MANUFACTURING ApSを買収。

2019年11月 富士ゼロックス㈱の発行済株式総数の25%を追加取得し、完全子会社化。

3 【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

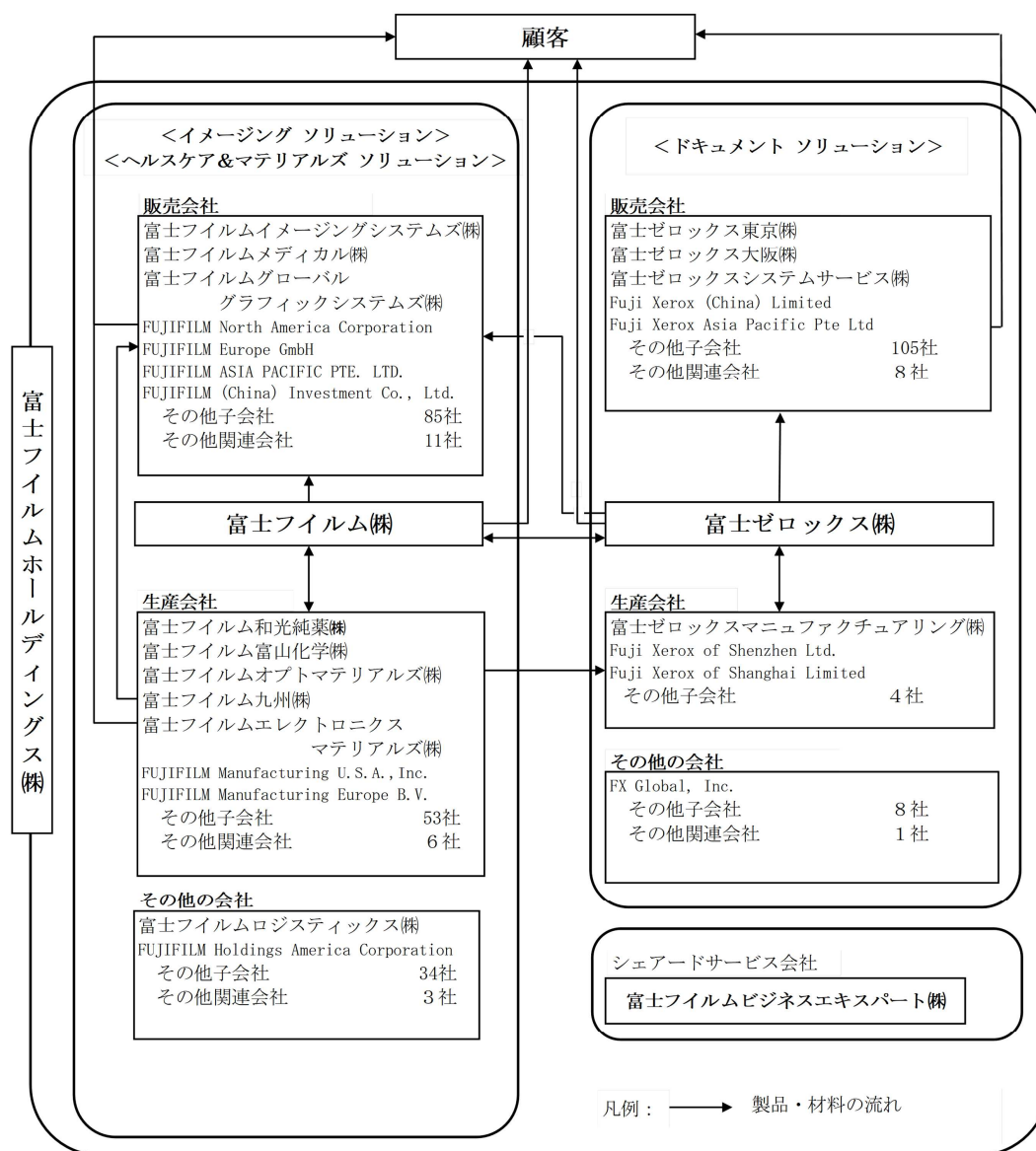
各事業区分の主要製品並びに主要会社は次のとおりであります。また、この事業区分はセグメント情報における区分内容と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業区分及び主要製品	主要会社
イメージング ソリューション カラーフィルム、デジタルカメラ、 写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、 光学デバイス等	富士フイルム㈱、富士フイルムオブティクス㈱ 富士フイルムイメージングシステムズ㈱ FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM do Brasil Ltda. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Europe GmbH, FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション メディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等	富士フイルム㈱、富士フイルム富山化学㈱ 富士フイルム和光純薬㈱、富士フイルムテクノプロダクツ㈱ 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ㈱ 富士フイルムオプトマテリアルズ㈱、富士フイルム九州㈱ 富士フイルムメディカル㈱ 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ㈱ FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc. FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc. FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. FUJIFILM Dimatix, Inc.、FUJIFILM SonoSite, Inc. FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc. FUJIFILM Irvine Scientific, Inc. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM Europe GmbH FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited FUJIFILM Imaging Colorants Limited FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Electronic Materials Taiwan Co., Ltd. FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd.
ドキュメント ソリューション デジタル複合機、パブリッシングシステム、ドキュメントマネジメントソフトウェア及び関連ソリューション・サービス等	富士ゼロックス㈱、富士ゼロックス東京㈱ 富士ゼロックス大阪㈱、富士ゼロックスシステムサービス㈱ 富士ゼロックスマニュファクチュアリング㈱ Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd.、FX Global, Inc. Fuji Xerox of Shanghai Limited Fuji Xerox Singapore Pte Ltd Fuji Xerox Australia Pty. Limited Fuji Xerox Korea Co., Ltd. Fuji Xerox (Hong Kong) Limited、Fuji Xerox (China) Limited Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.、Fuji Xerox Taiwan Corporation

2020年3月31日現在の子会社数は317社、関連会社数は29社であります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
(連結子会社)						
富士フイルム㈱ * 1	東京都港区	40,000	写真感光材料、産業用装置・材料等の製造及び販売	100.0	有	当社より資金を借り入れております。 オフィス管理費用を一部請求しております。
富士ゼロックス㈱ * 1	東京都港区	20,000	複写機・オフィス関連機材等事務機器の製造及び販売	100.0 (25.0)	有	当社より資金を借り入れております。 オフィス管理費用を一部請求しております。
富士フイルム ビジネスエキスパート㈱	東京都港区	50	総務、人事、購買、研究開発、及び経理等のシェアードサービス	100.0	無	総務関連の業務を一部委託しております。
富士フイルム富山化学㈱	東京都中央区	100	医薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムオブティクス㈱	茨城県常陸大宮市	100	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム テクノプロダクツ㈱	神奈川県南足柄市	200	写真・医療診断・印刷用機器、金属・樹脂成型品の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱	神奈川県横浜市	490	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士ゼロックスマニュファクチャリング㈱	神奈川県海老名市	100	事務機器・プリンター製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム九州㈱	熊本県菊池郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング * 1, 2	愛知県蒲郡市	4,959	再生医療製品、研究開発支援製品の製造及び販売	50.1 (50.1)	無	なし
富士フイルム和光純薬㈱	大阪府大阪市	2,340	試薬、化成品、臨床検査薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムワコーケミカル㈱	宮崎県宮崎市	70	試薬、化成品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムメディカル㈱	東京都港区	1,200	医療診断用製品・サービスの販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムメディカルITソリューションズ㈱	東京都港区	100	医療診断用ソフトウェアの開発及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム医療ソリューションズ株式会社㈱	東京都杉並区	403	医療診断用ソフトウェアの開発及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ㈱	東京都港区	800	印刷用材料・機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス情報システム㈱ * 4	神奈川県横浜市	100	ソフトウェアの開発及びソフトウェア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスシステムサービス㈱	東京都千代田区	200	戸籍関連業務、各種複写サービス等の情報処理サービス	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスインターフィールド㈱	東京都品川区	50	用紙、事務機器及び消耗品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスサービスリンク㈱	東京都港区	100	印刷・複写・複合機管理等のドキュメント関連サービスの提供	80.0 (80.0)	無	なし
富士ゼロックス北海道㈱	北海道札幌市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス宮城㈱	宮城県仙台市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス新潟㈱	新潟県新潟市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス千葉㈱	千葉県千葉市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス埼玉㈱	埼玉県さいたま市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス神奈川㈱	神奈川県横浜市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区	120	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス多摩㈱	東京都立川市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北陸㈱	石川県金沢市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス静岡㈱	静岡県静岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
富士ゼロックス愛知㈱	愛知県名古屋市中	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス京都㈱	京都府京都市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス大阪㈱	大阪府大阪市	90	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス兵庫㈱	兵庫県神戸市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス四国㈱	香川県高松市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス広島㈱	広島県広島市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス福岡㈱	福岡県福岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス プリンティングシステムズ㈱	東京都中野区	310	プリンター製品及び関連 消耗品等の販売、修理及 び保守	81.0 (81.0)	無	なし
富士フイルム イメージングシステムズ㈱	東京都品川区	100	写真感光材料、デジタル カメラ等の販売、及び画 像・情報サービスの提供	100.0 (100.0)	無	なし
㈱富士フイルム ヘルスケアラボラトリー	東京都港区	50	化粧品、機能性食品の販 売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ロジスティクス㈱	神奈川県横浜市	79	物流管理・包装及び梱包	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム I C Tソリューションズ㈱	東京都港区	50	情報システム開発・運 用・維持・管理	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Holdings America Corporation	米国	千US\$ 1,083	米州の製造・販売子会社 の持株会社	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 80,000	写真感光材料、オフセッ ト印刷用CTPプレート等 の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 51	記録メディア製品の製造 及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 0	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM North America Corporation	米国	千US\$ 22,802	写真感光材料、デジタル カメラ、印刷用材料・機 器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Dimatix, Inc.	米国	千US\$ 0	産業用インクジェットプ リンター用ヘッドの研究 、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 30	医療診断用製品・サービ スの開発及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM SonoSite, Inc.	米国	千US\$ 47	超音波診断装置の研究、 開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Wako Chemicals U.S.A. Corporation	米国	千US\$ 30,018	試薬、化成品、臨床検査 薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 1	バイオ医薬品の受託製 造・販売	80.0 (80.0)	有	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies Texas, LLC	米国	千US\$ 0	ワクチン等含むバイオ医 薬品の受託製造・販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.	米国	千US\$ 2	創薬支援、細胞治療等向 けのiPS細胞の開発、製 造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Irvine Scientific, Inc.	米国	千US\$ 19	抗体用培地・人工授精用 培地の開発・製造・販売	100.0 (100.0)	無	なし
FX Global, Inc.	米国	千US\$ 76	富士ゼロックスの米国で の市場及び投資先調査、 研究開発受託等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Canada Inc.	カナダ	千CAN\$ 74,283	写真感光材料、デジタル カメラ及び記録メディア 等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM do Brasil Ltda.	ブラジル	千Real\$ 88,064	写真感光材料等の加工及 び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media GmbH	ドイツ	千EURO 43,460	記録メディア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe GmbH	ドイツ	千EURO 52,150	欧州地域における販売戦 略統括、及び写真感光材 料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM IMAGING PRODUCTS & SOLUTIONS GmbH & Co. KG	ドイツ	千EURO 3,835	写真の現像・プリント及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Wako Chemicals Europe GmbH	ドイツ	千EURO 7,772	試薬、化成品、臨床検査薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe B.V.	オランダ	千EURO 225	欧州地域の持株会社及び写真感光材料の販売等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. * 1	オランダ	千EURO 175,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM UK LIMITED * 1	英国	千STG £ 25,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited * 1	英国	千STG £ 20,621	印刷用インク・機材の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Colorants Limited * 1	英国	千STG £ 72,655	インク染料・顔料等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited	英国	千STG £ 25,703	バイオ医薬品の受託製造・販売	80.0 (80.0)	有	なし
FUJIFILM France S.A.S.	フランス	千EURO 31,663	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品及び印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Belgium NV	ベルギー	千EURO 16,933	写真感光材料、印刷用薬品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials (Europe) NV	ベルギー	千EURO 17,167	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Italia S.P.A.	イタリア	千EURO 2,580	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
BIOGEN (DENMARK) MANUFACTURING ApS	デンマーク	千DKK 390	バイオ医薬品の受託製造・販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Dis Ticaret A.S.	トルコ	千TRY 37,150	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Middle East FZE	UAE	千AED 1,000	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM India Private Limited	インド	千INR 625,856	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
PT. FUJIFILM INDONESIA	インドネシア	百万IDR 419,141	デジタルカメラ、写真感光材料、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. * 1	シンガポール	千SIN\$ 154,987	富士フイルムのアジア・オセアニア地域における販売戦略統括、及び写真感光材料、印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
		千US\$ 1,438,000				
Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd. * 1	シンガポール	千SIN\$ 638,946	富士ゼロックスのアジア・太平洋地域における統括及び事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
		百万円 23,082				
Fuji Xerox Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千SIN\$ 28,800	事務機器の販売及びリース	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM OPTICS PHILIPPINES INC.	フィリピン	千PHP 300,000	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Philippines, Inc.	フィリピン	千PHP 422,358	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Thailand) Ltd.	タイ	千BAHT 321,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千BAHT 150,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千MYR 21,500	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd.	ベトナム	千US\$ 36,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A\$ 800	写真感光材料、デジタル カメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox BusinessForce Pty.Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 351,000	富士ゼロックスのオース トラリアにおける販売会 社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Australia Pty. Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 52,500	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Holdings Pty Ltd * 1	オーストラリア	千A\$ 179,984	富士ゼロックスのオース トラリアにおける販売会 社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A\$ 29,984	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Finance Pty. Ltd.	オーストラリア	千A\$ 1	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Document Management Solutions Pty. Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 304,003	ドキュメント出力・電子 化のアウトソーシング	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Finance Ltd. * 1	オーストラリア	千A\$ 320,010	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
CSG Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 226,742	富士ゼロックスのオース トラリアにおける販売会 社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
CSG Finance Australia Trust	オーストラリア	千A\$ 0	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox New Zealand Limited * 1	ニュージーランド	千NZ\$ 398,687	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Finance Ltd. (New Zealand) * 1	ニュージーランド	千NZ\$ 84,735	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. * 1	中国	千USD 213,397	富士フイルムの中国にお ける持株会社、及び写真 感光材料、デジタルカメ ラ等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国	千USD 2,000	写真感光材料、デジタル カメラ、印刷用材料・機 器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 742,368	写真感光材料、デジタル 機器等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials Taiwan Co., Ltd.	中国	千TW\$ 100,000	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd. * 1	中国	千US\$ 39,000	オフセット印刷用CTPブ レータの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FI Medical device Manufacturing Co., Ltd	中国	千TW\$ 150,000	医療用DRパネル部材の製 造	51.0 (51.0)	有	なし
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.	中国	千US\$ 38,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (China) Limited	中国	千US\$ 39,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Leasing (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 20,000	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Hong Kong) Limited	中国	千HK\$ 65,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox of Shanghai Limited	中国	千US\$ 32,649	事務機器の製造及び販売	81.5 (81.5)	無	なし
Fuji Xerox Industry Development (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 8,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Taiwan Corporation * 1	中国	千TW\$ 1,267,235	事務機器の販売	99.8 (99.8)	無	なし
Fuji Xerox Far East Limited	中国	千US\$ 1,000	事務機器用部品の調達	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Korea Co., Ltd. * 1	韓国	百万WON 15,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
その他204社	—	—	—	—	—	—
(関連会社)						
協和キリン富士フイルム バイオロジクス㈱ * 3	東京都千代田区	100	バイオシミラー医薬品の 開発、製造及び販売	50.0 (50.0)	無	なし
㈱スタジオアリス	大阪府大阪市	1,886	子供向け写真館を中心と した写真サービスの提供	20.3 (20.3)	無	なし
その他27社	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 「親会社」「その他の関係会社」に該当する部分はありません。
 2 * 1 特定子会社に該当いたします。
 3 * 2 有価証券報告書を提出しております。
 4 資本金額は記載単位未満を四捨五入で表示しております。
 5 議決権に対する所有割合欄の()内数字は間接所有割合(内数)であります。
 6 富士ゼロックス㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士ゼロックス㈱	653,542	73,333	68,732	95,029	612,346

- 7 * 3 債務超過会社であり、債務超過の金額は2020年3月末時点で46,746百万円であります。
 8 * 4 富士フイルムICTソリューションズ㈱と富士ゼロックス情報システム㈱は2020年4月1日に事業統合し、富士フイルムシステムズ㈱に商号変更致しました。
 9 関係内容については期末日現在の状況を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
イメージング ソリューション	7,136	[1,099]
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	24,948	[2,710]
ドキュメント ソリューション	39,656	[6,002]
全社(共通)	2,166	[270]
合計	73,906	[10,081]

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
228 [15]	42.7	17.2	10,028,486

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社(共通)	228	[15]
合計	228	[15]

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であり、平均勤続年数には各当該会社での勤続年数を通算しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

当社グループは、写真フィルム需要が激減した2000年以降、積極的な事業構造の転換を進め、安定的に利益を創出できる経営基盤を再構築し、新たな成長戦略を推進しています。2017年8月に2030年度を目標とした新CSR計画「サステナブル バリュー プラン (Sustainable Value Plan) 2030」(以下、「SVP2030」と記載します。)を策定。革新的技術・製品・サービスの提供等事業活動を通じて「新たな価値」を創出することで、社会課題の解決に取り組んできました。当社は、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けます。また、「SVP2030」で示した目指す姿を実現するための具体的なアクションプランとして実行した中期経営計画「VISION2019」では、各事業を「収益力の向上」「さらなる成長の加速」「未来を創る投資」の3つのステージに位置づけ、成長過程に合わせた施策を適切に展開し、個々の事業の収益力の強化を図ることで、事業ポートフォリオをより強固なものにし、一層の飛躍へとつなげてきました。2020年度は、新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」と記載します。)の世界的な流行による各国での非常事態宣言や入国禁止措置、東京オリンピック・パラリンピック延期等に伴う実体経済の停滞等、これまで経験したことのない事態に直面しています。各国で推進される金融緩和や景気対策が、COVID-19流行終息後の景気押し上げに寄与すると期待される一方で、感染拡大が長期化した場合の、もう一段激しい世界経済の落ち込みも危惧される等、国内外問わず極めて先行き不透明な社会経済状況が続くことが予想されます。このような状況の中、当社グループは全事業の収益力向上に努め安定的なキャッシュ創出を進めるとともに、特に「ヘルスケア・高機能材料領域の事業成長」と「ドキュメント事業の新たな成長戦略とさらなる収益力向上」を実現することで、事業ポートフォリオをより強固なものとし、この難局を乗り越えていきます。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の予想値につきましては、COVID-19が世界規模で流行拡大している影響により、現段階では合理的な予想の算出が困難であるため、未定とさせていただきます。

(2) 対処すべき課題

「ヘルスケア・高機能材料領域の着実な事業成長」

ヘルスケア領域では、メディカルシステム事業、バイオCDMO事業が売上成長を牽引し、増収・増益を確保します。医薬品事業と再生医療事業は、研究開発の効率化・パートナーとの提携を推進することで、事業を育成していきます。また、COVID-19感染拡大抑止や流行終息に貢献するべく、早期の「アビガン®錠」提供や、各製薬会社の治療薬等のプロセス開発・製造受託を進めていきます。

メディカルシステム事業では、医療IT領域で“REILI(レイリ)”というブランド名称のもと、医療現場のワークフローを支援するAI技術の開発と実用化を進めています。同技術を活用し、X線画像診断機器、内視鏡、超音波、体外診断(IVD)の幅広い製品ラインアップを活かしたソリューション提案を一層強化します。最大市場の北米においては、主要病院への内視鏡システム導入の促進や外科用処置具の販売強化に加えて、手術室のシステムインテグレーション市場へのビジネス展開を加速し、事業拡大を図ります。また、(株)日立製作所から買収する画像診断関連事業とのシナジー最大化を図ることで、メディカルシステム事業のさらなる成長に向けた、強固な事業基盤の構築を進めていきます。

高い市場成長が見込めるバイオ医薬品のプロセス開発・製造受託事業では、2019年8月にBIOGEN(DENMARK) MANUFACTURING ApSを買収しました。従来のFUJIFILM Diosynth Biotechnologiesの米国・英国拠点と併せて、設備投資・技術開発による生産能力の拡大、スケールメリットによる収益力強化を進めます。また、最先端医療の遺伝子治療薬CDMOに本格参入し事業成長を加速します。

医薬品事業では、抗菌剤、放射性医薬品、アンメットメディカルニーズが高い領域の新薬等において、研究開発を効率的に推進します。ドラッグ・デリバリー・システム分野においては、当社独自技術を活用したリポソーム製剤「FF-10832」「FF-10850」（抗がん剤）の臨床第Ⅰ相試験を米国で進めています。また、富士フイルム富山化学㈱のリポソーム工場(GMP対応)を2020年2月に稼働させました。治験薬製造や商業生産の体制を構築するとともに、核酸内包リポソームの開発・製造受託サービスも開始していきます。

再生医療事業では、細胞治療分野においては、FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc. が治療用iPS細胞の生産施設「i-FACT」（cGMP対応）を2020年3月に稼働させました。自社での再生医療製品の開発を加速させるとともに、開発・製造受託サービスも展開していきます。創薬支援分野においては、国内では2019年9月にヒトiPS細胞由来腸管上皮細胞「F-hiSIEC™」を販売開始しました。米国ではFUJIFILM Cellular Dynamics, Inc. がFUJIFILM Irvine Scientific, Inc. と協業し、細胞・培地・試薬のキット販売や、顧客の実験プロセスにおける細胞・培地・試薬の最適な使用方法の確立をサポートするソリューション販売を進めていきます。製薬企業やアカデミアとの協業を推進することで、画期的な製品の開発・提供を加速し、医薬品開発の効率化や再生医療の産業化に貢献していきます。

高機能材料領域の各事業では、独自の技術力を生かし現在の競争優位性を維持して、市場のニーズにあった高収益の製品をタイムリーに投入することで売上・利益ともに拡大していきます。

電子材料事業では、イメージセンサー用「WCM (Wave Control Mosaic)」や後工程材料を中心に新製品開発・ラインアップ拡充を行います。また、レジスト材料は、先端領域にターゲットを絞り新規材料の開発を進め、事業成長を加速させます。AI・IoTや5Gの普及等により、半導体は需要拡大とともに、高性能化に必要とされる処理能力アップ・微細化が進むとみられており、当社はこうした新たな顧客ニーズに応えていきます。主に半導体の高性能化を支える材料開発及び安定供給を目的とした設備投資を継続的に実施し、さらなる需要拡大に対応していきます。

ディスプレイ材料事業では、液晶パネル向けの既存タック製品におけるマーケットポジションの維持に加え、薄膜・積層塗布技術を活用し、有機ELや車載ディスプレイ向け等新規用途材料のビジネス拡大を進めます。

産業機材事業では、タッチパネル用センサーフィルムの「エクスクリア」等、当社独自技術を活用した高機能製品を拡販していきます。また、橋梁やトンネル等のひび割れ検出サービス「ひびみつけ」等、AIを活用した画像解析によってソリューションビジネスへの展開を行い、事業を拡大します。

「ドキュメント事業の新たな成長戦略とさらなる収益力向上」

2019年11月に「戦略の自由度と意思決定のスピード向上」を狙いとして、富士ゼロックス㈱の完全子会社化を実施しました。さらに、2021年3月31日にゼロックスコーポレーションとの技術契約の終了により、富士フイルムブランドでのグローバル展開が可能となります。2021年4月からは新社名「富士フイルムビジネスイノベーション㈱」として、新たなブランドのもと、ドキュメント機器のグローバル市場への展開を加速します。

オフィスプロダクト&プリンター事業では、セキュリティ機能を強化したカラー複合機「ApeosPort」「DocuCentre」新シリーズを核として日本・中国をはじめとするアジア・オセアニア地域で、さらなるシェア拡大を目指します。加えて新たな戦略として、品質・堅牢性を高く評価されている当社複合機のOEM供給拡大を軸にグローバル市場への展開を加速し、売上成長を目指します。

プロダクションサービス事業では、富士フイルム㈱のグラフィックシステム事業とのシナジーを最大化し、商業印刷分野でのオフセット印刷機からデジタル印刷機までの幅広いラインアップや有力な顧客基盤を梃子に、グローバル市場攻略を進めます。

ソリューション&サービス事業では、富士ゼロックス㈱が培ってきた先進テクノロジーやAI技術を駆使し、働く人の知的生産性を向上させる環境を構築するとともに、紙文書業務プロセスの効率化を可能とするDocuSign, Inc. やEsker SAをはじめとしたさまざまなITサービス提供企業との戦略提携を

拡大することで、クラウド上のセキュアな環境で新たなドキュメントソリューションを提供し、事業成長を拡大していきます。

COVID-19感染対策としてリモートワークが浸透することで、お客様の業務プロセス・働き方が変化することが予想されます。お客様の働き方改革の鍵となる、ドキュメント・業務プロセスのデジタル化を促進するソリューション&サービス事業へのシフトを加速し、新たな事業の柱としていきます。オフィスに縛られない働き方や、デジタルトランスフォーメーションにつながるような、お客様の働き方やビジネスに変革を起こしていくソリューションの提供により、事業成長と収益力向上を目指します。

当社は、「SVP2030」の下、「事業プロセスにおける環境・社会への配慮」と「事業を通じた社会課題の解決」の2つの側面から、当社が取り組むべき重点分野を「環境」「健康」「生活」「働き方」「サプライチェーン」「ガバナンス」の6つに定め、各分野で設定した目標達成に向けて取り組みを進めています。かかる取り組みを着実に遂行すべく、2019年6月に、これまでのCSR部門を発展的に改組し、社長直下の組織として「ESG推進部」を新設しました。

6つの重点分野のうち、「環境」においては、国際社会共通の重要課題である気候変動への対応として、CO2排出削減に積極的に取り組んでいます。具体的には「自社の事業プロセスにおける排出削減」を実現するため、省エネ化に加え、2019年1月に再生可能エネルギー使用率の目標を設定、100%再生可能エネルギー化を目指す国際的なイニシアチブ「RE100」に加盟しました。「製品・サービス・技術を通じた排出削減」としては、環境配慮製品のさらなる創出に向け、製品の環境価値を明確化し、優れた製品を開示する社内認定制度「Green Value Products」を導入。当連結会計年度までに121件を認定しました。今後も、自社の排出削減と社会への貢献の両面でCO2排出削減に向けた取り組みを加速させていきます。「ガバナンス」においては、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけ、強化に取り組んでいます。誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指していきます。

当社グループは、前年度まで取り組んだ中期経営計画「VISION2019」で、重点領域を中心として各事業のビジネスを拡大・成長させてまいりました。当社グループの2020年度の基本方針は「“All-Fujifilm”でたゆまぬ挑戦を!」と掲げました。新規市場創出・拡大に向けて、マーケットニーズを的確に捉えることで新たな価値を持つ製品・サービスの開発・提供を推進します。社会課題の解決を事業成長の機会と捉え、持続可能な社会の発展に貢献するために、富士フイルムホールディングス傘下の全ての会社・組織・従業員の力を結集した“All-Fujifilm”で挑戦してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループは、グループ全体のリスクマネジメントの基本方針及びリスクマネジメント体制を「リスクマネジメント規程」において定め、その基本方針及び体制に基づき、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して適切な管理を行っております。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件についてリスクマネジメント規程に基づいて適切に判断・対処するとともに、重要なリスク案件については、定められた手続きに従い、ESG委員会に報告され、リスク重点課題の設定及びリスク事案発生時の対応を議論し、リスク発生の回避及びリスク発生時の影響の極小化に努めております。さらに、当社グループとしての企業行動憲章・行動規範を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があると認識している主なリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 経済情勢・為替変動による業績への影響に係るリスク

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、連結ベースでの海外売上高比率は当連結会計年度において約57%です。当社の連結財務諸表は世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を円換算して作成していることから、世界各地の経済情勢、とりわけ為替レートの変動は業績に大きく影響を及ぼすリスクがあります。

為替レートの変動が連結営業利益に与える影響は、米ドルに対して円が1円変動した場合は年間約8億円、ユーロに対して円が1円変動した場合は年間約8億円と試算しております。

当社グループでは、為替変動による業績への影響を軽減するため、米ドル、ユーロにおいて先物予約を中心としたヘッジを行う等で対策を行っておりますが、為替の変動の程度によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) イメージング分野における環境変化・競合に係るリスク

イメージング分野においては、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落、製品ライフサイクルの短縮化、代替製品の出現等を主なリスクとして考えております。また、スマートフォンの普及による画像ショット数の増加とプリントニーズの拡大によって、フォトイメージングの分野では事業機会が拡大している一方で、光学・電子映像の分野では、スマートフォンのカメラ性能の向上に対して、当社のデジタルカメラの優位性を訴求できない場合、当社の地位が相対的に低下するリスクが考えられます。

当社グループでは、入力（撮影）から出力（プリント）までのサービスを提供できる総合力や、高度な光学技術・精密加工・組み立て技術等を保有しているという競争優位性を活かして、ユーザーのニーズをとらえたイノベーティブな新たな製品・サービス等を提供してまいります。その成否によっては売上の減少等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)ヘルスケア&マテリアルズ分野における環境変化・競合に係るリスク

ヘルスケア分野においては、画像診断装置を主とする医療機関向け医療機器市場での高齢化の進展や医療従事者の不足等による、診療支援や業務効率化に貢献するソリューションニーズが高まっており、事業機会が拡大している一方で、医療制度改革による予測できない大規模な医療行政の方針変更や医療機器における法規制の強化等を主なリスクと考えております。その環境変化に対応できない場合や、事業活動に必要な各国の許認可を適時に取得することができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、マテリアルズ分野においては、ディスプレイ材料・半導体プロセス材料等の高機能材料市場での競合会社との競争激化による製品販売単価の下落や代替製品の出現等を主なリスクとして考えております。

当社グループでは、高度な画像処理技術、化合物合成・設計力やナノテクノロジー、製膜・塗布技術等の先進・独自の技術を保有しているという競争優位性を活かして、今後も技術に裏付けされた新たな製品・サービスの研究開発とこれをサポートするマーケティング活動を継続的に実施してまいります。その成否によっては売上の減少等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)ドキュメント分野における環境変化・競合に係るリスク

ドキュメント分野においては、顧客企業の業務プロセスのデジタル化や新型コロナウイルス感染防止のためリモートワークが拡大することによるオフィスでのプリント需要の減少、オフィス機器市場の競争激化等による市場環境の大きな変化がリスクと考えます。

当社グループでは、お客様の複雑化・多様化する経営課題の解決を支援できる強力な営業力、オフィスの課題解決のためのソリューションを提供する製品ラインアップの充実と、それを支えるドキュメント分野の独自技術の研究開発、ITサービス企業との提携を進めて競争優位性を維持してまいります。こうした市場動向に対応した製品やサービスを提供できない場合、売上の減少等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)生産活動に係るリスク

当社グループでの生産に必要な原材料・部品等について、急激な価格高騰や、自然災害又は人災、サプライヤーの不測な事態による製造中止等がリスクと考えます。

当社グループでは、急激な原材料価格高騰時には適切な売価への反映を検討するとともに、製品開発及び量産化検討時において、代替材料の探索や可能な限り複数調達先の検討を行うことでリスク分散化の対策を行っておりますが、想定を上回る市況の変化や不測の事態が発生した場合には、収益性の低下や販売機会の消失等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)製品品質・製造物責任に係るリスク

当社グループは、厳しい品質管理基準に従い各種製品を生産しておりますが、将来にわたり製品に欠陥が発生する可能性がないとは言えず、重大な製品事故や製品に対する安全性や環境問題において懸念が発生するリスクがあります。

当社グループでは、新製品開発にあたっては、品質の到達度だけでなく、法規制を遵守し、環境・安全に配慮した製品開発を行うとともに、製品安全情報のお客様への周知や製品安全に関する従業員への教育を徹底する等の対策を図り、万一、製品事故等が発生した場合の体制構築等を整えておりますが、実際にこうした事態が発生した場合には、その対応費用が発生するだけでなく、企業ブランドや製品ブランドが毀損され当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 医薬品事業・再生医療事業に係るリスク

当社グループにおける一部のグループ会社では、医薬品及び再生医療等製品の研究開発及び製造販売を行っております。新規の医薬品及び再生医療等製品の開発・薬効追加等には多額の研究開発投資を行う必要があり、承認・販売までには長期間を要するとともに、研究開発が計画通りに進行せず、開発の遅延や中止等のリスクがあります。また、販売後に予期せぬ重大な副作用その他の安全性に関する問題が発生する可能性もあります。

当社グループでは、開発の不確実性のリスクに対しては、複数のパイプラインを保有することによりリスクの分散化を図っております。また、医薬品は開発段階において必要な安全性の試験を実施し、監督官庁の審査を経て承認されておりますが、万一、販売後に予期せぬ重大な副作用等が見つかった場合には、損害賠償の負担や社会的信頼の失墜等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 物流に係るリスク

当社グループの事業活動において、原油価格の高騰等を原因とする運賃の高騰は、当社グループの物流コストの増加をもたらす可能性があります。また、地震・津波・洪水等の大規模災害の発生により、人的・物的被害や物流機能の麻痺、インフラ機能断絶等が生じ、当社グループの生産・販売活動に支障が生じるリスクがあります。

当社グループでは、生産拠点を複数の地域に分散化する等の対策を図り、不測の事態により一部の地域で生産・販売活動が停止した場合でも影響を軽減できるような体制をとっておりますが、完全に影響をゼロにすることはできず、こうした事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特許及びその他の知的財産権に係るリスク

当社グループは、さまざまな特許、ノウハウ等の知的財産権を保有し、競争上の優位性を確保していますが、将来、特許の権利存続期間の満了や代替技術等の出現に伴って、優位性の確保が困難となることが起こり得ます。

当社グループが関連する幅広い事業分野においては、多数の企業が高度かつ複雑な技術を保有しており、また、かかる技術は著しい勢いで進歩しています。事業を展開する上で、他社の保有する特許やノウハウ等の知的財産権の使用が必要となるケースがありますが、このような知的財産権の使用に関する交渉が成立しないことのリスクがあります。

当社グループでは、他社の知的財産権の調査を行い、他社の権利を侵害することがないように常に注意を払って事業展開をしておりますが、訴訟に巻き込まれるリスクを完全に回避することは難しいのが実情です。このような場合、係争費用や敗訴した場合の賠償金等の負担により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 企業買収・業務提携等に係るリスク

当社グループは、持続的な成長のため、これまでに複数の企業買収を実施しており、今後も実施する可能性があります。また、業務提携、合併事業、戦略的投資といったさまざまな形態で、他社との関係を構築しております。これらの活動は、当社グループの成長のための施策として重要なものであります。

当社グループでは、企業買収にあたって慎重に検討を行い、一定の社内基準をもとに、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合のみ企業買収を実行するとともに、重要な投資案件に対しては業績が当初計画から大きく乖離していないかを確認し、必要に応じて業績改善のための対策を講じておりますが、景気動向の悪化や政情不安、法令や規則の変更、対象会社もしくはパートナーの業績不振、業務統合に想定以上の時間を要する等により、期待していた買収効果や利益を実現することができなくなる可能性があります。また、当社グループは、企業買収に伴う営業権及びその他の無形固定資産を貸借対照表に計上しておりますが、予測される将来キャッシュ・フローの低下により、投資に対する回収可能性が低下した場合には減損損失を認識することで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保に係るリスク

当社グループの将来の経営成績は、有能な人材の継続的な会社への貢献に拠るところが大きく、これらの人材を採用・育成し、良好な関係を維持していくことが重要になります。一方、当社グループの事業領域での労働市場における人材獲得競争は、近年ますます激しさを増してきており、研究開発、製造、マーケティング及び販売、ICT、マネジメント分野等に関する高度な専門性を持った人材を確保していく必要がありますが、そのような人材には高い需要があり、必要な人材を確保できない可能性があります。

当社グループでは、人材を企業価値の源泉の一つと位置付け、社会の変化に対応し、自らイノベーションを起こすことのできるグローバル人材や基幹人材の育成に長期的な視点で注力するとともに、多様な人材が能力を発揮できる環境作りに努めておりますが、そうした人材が育成できなかった場合や社外に流出してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部統制に係るリスク

当社グループは、財務報告の適正性と信頼性並びに業務の有効性と効率性を確保するため、内部統制体制を構築・整備し、運用するとともに、継続的な改善を図っています。しかしながら、想定外の問題が発生して内部統制が有効に機能しなかった場合、従業員等の悪意あるいは重大な過失に基づく行動等、さまざまな要因により内部統制システムが適切に機能しない可能性があります。

当社グループでは、富士フイルムグループ企業行動憲章・行動規範を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図るとともに、当社グループ内外にコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口を設置して、違反行為の早期発見に努めております。また、内部監査体制を整え、自ら問題の早期発見を行っておりますが、このような対策が適切に機能しなかった場合、法令違反や当社グループの財務報告に関する投資家の信頼低下による当社株価の下落、当社グループの社会的信用の失墜により事業に悪影響が生じる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報システムに係るリスク

当社グループは、さまざまな情報システムを使用して業務を遂行しており、適切なシステム管理体制の構築やICT人材の確保、セキュリティ対策等を行っておりますが、サイバー攻撃等による不正アクセス、従業員等の悪意あるいは重大な過失に基づく行動や、停電、災害等の要因により、データの改ざん、破壊、個人情報の漏洩、情報システムの障害等の事態が起こる可能性があります。

当社グループでは、ソフトウェアや機器によるセキュリティ対策の実施や、定期的に従業員への教育及び訓練を実施し、本件リスクが顕在化しないよう努めておりますが、万一、こうした事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 公的規制に係るリスク

当社グループが事業を展開している地域においては、事業・投資等の許認可、輸出入、通商、公正取引、知的財産、消費者保護、租税、為替管理、環境、薬事等の法規制の適用も受けており、万一、規制に抵触した場合、制裁金等が課される可能性があります。

当社グループでは、国内外の法的規制に関する情報収集を行うとともに、事業活動に係る法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアル等を制定し、定期的な従業員への教育等を通じてコンプライアンス徹底を図っておりますが、今後規制が強化・大幅な変更等なされた場合、当社グループの活動の制限や、規制遵守のため、あるいは規制内容の改廃に対応するためのコストが発生する等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 環境規制に係るリスク

当社グループは、気候変動対策、製品リサイクルを含む資源保全、有害物質の使用制限、土壌・地下水・大気汚染防止及び廃棄物処理等に関するさまざまな環境関連法令の適用を受けており、これらの規制により法的又は社会的責任の観点から、環境に関する費用負担や賠償責任が発生するリスクがあります。

当社グループでは、製品の企画・開発の段階から環境負荷の低減を考慮し、生産、物流、使用、リサイクル又は廃棄に至るライフサイクル全体を対象とし、CO2の排出削減、資源循環の促進、製品・化学物質の安全確保等に取り組んでおります。しかし、将来、環境に関する規制の厳格化や義務の拡大等の変化が生じた場合、あるいは社会的な環境意識の高まりに伴い当社グループが環境問題への取り組みをより一層推進する場合には、かかる取り組みへの支出の増加や、当社グループの事業活動への制限等を受ける可能性があります、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 気候変動に係るリスク

気候変動問題において、今後各国・地域における政策の強化、環境関連法令等の変更・新規導入が想定外の急速なスピードで実施された場合に、かかる取り組みへの支出の増加や、当社グループの事業活動への制限等を受けるリスクがあります。

当社グループは、パリ協定に代表される脱炭素社会への動き等、気候変動への対応に対して世界的に関心が高まるなか、エネルギー利用効率の最大化及び再生可能エネルギーの導入・活用によるエネルギー源の低炭素化を進めております。また、当社グループは、2018年12月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同することを表明し、2019年4月には事業活動での100%再生可能なエネルギー利用を目指す国際的なイニシアチブ「RE100」に加盟しております。

当社グループでは、気候変動に伴う物理リスクへの対応として、調達・生産を複数の地域に分散化する等の対策を行っているものの、異常気象による原材料・部品の供給停止・価格高騰や、工場操業停止、サプライチェーンの寸断による製品サービスの中止等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 大規模災害等に係るリスク

当社グループは、世界各地で生産・販売等の事業活動を行っております。このため、地震、津波、洪水等の大規模な自然災害に見舞われた場合や、火災、テロ、戦争、感染症の蔓延といった要因により、事業活動に支障をきたすリスクがあります。

当社グループでは、自然災害が発生した際にいち早く従業員の安否を確認できるよう安否確認システムを導入するとともに、定期的に地震・火災に備えた訓練を実施しております。また、実際に災害が発生した際には早急に被災地の被害状況を把握した上で対策を講じられるように事業継続への影響を軽減できる体制を整えておりますが、事業活動の復旧までに長期の時間を要した場合や施設等の改修に多額の費用が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新型コロナウイルス感染症の拡大に係るリスク

2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において初めて確認された新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載します。）の世界的な流行拡大によって、当社グループのフォトイメージング事業や電子映像事業において、当社グループ中国工場における操業率低下による一部新製品の発売延期や消費活動の停滞によるデジタルカメラ等製品の需要減、グラフィックシステム事業において、イベント等の自粛による印刷需要減、ドキュメント事業において、オフィス閉鎖等によるプリント需要減の影響が生じました。

当社グループでは、新型コロナウイルス対策室を設置し、顧客、取引先及び従業員の安全第一を考え、また更なる感染拡大を防ぐために、WHO並びに各国保健行政の指針に従った感染防止策の徹底をはじめとして、感染リスクが高い国や地域への渡航の原則禁止、工場見学や販売促進企画等の多くのお客様にお集まりいただくイベントの休止や制限、在宅勤務の実施等の対策を実施しております。

また、ヘルスケア分野ではCOVID-19の感染拡大抑止・流行終息に貢献する製品・サービスの提供や、ドキュメント分野ではリモートワークを支援する新たなソリューション提供を推進してまいります。今後、事態が長期化又は更なる感染拡大が進行した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で2020年度以降の業績に与える影響を予測することは困難であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の世界経済を概観すると、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載します。）の世界的大流行の影響により、経済活動が抑制されており、急速に減速しています。日本の景気についても、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。先行きについては、COVID-19の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済を下振れさせるリスクを十分注視する必要があります。

当連結会計年度における連結売上高は、メディカルシステム事業、バイオCDMO事業、再生医療事業、電子材料事業等で売上を伸ばしましたが、フォトイメージング事業、光学・電子映像事業、ドキュメント事業の売上減少等により2,315,141百万円（前年度比4.8%減）となりました。営業利益は、186,570百万円（前年度比11.1%減）となりました。税金等調整前当期純利益は173,071百万円（前年度比18.7%減）、当社株主帰属当期純利益は124,987百万円（前年度比9.5%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(事業セグメント別の連結売上高)

セグメント	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
イメージング ソリューション	386,914	332,603	△54,311	△14.0
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	1,038,966	1,024,209	△14,757	△1.4
ドキュメント ソリューション	1,005,609	958,329	△47,280	△4.7
連結合計	2,431,489	2,315,141	△116,348	△4.8

イメージング ソリューション部門の連結売上高は、前年度の386,914百万円に対し、COVID-19の影響等でインスタントフォトシステムやデジタルカメラ等の販売が減少したことにより54,311百万円減少し、332,603百万円となりました。ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門の連結売上高は、前年度の1,038,966百万円に対し、メディカルシステム事業、バイオCDMO事業、電子材料事業等で対前年増収となるもののCOVID-19の影響等により14,757百万円減少し、1,024,209百万円となりました。ドキュメント ソリューション部門の連結売上高は、前年度の1,005,609百万円に対し、為替の円高影響やCOVID-19の影響等により47,280百万円減少し、958,329百万円となりました。

(事業セグメント別の営業利益)

セグメント	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
イメージング ソリューション	51,128	25,076	△26,052	△51.0
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	97,579	92,402	△5,177	△5.3
ドキュメント ソリューション	96,366	105,045	8,679	9.0
全社費用及び セグメント間取引消去	△35,246	△35,953	△707	-
連結合計	209,827	186,570	△23,257	△11.1

イメージング ソリューション部門の営業利益は、前年度の51,128百万円に対し、為替やCOVID-19の影響等により26,052百万円減少し、25,076百万円となりました。ヘルスケア&マテリアルズソリューション部門の営業利益は、前年度の97,579百万円に対し、為替やCOVID-19の影響等により5,177百万円減少し、92,402百万円となりました。また、ドキュメント ソリューション部門の営業利益は、前年度の96,366百万円に対し、収益性の改善や構造改革効果により8,679百万円増加し、105,045百万円となりました。

当連結会計年度末では、総資産は現金及び現金同等物の減少等により、93,000百万円減少し3,321,692百万円（前年度末比2.7%減）となりました。負債は社債及び長期借入金の増加等により158,084百万円増加し、1,327,935百万円（前年度末比13.5%増）となりました。純資産は非支配持分との資本取引等により251,084百万円減少し、1,993,757百万円（前年度末比11.2%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」と記載します。）は、為替変動による影響等を合わせて、前連結会計年度末より258,656百万円減少し、当連結会計年度末において396,091百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動により得られた資金は255,667百万円となり、前連結会計年度と比較して6,324百万円（2.5%）増加しておりますが、これは受取債権が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動に使用した資金は244,850百万円となり、前連結会計年度と比較して36,265百万円（17.4%）増加しておりますが、これは事業買収による支出や固定資産の購入等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動に使用した資金は250,943百万円となり、前連結会計年度と比較して97,421百万円（63.5%）増加しておりますが、これは非支配持分との資本取引による支出等によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の実績につきましては、「① 財政状態及び経営成績の状況」の記載に含めております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

① 資本の財源及び資金の流動性

i) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(連結キャッシュ・フロー指標)

	前連結会計年度	当連結会計年度
株主資本比率 (%)	59.7	58.8
時価ベースの株主資本比率 (%)	60.3	65.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	2.1	2.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	75.2	110.4

(注) 株主資本比率

: 株主資本／総資産

時価ベースの株主資本比率

: 株式時価総額 (期末株価終値×期末発行済株式数*) / 総資産
*自己株式を除く

キャッシュ・フロー対有利子負債比率: 有利子負債 (社債、短期・長期借入金) / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い (支払利息)

ii) 財務政策

当社グループの資金需要には、運転資金需要及び投資を目的とした資金需要、株主還元のための資金需要が含まれます。

運転資金需要のうち主なものは、原材料等の購入費用、製造費用、販売費及び一般管理費、研究開発費等の営業費用によるものであり、投資を目的とした資金需要のうち主なものは、設備投資、事業買収を含む投融資等によるものであります。また、株主還元の方針は以下の通りであります。

(株主還元方針)

配当につきましては、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々キャッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じて自己株式の取得も機動的に実施していきます。株主還元方針については、配当を重視し、配当性向25%以上を目標としております。

これらの資金は、主として内部資金により充当し、必要に応じ金融機関からの借入や社債による資金調達を実施しています。また、COVID-19の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による緊急の資金需要に備えるため、短期資金借入枠を設定しています。

なお、当連結会計年度末の残高の内訳は、短期の社債及び借入金120,998百万円、長期の社債及び借入金503,171百万円となっております。

② 経営成績

i) 売上高、営業費用及び営業利益

当連結会計年度の売上高は、前年度の2,431,489百万円に対し、116,348百万円減少し、2,315,141百万円 (前年度比4.8%減) となりました。国内売上高は1,004,076百万円 (前年度比0.2%減)、海外売上高は1,311,065百万円 (前年度比8.0%減) となりました。実績為替レートは109円／米ドル (前年度比2円高)、121円／ユーロ (前年度比7円高) となりました。

販売費及び一般管理費は、前年度の631,557百万円に対し21,514百万円減少し、610,043百万円 (前年度比3.4%減) となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は26.3%でした。

研究開発費は、前年度の156,132百万円に対し1,748百万円増加し、157,880百万円（前年度比1.1%増）となりました。研究開発費の売上高に対する比率は6.8%でした。

セグメントの業績は次のとおりであります。

「イメージング ソリューション部門」

本部門の連結売上高は、332,603百万円（前年度比14.0%減）となりました。COVID-19の流行拡大影響により、当社グループ中国工場において、春節休暇の延長による稼働再開の延期や、稼働後の従業員確保の問題等による操業率低下があり、一部の新製品発売が2020年度の販売となりました。また、小売店の来客減や閉鎖等による、インスタントフォトシステム「チェキ」シリーズやミラーレスデジタルカメラ「Xシリーズ」等、コンシューマー製品の販売が影響を受けました。営業利益は、25,076百万円（前年度比51.0%減）となりました。

フォトイメージング事業では、カラーペーパーの需要減や、COVID-19の流行拡大影響により、売上は減少しました。撮影したその場で写真をプリントして楽しめるインスタントフォトシステムでは、2020年3月より、世界中で特に人気の高いエントリーモデルの新製品「instax mini 11」を欧米等で販売開始しました。今後も“アナログからデジタルまで”幅広い分野において多様化するお客さまのニーズにお応えし、より良い製品・サービスを提供し続けます。

光学・電子映像事業の電子映像分野では、デジタルカメラのエントリーモデルの販売減や、COVID-19の流行拡大影響により売上は減少しましたが、2019年6月に発売した、世界最高※1億2百万画素のラージフォーマットセンサーを搭載したミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM GFX100」や、2020年2月に発売した高級コンパクトデジタルカメラ「FUJIFILM X100V」の販売は好調に推移しました。

光学デバイス分野では、主に中国景気の減速による車載レンズ等産業用レンズの需要減の影響を受け、売上は減少しました。2020年3月より、世界最高※2125倍ズームを実現した4K対応放送用レンズと、世界で初めてAF機能を搭載した4K対応放送用レンズの販売を開始しました。また、独自の二軸回転レンズで投写の自由度を広げる新プロジェクター「FUJIFILM PROJECTOR Z5000」や、レンズ一体型の遠望監視カメラ「FUJIFILM SX800」等、事業成長に向けた新製品の展開を強化しています。

※1 民生用ミラーレスデジタルカメラとして。2020年5月18日時点。富士フイルム調べ。

※2 50倍以上のズーム倍率を持つ箱型タイプの放送用レンズとして。2019年11月13日時点。富士フイルム調べ。

「ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門」

本部門の連結売上高は、1,024,209百万円（前年度比1.4%減）となりました。COVID-19の流行拡大影響により、メディカルシステム事業では病院への営業活動自粛や商談遅延、ライフサイエンス事業では店頭イベントの中止や直営店の休止、グラフィックシステム事業ではイベント等の自粛による印刷需要減等の影響を受けました。営業利益は、92,402百万円（前年度比5.3%減）となりました。

メディカルシステム事業では、COVID-19の流行拡大影響を受けましたが、医療IT、内視鏡、体外診断（IVD）等の分野で販売が堅調に推移し、売上が増加しました。X線画像診断分野では、デジタルマンモグラフィシステムの販売が最大市場である米国や、中南米、中東等の新興国で好調に推移しました。また、COVID-19の流行により、複数の病床を移動しながら撮影可能な回診用X線撮影装置の需要が急増し、欧州、米国を中心に販売が伸長しました。医療IT分野では、医用画像情報システム（PACS）「SYNAPSE」を中心としたシステムの販売が日本を中心に好調に推移し、売上が増加しました。内視鏡分野では、特殊光観察が可能な7000システム等の販売が海外を中心に好調に推移しました。超音波診断分野では、COVID-19の流行による肺炎検査や処置の需要が急増し、病床への持ち運びが容易な携帯型超音波画像診断装置「SonoSite Edge II」等の販売が伸長し

ました。体外診断（IVD）分野では、血液検査システム「ドライケムシリーズ」の販売が堅調に推移しました。また、2019年12月に㈱日立製作所の画像診断関連事業の買収を発表しました。本買収により、これまで以上に質の高い豊富なソリューションを提供し、医療の質の向上に向けて先進的な役割を果たすとともに、世界屈指の「ヘルスケア・カンパニー」としての事業基盤を確立します。

医薬品事業では、収益性の改善を目的にジェネリック医薬品販売を縮小したこと等により、売上は減少しました。2020年3月よりCOVID-19の患者を対象とした抗インフルエンザウイルス薬「アビガン®錠」（一般名：ファビピラビル）の国内臨床第Ⅲ相試験を開始しました。米国では2020年4月より臨床第Ⅱ相試験を開始しています。既に増産を開始しており、政府とも連携し、COVID-19の流行拡大抑止や流行の終息、さらには今後の公衆衛生の向上に貢献していきます。また、2020年2月より、ドラッグ・デリバリー・システム（DDS）技術の一つであり、薬剤を選択的に送達し薬効を高めるリボソーム製剤専用の新工場が稼働を開始し、開発・製造受託サービスをスタートしました。アンメットメディカルニーズに応える新薬開発を進めるとともに、これまで培ってきたDDS技術等を活用し医薬品創出をサポートすることで、医薬品産業のさらなる発展に貢献していきます。

バイオCDMO事業では、バイオ医薬品のプロセス開発受託、及び製造受託が好調に推移し、売上が増加しました。2019年8月に連結子会社化した、バイオ医薬品大手Biogen Inc.の製造子会社BIOGEN（DENMARK）MANUFACTURING ApSも売上の増加に寄与しました。また、2020年3月に、バイオ医薬品のさらなる生産能力増強を目的に、英国拠点に約90億円を投じ、微生物培養タンクを備えた新規製造ライン等の導入を発表しました。2022年以降の稼働を予定しています。今後も、高品質な医薬品の安定供給を通じて顧客の新薬創出をサポートし、アンメットメディカルニーズへの対応等社会課題の解決、さらにはヘルスケア産業の発展に貢献していきます。

再生医療事業では、FUJIFILM Irvine Scientific, Inc.（米国）が展開する培地販売、及びFUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.（米国。以下、「FCDI」と記載します。）が展開する、iPS細胞を用いた創薬支援事業が好調に推移しました。また、2020年3月よりFCDIでは、治療用iPS細胞の新生産施設「Innovation Facility for Advanced Cell Therapy（i-FACT）」の稼働を開始しました。今後も富士フイルムグループ各社の技術・ノウハウを活用し、再生医療の早期産業化に貢献していきます。

ライフサイエンス事業では、COVID-19の流行拡大影響を受けましたが、リニューアル発売したジェリー状先行美容液「ASTALIFT JELLY AQUARISTA（アスタリフト ジェリー アクアリスト）」や、サプリメント「メタバリアEX」等の販売が堅調に推移しました。今後もお客様のニーズを捉えた独自性の高い製品を提供し、人々の美容と健康に貢献していきます。

ディスプレイ材料事業では、パネルメーカーの生産調整や「WVフィルム」の需要減等の影響を受け、全体の売上は減少しましたが、有機EL向けの製品販売が堅調に推移しました。

産業機材事業では、タッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」の販売が顧客の在庫調整の影響を受けたこと等により、全体の売上は減少しましたが、非破壊検査用機器の販売が堅調に推移しました。

電子材料事業では、先端フォトリソ周辺材料において半導体市場低迷の影響を受けたものの、CMPスラリー等の販売が引き続き堅調に推移し、売上が増加しました。

ファインケミカル事業では、ライフサイエンス分野における試薬販売が堅調に推移しました。全体の売上は前年並みとなりました。

記録メディア事業では、2019年9月に発売した、最大記録容量30TBを実現したデータストレージ用磁気テープ「FUJIFILM LTO Ultrium8 データカートリッジ」の販売が好調に推移し、売上が増加しました。今後も「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」等の独自技術を使用したデータストレージ用磁気テープの拡販や、データアーカイブサービスを提供し、ビッグデータ時代の顧客ニーズに確実に対応していきます。

グラフィックシステム事業では、刷版需要の減少や、COVID-19の流行拡大影響を受け、売上が減少しました。刷版材料分野では、無処理CTPプレートを中心とした環境対応品の拡販を推進します。デジタル印刷分野では、商業印刷向けインクジェットデジタルプレス「Jet Press 750S」を中心に、デジタル化が進む商業印刷及びパッケージ印刷市場に対して、今後も画期的な製品を開発・提供し、事業成長を図っていきます。

インクジェット事業では、産業用インクジェットヘッドの販売が中国景気の減速等による需要減の影響を受け、売上が減少しました。2019年11月より、商業印刷やパッケージ印刷向け産業用シングルパスインクジェット印刷装置の製品化に必要な基幹部品やソフトウェア等のインクジェットコンポーネントを「Samba（サンバ） JPC」として販売開始しました。用途が拡大する産業用インクジェット市場に対して今後も画期的な製品を開発・提供し、さまざまな産業の発展に貢献していきます。

「ドキュメント ソリューション部門」

本部門の連結売上高は、アジア通貨安が進んだことによる為替のマイナス影響、欧米向け輸出の減少及びCOVID-19流行拡大影響等により、958,329百万円（前年度比4.7%減）となりました。営業利益は、業務改革による収益性の改善等により、105,045百万円（前年度比9.0%増）となりました。

オフィスプロダクト&プリンター事業のオフィスプロダクト分野では、主にCOVID-19流行拡大影響を受けて全体の販売台数は前年を下回りました。アジア・オセアニア地域や欧米向けの販売は減少し、主力A3カラー複合機「ApeosPort-VII C」シリーズが好調の国内販売も、第4四半期は前年を下回りました。一方で、感染対策としてリモートワークが広がったことで、全国のセブンイレブン店頭に設置された複合機を利用した「ネットプリント®サービス」の需要が拡大しました。オフィスプリンター分野では低採算のローエンドプリンタービジネスの縮小等により、販売台数が減少しました。

プロダクションサービス事業では、基幹システム向けプリンターの販売が減少したものの、カラー・オンデマンド・パブリッシング機「Iridesse™ Production Press」の販売が、豊かな色表現を実現する特殊トナーを追加してお客様のカスタマイズバリエーションを増やし、各地域で好調でした。また、国内ではDTP（Desktop Publishing）向けカラープリンター「DocuColor 1450 GA（Model-NE）」の販売が堅調に推移し、全体の販売台数は対前年で増加しました。

ソリューション&サービス事業では、オーストラリアで獲得した大型BP0（Business Process Outsourcing）契約に加え、国内市場ではオフィスのIT環境の設計・導入・運用・管理をサポートするサービスの販売が堅調に推移し、全体の売上が増加しました。強固なセキュリティ・簡単・便利なネットワーク環境を実現するサービス「beat」等の販売も強化しつつ、今後も新しいソリューション&サービスメニューを順次提供し、お客様の多様化する働き方を支援していくとともに、当領域でのさらなる成長を目指します。

ii) 営業外損益及び税金等調整前当期純利益

営業外収益及び費用は、持分証券に関する評価損の計上等により、前年度2,935百万円の営業外収益に対し16,434百万円減少し、13,499百万円の営業外費用となりました。

税金等調整前当期純利益は、前年度の212,762百万円に対し39,691百万円減少し、173,071百万円となりました。

iii) 法人税等

法人税等は、前年度の56,056百万円に対し19,942百万円減少し、36,114百万円となりました。

iv) 持分法による投資損益及び非支配持分帰属損益

持分法による投資損益は、前年度418百万円の利益に対して923百万円増加し、1,341百万円の利益となりました。

非支配持分帰属損益は、主として富士ゼロックス㈱及びその子会社の非支配持分に帰属する利益です。前年度の19,018百万円に対し5,707百万円減少し、13,311百万円となりました。

なお、2019年11月8日付で富士ゼロックス㈱を完全子会社化したため、同日付で富士ゼロックス㈱の非支配持分はなくなっております。

v) 当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、前年度の138,106百万円に対し13,119百万円減少し、124,987百万円となりました。基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の326.81円に対し、306.18円となりました。また、希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の325.82円に対し、305.22円となりました。

③ 次期の見通し

2020年度業績につきましては、COVID-19が世界規模で流行拡大している影響により、現段階では合理的な予想の算出が困難であるため、未定とさせていただきます。

④ 重要な会計上の見積り

当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす見積り及び仮定を行う必要があります。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

COVID-19の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、最善の見積りを行う上での一定の仮定として、翌連結会計年度の一定期間に亘り当該影響が継続するとの前提で、会計上の見積りを行っております。

なお、COVID-19による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

i) 企業結合

企業結合は取得法で処理しております。取得法では、取得した全ての資産及び引き受けた全ての負債を、支配獲得日における公正価値に基づき認識及び測定します。公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの予測、割引率及び永久成長率等の、重要な見積りを伴います。

企業結合の処理における公正価値の算定に用いられた見積りは合理的であると考えていますが、見積りの根拠となる前提条件の予測不能な変化に伴い公正価値が修正され、取得した資産の将来における減損損失の計上、引き受けた負債の増加につながる可能性があります。

なお、当事業年度に実施した事業買収については、連結財務諸表注記「22 事業買収」に記載しております。

ii) 営業権の減損

営業権は償却せず、毎年1月1日時点で減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく公正価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC（加重平均資本コスト）に基づいて算出しております。また、客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく公正価値の算定には、将来キャッシュ・フローの予測、割引率及び永久成長率等の、重要な見積りを伴います。

営業権の減損判定に使用した公正価値の算定に用いられた見積りは合理的であると考えていますが、見積りの根拠となる前提条件の予測不能な変化によって公正価値が減少し、将来において営業権の減損損失を認識することになる可能性があります。

なお、オペレーティングセグメント毎の営業権の残高については、連結財務諸表注記「8 営業権及びその他の無形資産」に記載しております。

iii) 長期性資産の減損

営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過すると判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

これらの手法は、将来見積利益又はキャッシュ・フローの予測及び割引率等多くの見積りを伴います。

長期性資産の減損判定に使用した公正価値の算定に用いられた見積りは合理的であると考えていますが、見積りの根拠となる前提条件の予測不能な変化によって公正価値が減少し、将来において長期性資産の減損損失を認識することになる可能性があります。

iv) 退職給付引当金及び退職給付費用

当社の一部の子会社は確定給付企業年金制度を採用しており、当該制度にかかる退職給付引当金及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

数理計算上の仮定は、最善の見積りにより決定しておりますが、見直しが必要となった場合には、退職給付引当金及び退職給付費用が増加する可能性があります。

なお、数理計算上の仮定については連結財務諸表注記「10 退職給付制度」に記載しております。

v) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

貸倒引当金は、過去の実績や評価時点で利用可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で見積りを行っていますが、相手先の財政状態が悪化した場合等見積りの根拠となる仮定又は条件等が変化した場合には、貸倒引当金を積み増すことになる可能性があります。

なお、貸倒引当金の残高については、連結財務諸表注記「20 金融債権の状況」に記載しております。

vi) 繰延税金資産

資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。また、繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

回収可能性の検討にあたっては、評価時点で利用可能な情報に基づいた最善の見積りを行っていますが、見積りの前提とした仮定や条件に変更が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の評価を見直す可能性があります。

なお、繰延税金資産の残高については、連結財務諸表注記「11 法人税等」に記載しております。

vii) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

評価損の見積りにあたっては、過去の出荷実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が下落する場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 相互に技術を供与している契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士ゼロックス㈱ (連結子会社)	Xerox Corporation (米国)	ゼログラフィー製品及びその他の製品に関する 技術・商標等のクロスライセンス	2016年4月1日から 2021年3月31日まで

(2) 外国会社への技術輸出契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士フイルム富山 化学㈱(連結子会 社)	Merck Sharp & Dohme Corp. (注)(米国)	ニュータイプのキノロン系抗菌薬「T-3811」の 特許及びノウハウについての実施契約並びにバ ルク供給契約	2004年6月22日から 対象特許の満了日まで
	MSD International Holdings GmbH (注) (スイス)		

(注) Schering Corporation(米国)はMerck Sharp & Dohme Corp. との合併(2012年5月)により、社名がMerck Sharp & Dohme Corp. となっております。

Schering-Plough Limited(スイス)は組織変更により、社名をMSD International Holdings GmbH に変更しております。

(3) 国内会社との取引契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士フイルム富山 化学㈱(連結子会 社)	アステラス製薬㈱	ニュータイプの経口用キノロン系抗菌薬「T-3811」の特許及びノウハウについて国内における実施権供与、共同開発、並びに販売権の供与	2006年3月31日から 対象特許の満了日まで

(4) 株式取得に関する契約

① 富士ゼロックス㈱の完全子会社化に関する契約

当社は、ゼロックスコーポレーション(その子会社を含み、以下、「ゼロックス」と記載します。)が保有する富士ゼロックス㈱(以下、「富士ゼロックス」と記載します。)の全株式を取得する旨の株式譲渡契約を2019年11月5日に締結するとともに、11月8日にゼロックスが保有する全株式を取得し、富士ゼロックスを完全子会社化しました。本取引の概要は以下のとおりです。

- ・当社グループによるゼロックスに対する総額2,300百万米ドルの支払
- ・当社グループによるゼロックス保有の富士ゼロックス株式25%並びにゼロックスと富士ゼロックスの合弁会社であるXerox International Partnersのゼロックス持分51%の取得
- ・技術契約終了後のブランド移行期間を2年間に延長、ゼロックスブランド使用の対価としてゼロックスに総額100百万米ドルの支払
- ・当社とゼロックスの合弁契約の解消
- ・富士ゼロックスとゼロックスの製品供給契約の改定
- ・当社が2018年6月18日に提起したゼロックスに対する損害賠償請求訴訟の取り下げ

② ㈱日立製作所の画像診断関連事業の買収に関する契約

当社の完全子会社である富士フイルム㈱(以下、「富士フイルム」と記載します。)は、ヘルスケア領域の更なる事業拡大に向けて、㈱日立製作所(以下、「日立製作所」と記載します。)の画像診断関連事業(以下、「対象事業」と記載します。)を買収します。本買収にあたり日立製作所が新会社を設立、対象事業を承継し、富士フイルムが新会社の全株式を日立製作所から取得する契約を、2019年12月18日に締結しました。

5 【研究開発活動】

当社グループは、写真感光材料やドキュメント等の事業で培った材料化学、光学、解析、画像等の幅広い基盤技術のもと、機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を有しています。現在、さまざまな分野でビジネスを展開している当社グループでは、これらの基盤技術とコア技術を融合した商品設計によって、重点事業分野への研究開発を進める一方、将来を担う新規事業の創出も進めています。2019年11月には富士ゼロックス㈱を100%子会社化しました。この取引により、富士フイルムグループ内での連携を強化し、これまで以上にシナジー創出を加速させます。例えば、富士フイルムグループが保有する画像処理技術と、富士ゼロックス㈱の言語処理技術を組み合わせることで、医療分野の診断レポート生成に活かす等革新的製品・サービスを展開し、成長領域で事業を拡大していきます。

富士フイルム富山化学㈱では2020年3月よりCOVID-19の患者を対象とした抗インフルエンザウイルス薬「アビガン®錠」（一般名：ファビピラビル）（以下、「アビガン」と記載します。）の国内臨床第Ⅲ相試験を開始しました。米国では2020年4月より臨床第Ⅱ相試験を開始しています。本臨床試験でCOVID-19に対するアビガンの有効性と安全性を確認することで、治療薬としての承認取得を進めていきます。また、国内外からの提供要請に応えるべく、既にアビガンの増産を開始しております。加えて、富士フイルム和光純薬㈱では2020年4月よりPCR検査時間の大幅な短縮を実現する遺伝子検出キットの開発・販売も行っております。当社グループはヘルスケア事業を幅広く展開する企業として、政府とも連携しながらCOVID-19の感染拡大防止・流行終息に貢献すべく、取り組んでいます。

また、富士フイルム㈱では再生医療や遺伝子治療等バイオ医療分野の研究基盤をさらに強化するため、米国に「バイオサイエンス&エンジニアリング研究所（アメリカ）」（以下、「米バイオ研」と記載します。）を設立し、2019年12月より米バイオ研での研究を本格的に開始しました。米バイオ研は、バイオ医療の基礎研究から生産プロセス開発までを一貫して行うとともに、細胞を用いた新たな創薬支援の基盤研究を担う研究所です。今後、当社は、日本・米国の2拠点体制でバイオ医療の研究を強力に推進し、グループの研究開発力をさらに高めていきます。

このように当社グループでは、富士フイルム㈱、富士ゼロックス㈱及びその他の子会社とのグループシナジーを強化するとともに、他社とのアライアンス、M&A及び産官学との連携を強力に推進し、新たな成長軌道を確立していきます。

当連結会計年度における研究開発費の総額は157,880百万円（前年度比1.1%増）、売上高比6.8%となりました。各セグメントに配賦していない汎用性の高い上記基盤技術の強化、新規事業創出のための基礎研究費は27,540百万円です。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、インスタントカメラinstax “チェキ” シリーズの新たなラインアップとして、伝えたいメッセージ等の音声をQRコード化して写真とともにプリントできる「サウンド機能」や、スマートフォンの画像もチェキフィルムにプリントできる便利な「ダイレクトプリント機能」等の新機能を搭載した「instax mini LiPlay（リプレイ）」を発売しました。また、世界最高水準の粒状性と立体的な階調再現で超高画質を実現し、幅広い分野の撮影に適した、黑白フィルム「ネオパン100 ACROSII」を新たに開発しました。イメージング分野におけるリーディングカンパニーとして今後も“アナログからデジタルまで”幅広い分野において多様化するニーズにお応えし、より良い製品・サービスを提供し続けることで、「一枚の写真の持つ力、素晴らしさ」を伝え続けます。

光学・電子映像事業の電子映像分野では、世界最高※1 1億2百万画素のラージフォーマットセンサーや独自の色再現技術等により、世界最高峰の写真画質を実現するミラーレスデジタルカメラ

「FUJIFILM GFX100」を発売しました。また、独自の色再現技術で卓越した写真画質を実現するデジタルカメラ「Xシリーズ」用交換レンズのラインアップとして、世界最高※2 6.0段手ブレ補正機能と5

倍ズームを備えた「フジノンレンズ XF16-80mmF4 R OIS WR」を発売しました。光学デバイス分野では、ラージフォーマットセンサーに対応し、圧倒的な解像力、自然で美しいボケ味、ハイダイナミックレンジを活かした豊かな階調を実現するシネマカメラ用ズームレンズ「Premista（プレミスタ）」シリーズを発売しました。また、世界最高※3の125倍ズームを実現した4K対応放送用レンズ

「FUJINON UA125×8BESM」を発売しました。今後も当社は、長年培ってきた光学技術や精密加工・組立技術等により最先端の製品を開発・提供し、多様化する映像制作現場のニーズに応じていきます。

本部門の研究開発費は、10,085百万円となりました。

※1 民生用ミラーレスデジタルカメラとして。2020年5月18日時点。富士フイルム調べ。

※2 デジタルカメラ用交換レンズとして。2019年7月18日時点。当社調べ。

※3 2019年11月13日時点。当社調べ。

(2)ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門

メディカルシステム事業では、手の「うるおい」と「清潔」の両方を実現する「薬用ハンドジェル HA（医薬部外品）」を、全国の医療施設向けに発売しました。本製品は、化粧品の開発で培った技術や、アルコールと銀系材料を組み合わせた「Hydro Ag+（ハイドロエージープラス）」技術を生かして開発した製品で、水溶性ポリマーによる高い保湿性を持つとともに、殺菌有効成分及び抗炎症有効成分配合によって手荒れを防ぎ、手の「うるおい」と「清潔」の両方を実現します。超音波画像診断の分野では、携帯性に優れた軽量・コンパクトなワイヤレス超音波画像診断装置「iViz air（アイビズ エア）」を開発しました。本製品は5.5インチ画面のスマートフォン型の本体と、ワイヤレスのプロブで構成され、在宅医療や救急、院内回診等での高画質な超音波画像診断を可能にします。また、2019年12月には㈱日立製作所の画像診断関連事業（以下、「対象事業」と記載します。）を買収する契約を締結しました。今後、当社の画像処理技術・AI技術を対象事業の幅広い製品ラインアップに搭載し、新たな付加価値を創出することにより、医療の質の向上に貢献していきます。加えて、当社は日本マイクロソフト㈱と革新的な医療現場支援の実現に向けた協業を開始しました。具体的には、内視鏡予知保全サービスのクラウド基盤に、マイクロソフトのパブリッククラウドプラットフォーム Microsoft Azureを採用します。当社のIoT及びデータ分析AI技術と、Microsoft Azureのリアルタイムでの大容量情報処理能力を組み合わせ、医療機関で稼働している内視鏡の予知保全サービスを実現し、メンテナンス作業の効率を大幅に向上させ、革新的な医療現場支援を推進します。

医薬品事業では、米国において、進行性の固形がんを対象とする抗がん剤「FF-10850」の臨床第I相試験を開始しました。「FF-10850」は、既存の抗がん剤「トポテカン」を新規開発のリポソームに内包したリポソーム製剤です。リポソームは、細胞膜や生体膜の構成成分である有機物のリン脂質等をカプセル状にした微粒子のことで、体内で必要な量の薬剤を必要な部位に必要なタイミングで送達する技術であるドラッグ・デリバリー・システム技術の一種です。抗がん剤には、がん組織以外の正常組織に対しても作用し、強い副作用を引き起こすケースがありますが、薬剤をリポソームに内包することで、がん組織にのみ薬剤を選択的に送達し、副作用を抑制して、薬効を高めることができると期待されています。また、2020年3月には、リポソーム製剤の開発・製造受託サービスを開始し、核酸を内包するリポソーム製造装置の開発・製造・販売のリーディングカンパニーであるカナダの Precision NanoSystems Inc. とパートナーシップ契約も締結しました。今後、当社は、低分子医薬品や核酸医薬品をターゲットに、リポソーム製剤の生産プロセス開発や製造の受託を行っていきます。

バイオCDMO事業では、バイオ医薬品の開発・製造受託業界で初めて※4、培養から精製までの高性能・高効率な全工程連続生産システムを開発しました。本システムはバイオ医薬品の開発・製造受託業界で初めて、バイオ医薬品の原薬の製造工程である培養から精製までをシームレスに繋ぎ一貫生産を可能とする画期的なシステムで、連続的かつ効率的に高品質な原薬を製造することができます。

再生医療事業では、2019年9月に薬物の吸収性の評価に最適なヒトiPS細胞由来腸管上皮細胞「F-hiSIEC™」を、発売しました。本製品は、ヒトiPS細胞を小腸の腸管上皮細胞に分化誘導した創薬支援用細胞です。ヒト生体に近い機能を有し、薬物の吸収性を高精度に評価できる画期的な細胞であるた

め、経口剤開発の効率化に大きく貢献します。また、2020年3月には米国子会社で、iPS細胞の開発・製造・販売のリーディングカンパニーであるFUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.（フジフィルム・セルラー・ダイナミクス）は、cGM1に対応した、治療用iPS細胞の新生産施設を稼働させます。今後、生産したiPS細胞を用いて自社再生医療製品の開発を加速させるとともに、本施設を活用したiPS細胞及びiPS細胞由来分化細胞の開発・製造受託も展開していきます。

ライフサイエンス事業では、「ASTALIFT（アスタリフト）」ブランドのインナーケアシリーズの新ラインアップとして、「紫外線刺激から肌を保護するのを助ける」機能を持つ、機能性表示食品「アスタリフト サプリメント ホワイトシールド」と「アスタリフト ドリンク ホワイトシールド」を2020年4月に発売いたしました。これら2製品に配合されている機能性関与成分「アスタキサンチン」は、当社の研究によりヒトが経口摂取することで、一定量の紫外線を照射した際に生じる肌の赤身が低減されること、また、紫外線照射部位の皮膚の水分量の低下が抑制されることが確認されています。さらに、異物の侵入を防ぎ、対外への水分城塞を抑制する、肌のバリア機能を維持するうえで重要な役割を担うセラミドが、ストレスによって減少するメカニズムを解明しました。加えて、生薬として広く使われている「アセンヤクエキス」に肌のバリア機能を改善する作用を見出しました。本研究成果を応用し、当社独自のナノ分散技術により世界最小※⁵20nmに微粒子化し、浸透力を高めた保湿成分「ヒト型ナノセラミド」及び「ヒト型ナノアシルセラミド」を従来に比べて増量配合し、また、植物由来成分「アセンヤクエキス」を新たに配合することで保湿機能を強化した、ジェリー状先行美容液「ASTALIFT JELLY AQUARYSTA（アスタリフト ジェリー アクアリスタ）」をリニューアル発売いたしました。

ファインケミカル事業では、当社が開発した実験動物を用いず化学物質の皮膚へのアレルギー反応の有無を評価する皮膚感作性試験代替法「Amino acid Derivative Reactivity Assay」（以下、「ADRA」と記載します。）がOECD（経済協力開発機構）テストガイドラインに収載されました。ADRAは、当社が持つ化学合成力・分子設計力により開発した検出感度が高い試薬を用いることで、従来より幅広い化学物質の皮膚感作性を試験できる評価法です。標準的な評価法として国際的に認められたことを機に、実験動物を用いずに化学物質の安全性を評価する試験法の普及に貢献していきます。

記録メディア事業では、大容量データのバックアップやアーカイブに最適な「FUJIFILM LTO Ultirum8データカートリッジ」（以下、「LT08」と記載します。）を発売いたしました。当社は、磁気特性・長期保存性に優れる微粒子「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」を開発し、2011年に世界で初めて「BaFe磁性体」を用いた磁気テープを実用化しております。LT08においては、当社独自の「NANOCUBIC技術」を進化させ、従来のLT07に対してさらに微粒子化した「BaFe磁性体」を均一に分散し、テープ表面のうねりや厚みムラのない平滑な薄層磁性層を塗布しています。LT07の2倍となる最大記録容量30TB（非圧縮時12TB）を実現するとともに、最大750MB/秒（非圧縮時360MB/秒）の高速データ転送も可能で、高い利便性を発揮します。今後は、LT08をデータアーカイブストレージシステムと組み合わせて活用し、省エネルギーで大容量データを保管したいというニーズに応えます。

グラフィックシステム事業では、新聞用完全無処理サーマルCTPプレート「SUPERIA ZN-II」が、第2回「エコプロアワード」において同アワードの最高位賞となる「大臣賞」のひとつである「経済産業大臣賞」を受賞しました。本受賞は、新聞用完全無処理CTPプレート「SUPERIA ZN-II」が、省材料、省エネルギー、省排出、省ウォーターにおいていずれも優れた効果をもたらしていること、また、製品のライフサイクル全体のCO₂排出量を製品に表示する仕組みであるカーボンフットプリントにより、主原材料であるアルミニウムのリサイクルシステムやライフサイクルにおけるCO₂排出量を把握できる体制を整えている点が高く評価されたものです。当社は、印刷市場において、今後も省資源・省エネ型製品の開発を積極的に推進し、社会の持続可能な発展に貢献していきます。

本部門の研究開発費は、69,536百万円となりました。

※4 当社調べ。

※5 国内外論文、国内特許の自社調査結果。2019年7月2日時点。

当社グループにおける新薬開発状況は以下のとおりです。(2020年6月現在)

開発番号	薬効・適応症	剤形	地域	開発段階
T-705	抗インフルエンザウィルス薬	経口	米国	PhⅢ
	抗新型コロナウイルス (COVID-19) 薬	経口	日本 米国	PhⅢ PhⅡ
	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 治療薬	経口	日本	PhⅢ
T-817MA	アルツハイマー型認知症治療薬	経口	米国 日本 欧州	PhⅡ PhⅡ PhⅡ
	脳卒中後のリハビリテーション効果促進薬	経口	日本	PhⅡ
T-4288	新規フルオロケトライド系抗菌薬	経口	日本	承認申請中
FF-10501	骨髄異形成症候群治療薬	経口	日本 米国	PhⅠ PhⅡ
FF-10502	進行・再発固形がん治療薬	注射	米国	PhⅡ
FF-21101	進行・再発固形がん治療薬 (Armed抗体)	注射	米国 日本	PhⅠ / Ⅱ a PhⅠ
F-1311	前立腺がん診断薬 (放射性医薬品)	注射	日本	PhⅡ
FF-10101	急性骨髄性白血病治療薬	経口	米国	PhⅠ
F-1515	神経内分泌腫瘍治療薬 (放射性医薬品)	注射	日本	PhⅠ / Ⅱ
FF-10832	進行性固形がん治療薬 (ゲムシタビンリポソーム)	注射	米国	PhⅠ
FF-10850	進行性固形がん治療薬 (トポテカンリポソーム)	注射	米国	PhⅠ
F-1614	難治性褐色細胞腫治療薬 (放射性医薬品)	注射	日本	PhⅡ

(3) ドキュメント ソリューション部門

ドキュメント事業領域ではデジタルフルカラー複合機「ApeosPort-VII C 3372/DocuCentre-VII C 3372」を発売しました。シリーズの低速機ラインアップを拡充する連続複写速度30枚/分の新モデルで、一度のログインでクラウドストレージサービスや移動先での複合機プリントを可能にする認証連携機能を搭載、クラウド連携機能を強化しました。

オフィス向け小サイズプリンタ「DocuPrint」シリーズでは、ゴールド、シルバー、ホワイトを使った印刷物を出力できる業界初の特色色専用A4プリンタ「DocuPrint CP310 st」を発売しました。デザインオフィスや小売、サービス業の店舗等、スペースが限られる場所でも、特色色を使った印刷物の出力を可能とします。

印刷業務向けには、業務効率化に貢献するソフトウェア商品「Production Cockpit 2.0」を発売しました。他社の機器を含めたワークフロー全体の生産性を向上します。

働き方改革に向けた取り組みとしては、駅構内やオフィスビルのロビー等に設置する個室型ワークスペース「CocoDesk」によるシェアオフィスサービス事業を開始しました。また、オフィスのセキュアなネットワーク環境を提供する閉域網サービス「Smart Cyber Security」にモバイル機器や海外拠点から接続できる「Smart Cyber Security Mobile SIM」「Smart Cyber Security 海外拠点接続サービス」の提供を開始し、次世代セキュリティサービスを強化しました。

富士ゼロックス㈱は、2021年に米ゼロックスとの技術契約を終了し、富士フイルムブランドのもとでグループ内の連携を強化して、革新的な価値の提供を目指します。また、米ゼロックスへの商品供給の継続に加え、2021年4月以降、従来の販売テリトリーを超えたワールドワイドなビジネス展開を進めます。

本部門の研究開発費は、50,719百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の当社グループは、高成長製品の生産能力増強、製造設備の合理化、省力化並びに環境保全を主目的として、総額85,692百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資(有形固定資産受入ベースの数値)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度
イメージング ソリューション	12,496百万円
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	58,223
ドキュメント ソリューション	13,406
小計	84,125
全社	1,567
合計	85,692
(注) 金額には消費税等を含みません。	

セグメント毎の投資内容は、次のとおりであります。

なお、設備投資資金は主として自己資金によるものであります。

また、重要な設備の除売却はありません。

(イメージング ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ドキュメント ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	オペレーティ ング・リース 使用権資産	合計	
本社 (東京都港区)	全社的管理統括	その他設備	366	75	—	—	15,857	16,298	228

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	オペレーティ ング・リース 使用権資産	合計	
富士フイルム㈱	本社地区 (東京都港区他)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	販売・その 他 設備	7,715	3,151	13,156 (371)	650	2,749	27,421	1,126
	足柄地区 (神奈川県 南足柄市 他)	〃	写真感光材 料・ディス プレイ材料 生産設備他	27,305	15,205	3,316 (686)	724	1,077	47,627	731
	小田原地区 (神奈川県 小田原市 他)	〃	記録メディ ア・ディス プレイ材料 生産設備他	10,172	8,521	400 (131)	4,968	63	24,124	376
	富士宮地区 (静岡県富 士宮市)	〃	医療用フィ ルム 生産設備他	9,408	3,670	1,089 (464)	289	80	14,536	168
	吉田地区 (静岡県榛 原郡)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	印刷材料 生産設備他	3,755	3,483	2,246 (455)	75	10	9,569	275
	開成地区 (神奈川県 足柄上郡 他)	〃	研究開発設 備	8,672	6,823	1,238 (61)	870	37	17,640	1,151
	大宮地区 (埼玉県さ いたま市 他)	イメージング ソリューション	光学機器 生産設備他	2,876	3,924	2,258 (259)	1,739	16	10,813	503
富士ゼロックス ㈱	(東京都港 区他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産・販 売・研究開 発設備他	47,012	21,130	26,219 (754)	3,908	4,762	103,031	7,436
富士フイルムメ ディカル㈱	(東京都港 区他)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	販売設備・ 賃貸設備	2,523	1,541	7,136 (44)	8	1,501	12,709	1,376
富士ゼロックス マニュファク チュアリング㈱	(神奈川県 海老名市 他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	1,189	1,208	200 (132)	105	128	2,830	1,035
富士フイルム富 山化学㈱	(東京都中 央区他)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	医薬品 生産設備	13,072	7,212	8,256 (298)	2,498	712	31,750	800

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	オペレーティ ング・リース 使用権資産	合計	
富士フイルム和 光純薬(株)	(大阪府大 阪市他)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	化成品 生産・研究 開発設備他	15,336	5,491	13,028 (403)	1,764	1,865	37,484	1,399
富士フイルムワ コーケミカル(株)	(宮崎県宮 崎市他)	〃	化成品 生産・研究 開発設備他	2,559	4,795	1,790 (103)	292	74	9,510	404
富士フイルムエ レクトロニクス マテリアルズ(株)	(神奈川県 横浜市港北 区他)	〃	電子材料 生産・販売 設備	4,672	4,197	185 (7)	2,041	81	11,176	321

(3) 海外子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	オペレーティ ング・リース 使用権資産	合計	
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. (米 国)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	3,562	2,147	379 (2,009)	941	—	7,029	539
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies Texas, LLC (米国)	ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	バイオ医薬品 生産・研究開発 設備	5,821	5,271	161 (50)	4,814	275	16,342	316
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. (米国)	〃	電子材料 生産・販売設備	2,809	4,514	884 (369)	5,857	49	14,113	452
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. (オ ランダ)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	2,258	2,887	1,494 (603)	791	48	7,478	556
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited (英国)	ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	バイオ医薬品 生産・研究開発 設備	2,683	5,478	63 (37)	1,660	704	10,588	673
BIOGEN (DENMARK) MANUFACTURING ApS (デンマーク)	〃	バイオ医薬品 生産設備	39,404	28,264	1,971 (246)	919	93	70,651	736

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	オペレーティ ング・リース 使用権資産	合計	
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. (中国)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	1,719	3,165	—	654	707	6,245	6,060
Fuji Xerox Australia Pty. Limited (オース トラリア)	〃	事務機器 販売設備	979	3,485	—	242	2,759	7,465	1,175

(注) 1 帳簿価額の「機械装置及びその他の有形固定資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品及びファイナンス・リース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画は、COVID-19が世界規模で流行拡大している影響により、現段階では合理的な予想の算出が困難であるため、未定とさせていただきます。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フイルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2009年7月31日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名
新株予約権の数 ※	953個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	95,300株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2009年9月2日～ 2039年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）

は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2038年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2038年9月1日から2039年9月1日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2010年12月24日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の数 ※	1,126個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	112,600株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2011年2月1日～ 2041年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,938円 資本組入額 1,469円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2040年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2040年1月31日から2041年1月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限りです。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限りです。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2010年12月24日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名及び、重要な使用人3名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人27名
新株予約権の数 ※	210個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	21,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,965円
新株予約権の行使期間 ※	2012年12月25日～ 2020年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,965円 資本組入額 1,483円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2012年3月2日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の数 ※	1,511個 [1,505個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	151,100株 [150,500株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2012年4月3日～ 2042年4月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,885円 資本組入額 943円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2041年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2041年4月2日から2042年4月2日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸

収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）２に準じて決定します。

e. 富士フイルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2012年3月2日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の数 ※	32個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	3,200株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,012円
新株予約権の行使期間 ※	2014年3月3日～ 2022年3月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,012円 資本組入額 1,006円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

f. 富士フイルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2013年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人29名
新株予約権の数 ※	1,716個 [1,711個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	171,600株 [171,100株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2013年4月2日～ 2043年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,758円 資本組入額 879円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2042年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2042年4月1日から2043年4月1日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸

収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）２に準じて決定します。

g. 富士フイルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2013年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー20名、重要な使用人29名
新株予約権の数 ※	38個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	3,800株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1,842円
新株予約権の行使期間 ※	2015年2月27日～ 2023年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,842円 資本組入額 921円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

h. 富士フイルムホールディングス株式会社第7ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2014年2月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー11名、重要な使用人29名
新株予約権の数 ※	1,315個 [1,230個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	131,500株 [123,000株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2014年4月2日～ 2044年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,763円 資本組入額 1,382円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2043年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2043年4月1日から2044年4月1日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸

収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）２に準じて決定します。

i. 富士フイルムホールディングス株式会社第7ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2014年2月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人29名
新株予約権の数 ※	53個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	5,300株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,803円
新株予約権の行使期間 ※	2016年2月28日～ 2024年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,803円 資本組入額 1,402円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

j. 富士フイルムホールディングス株式会社第8ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2015年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー10名、重要な使用人26名
新株予約権の数 ※	1,159個 [1,158個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	115,900株 [115,800株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2015年4月2日～ 2045年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,150円 資本組入額 2,075円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2044年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2044年4月1日から2045年4月1日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸

収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）２に準じて決定します。

k. 富士フイルムホールディングス株式会社第8ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2015年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー14名、重要な使用人26名
新株予約権の数 ※	106個 [104個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	10,600株 [10,400株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,205円
新株予約権の行使期間 ※	2017年2月27日～ 2025年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,205円 資本組入額 2,103円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

1. 富士フイルムホールディングス株式会社第9ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2016年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人28名
新株予約権の数 ※	1,145個 [1,140個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	114,500株 [114,000株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2016年6月2日～ 2046年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,372円 資本組入額 2,186円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者（但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記（注）3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - ①新株予約権者が、2045年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年6月1日から2046年6月1日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日又は決議日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸

収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）２に準じて決定します。

m. 富士フイルムホールディングス株式会社第9ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2016年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人28名
新株予約権の数 ※	148個 [145個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	14,800株 [14,500株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,495円
新株予約権の行使期間 ※	2018年4月28日～ 2026年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,495円 資本組入額 2,248円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

n. 富士フイルムホールディングス株式会社第10ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー12名、重要な使用人28名
新株予約権の数 ※	1,300個 [1,295個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	130,000株 [129,500株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2017年6月2日～ 2047年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,956円 資本組入額 1,978円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり3,955円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,955円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権（株式報酬型ストックオプションに限り）であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したもの（以下「10日間型新株予約権」と記述します。）を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2046年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2046年6月1日から2047年6月1日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

o. 富士フイルムホールディングス株式会社第10ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー13名、重要な使用人28名
新株予約権の数 ※	167個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	16,700株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,146円
新株予約権の行使期間 ※	2019年4月28日～ 2027年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,146円 資本組入額 2,073円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

p. 富士フイルムホールディングス株式会社第11ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2018年5月10日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人26名
新株予約権の数 ※	1,471個 [1,445個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	147,100株 [144,500株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2018年6月2日～ 2048年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,996円 資本組入額 1,998円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり3,995円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,995円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権（株式報酬型ストックオプションに限りません）であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したもの（以下「10日間型新株予約権」と記述します。）を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2047年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2047年6月1日から2048年6月1日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

q. 富士フイルムホールディングス株式会社第11ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2018年5月10日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー18名、重要な使用人26名
新株予約権の数 ※	241個 [233個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	24,100株 [23,300株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,241円
新株予約権の行使期間 ※	2020年5月11日～ 2028年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,241円 資本組入額 2,121円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

r. 富士フイルムホールディングス株式会社第12ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2019年5月8日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員13名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー12名、重要な使用人34名
新株予約権の数 ※	1,345個 [1,325個]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	134,500株 [132,500株]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月2日～ 2049年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,923円 資本組入額 2,462円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,922円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,922円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権（株式報酬型ストックオプションに限りません）であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したものと（以下「10日間型新株予約権」と記述します。）を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、2048年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2048年6月1日から2049年6月1日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

s. 富士フイルムホールディングス株式会社第12ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2019年5月8日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員13名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー14名、重要な使用人34名
新株予約権の数 ※	235個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	23,500株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり5,238円
新株予約権の行使期間 ※	2021年5月9日～ 2029年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 5,238円 資本組入額 2,619円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

t. 富士フイルムホールディングス株式会社第13ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2020年5月13日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー18名、重要な使用人30名
新株予約権の数 ※	1,516個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	151,600株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2020年6月2日～ 2050年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,698円 資本組入額 2,349円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 提出日の前月末現在（2020年5月31日）における内容を記載しております。

- (注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,697円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,697円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権（株式報酬型ストックオプションに限り）であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したもの（以下「10日間型新株予約権」と記述します。）を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が、2049年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2049年6月1日から2050年6月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日又は決議日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

u. 富士フイルムホールディングス株式会社第13ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2020年5月13日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人30名
新株予約権の数 ※	269個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	26,900株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり5,043円
新株予約権の行使期間 ※	2022年5月14日～ 2030年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 5,043円 資本組入額 2,522円 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者（新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの）が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 2

※ 提出日の前月末現在（2020年5月31日）における内容を記載しております。

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以

前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案
 - ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2006年1月1日(注)	—	514,625,728	—	40,363	4,599	63,636

(注) 株式交換に伴う自己株式の交付によるものであります。最近5事業年度に増減が無いため、直近の増減の記載をしております。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	154	80	928	909	199	123, 577	125, 847	－
所有株式数（単元）	－	1, 690, 392	72, 634	256, 801	1, 400, 447	904	1, 721, 455	5, 142, 633	362, 428
所有株式数の割合（％）	－	32. 87	1. 41	4. 99	27. 23	0. 02	33. 48	100. 00	－

(注) 1 自己株式114,914,288株は、「個人その他」に1,149,142単元、「単元未満株式の状況」に88株含まれております。
2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	43,883	10.97
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	25,569	6.39
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6-6 (東京都港区浜松町二丁目11-3)	17,666	4.41
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1-2	10,478	2.62
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,813	1.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,238	1.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9	6,900	1.72
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	英国 ロンドン (東京都港区港南二丁目15-1)	6,321	1.58
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	アメリカ合衆国 ノースクインシー (東京都港区港南二丁目15-1)	6,062	1.51
株式会社ダイセル	大阪府大阪市北区大深町3-1	5,809	1.45
計		137,744	34.46

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 114,914,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 399,349,100	3,993,491	—
単元未満株式	普通株式 362,428	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	3,993,491	—

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

自己株式—当社所有88株

- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。
また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	114,914,200	—	114,914,200	22.32
計	—	114,914,200	—	114,914,200	22.32

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

2019年8月8日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月8日)での決議状況 (取得期間2019年8月9日～2020年3月31日)	13,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	9,337,500	49,999,911,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,662,500	88,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.17	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	28.17	0.00

2020年3月13日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年3月13日)での決議状況 (取得期間2020年3月16日～2020年4月30日)	43,000,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	363,600	1,604,638,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	42,636,400	13,395,361,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	99.15	89.30
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	99.15	89.30

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,711	19,021,025
当期間における取得自己株式	148	797,434

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注1)	130,900	542,171,939	17,000	71,912,133
保有自己株式数	114,914,288	—	114,897,436	—

- (注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数130,900株、処分価額の総額542,171,939円）であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数17,000株、処分価額の総額71,912,133円）であります。
- 2 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
- 3 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当について、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々のカッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じた機動的な自己株式の取得も実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第124期の配当は、上記方針に基づき、中間配当として1株当たり47.5円、期末配当として1株当たり47.5円とし、通期で1株当たり95円の配当と決定いたしました。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金の使途につきましては、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等に充当し、今後の事業展開に役立ててまいります。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月12日 取締役会決議	19,445	47.5
2020年6月26日 定時株主総会決議	18,986	47.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次の企業理念とビジョンの下、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しております。その実現のための基盤として、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けております。

<企業理念>

わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。

<ビジョン>

オープン、フェア、クリアな企業風土と先進・独自の技術の下、勇気ある挑戦により、新たな商品を開発し、新たな価値を創造するリーディングカンパニーであり続ける。

当社は、当社グループを取り巻く経営環境・事業環境の変化に適応して、持続的な成長と企業価値の向上を果たし、社会からの要請と期待に応え、社会の持続的発展に貢献します。そのために、迅速果断な意思決定及び意思決定に基づく執行と監督を適切に実施するための仕組みであるコーポレート・ガバナンス体制の構築と充実に継続的に取り組みます。

なお当社は、ESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みを強化し、持続的な企業価値の向上に取り組むため、2019年6月にこれまでのCSR委員会を「ESG委員会」に改組すると同時に、「ESG推進部」を新設しました。これまで経営企画部内に置かれていたCSR部門を発展的に改組し、「ESG推進部」として社長直下の組織とします。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、以下に記載のコーポレート・ガバナンス体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えております。

i) 取締役・取締役会

当社は、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けております。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は11名で、うち4名が社外取締役です。各取締役の氏名は、

「(2) 役員の状況」に記載のとおりであり、議長は代表取締役会長が務めております。定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としております。

加えて当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたってストックオプション制度を導入しております。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としております。

ii) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあっております。執行役員の員数は現在13名（うち、取締役の兼務者が4名）で、その任期は取締役と同様に1年としております。各執行役員の氏名は、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

iii) 経営会議

経営会議では、取締役会決議事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に従って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関して施策を審議しております。常時構成員は、代表取締役会長（議長）、代表取締役社長、取締役副社長、経営企画部長、チーフ・テクニカル・オフィサー（C T O）及び常勤監査役であり、各構成員の氏名は、「（２）役員の状況」に記載のとおりであります。

iv) 監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役４名（うち２名は社外監査役）によって監査役会が構成されております。各監査役の氏名は、「（２）役員の状況」に記載のとおりであり、議長は三島一弥氏が務めております。常勤監査役である三島一弥氏は、長年にわたり企業法務及びコンプライアンス・リスクマネジメント業務に携わり、法務・コンプライアンス分野における豊富な経験と相当程度の知見を有しております。花田信夫氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役である三橋優隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。稲川龍也氏は、検察官として長年培ってきた、法務・コンプライアンス分野における豊富な経験と相当程度の知見を有しており、弁護士の資格を有しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っております。また、原則毎月１回開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席することや、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ７名を配置しております。

当事業年度において監査役会を合計１４回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
三島 一弥	14回	14回
杉田 直彦	14回	14回
内田 士郎	14回	12回
三橋 優隆	10回	10回
小早川 久佳	4回	4回

（注）三橋 優隆氏は2019年６月27日に監査役に就任したため、小早川 久佳氏は2019年６月27日に監査役を退任したため、他の監査役とは出席対象の監査役会の回数が異なります。

監査役会における主な検討事項は以下のとおりであります。

- ・ 監査役監査方針・監査計画・職務分担
- ・ 監査役スタッフ部門経費予算
- ・ 会計監査人報酬同意
- ・ 会計監査人评价・選解任
- ・ 当社の主要な子会社の監査役からの監査活動報告
- ・ 監査役監査活動の実施結果総括
- ・ 監査役監査報告の作成
- ・ 株主総会関連書類の一部インターネット開示による提供
- ・ グループ監査役監査体制強化に関する活動方針

v) 指名報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。CEOのサクセッションプラン及び取締役の報酬制度等に関する手続きの客観性・透明性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし運営しております。指名報酬委員会は原則年1回以上開催し、CEOのサクセッションプラン及び取締役の報酬に係る基本方針・手続等を審議し、審議内容を取締役に報告します。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成されるものとし、社外取締役より委員長を選任します。構成員は以下のとおりであります。

委員長：川田 達男（社外取締役）

委員：北村 邦太郎（社外取締役）、古森 重隆（代表取締役）

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念を掲げ、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を全うするため、取締役会の監督の下、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

i) コンプライアンス

当社では、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フイルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フイルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、ESG委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、富士フイルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下、「ヘルプライン」と記載します。）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談等を行った者に対し、当該相談等を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

また、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をせず、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程等必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務の遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアル等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス徹底を図っております。

ii) リスク管理体制

リスク管理については、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、ESG委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社及びその子会社におけるガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置等により、当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、当社のESG委員会事務局に報告されます。そしてESG委員会では、適切なフォローアップを実施し、リスク管理状況に関しては取締役会に報告しております。

iii) 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

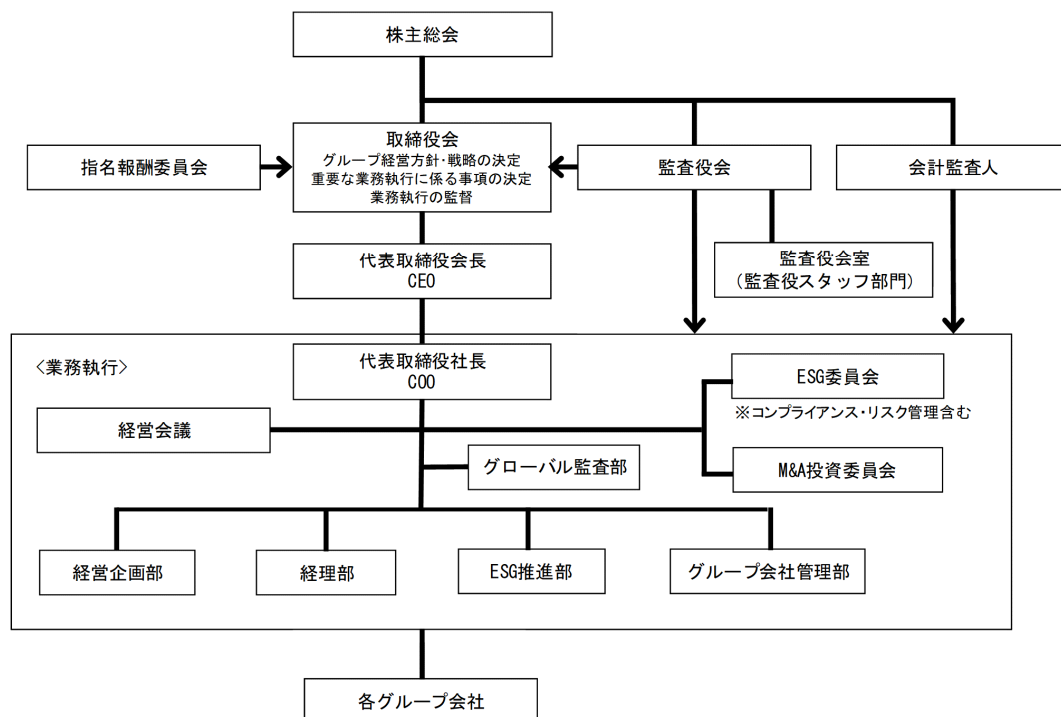
当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。また、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的に実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図っており、当社の子会社の重要な業務執行については、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理しております。

さらに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について定期的に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しており、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めております。

iv) 環境への取り組み

当社は、創立以来「環境配慮・環境保全」を経営の根幹として受け止め、積極的に環境課題への取り組みを行ってきました。地球環境を考え、行動することが企業の持続的発展にとって不可欠である時代において世界の富士フイルムグループ各社が、環境方針「富士フイルムグループグリーン・ポリシー」に基づき、製品の企画、開発から生産、物流、使用、さらにはリサイクル又は廃棄に至るライフサイクル全体にわたって環境負荷の低減に取り組んでおります。具体的には、CO2の排出削減、資源循環の促進、製品・化学物質の安全確保等があります。環境施策にかかる意思決定は、ESG委員会において、グループ全体の観点から、方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行っております。

当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは次のとおりであります。



④ ディスクロージャー

当社は、業務執行の透明性の維持・向上及び適時適切な会社情報の開示が重要であると認識しており、社内外のステークホルダーに向けて、経営方針の公表、四半期業績の詳細な開示、社会・環境に対する積極的な取り組み等のCSR活動に関する情報発信等、企業活動全般にわたるタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨をそれぞれ定款に定めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

⑦ 定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

i) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

ii) 損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

iii) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (百株)
代表取締役 会長	古 森 重 隆	1939年9月5日生	1963年4月 当社入社 2000年6月 当社代表取締役社長 2006年10月 当社グループ最高経営責任者 (CEO) 現在に至る 2012年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役会長 現在に至る 2017年6月 富士ゼロックス㈱代表取締役会長 現在に至る	(注)3	243
代表取締役 社長	助 野 健 児	1954年10月21日生	1977年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員 経営企画部長 富士フイルム㈱取締役 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長 グループ最高執 行責任者(COO) 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役社長 現在に至る	(注)3	73
取締役 副社長	玉 井 光 一	1952年10月21日生	2003年5月 当社入社 2006年10月 当社執行役員 2008年6月 富士フイルム㈱取締役 2010年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役副社長 現在に至る 富士ゼロックス㈱代表取締役社長 現在に至る	(注)3	147
取締役	岩 嵯 孝 志	1956年5月2日生	1981年4月 当社入社 2016年6月 富士フイルム㈱取締役 2018年6月 当社取締役執行役員 技術経営部長 現在に至る 2019年6月 富士フイルム㈱取締役 専務執行役員 現在に至る	(注)3	34
取締役	石 川 隆 利	1954年3月9日生	1978年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 富士フイルム㈱取締役 2019年6月 当社取締役 現在に至る 2020年6月 富士フイルム㈱取締役副社長 現在に至る	(注)3	30
取締役	岡 田 淳 二	1956年9月4日生	1979年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役 2018年6月 当社取締役執行役員 2019年6月 当社取締役 現在に至る 富士フイルム㈱取締役 常務執行役員 現在に至る	(注)3	17
取締役	後 藤 禎 一	1959年1月23日生	1983年4月 当社入社 2016年11月 富士フイルム㈱取締役 2018年6月 当社取締役 現在に至る 2020年6月 富士フイルム㈱取締役 専務執行役員 現在に至る	(注)3	27
取締役	川 田 達 男	1940年1月27日生	1987年8月 セーレン㈱代表取締役社長 2011年6月 セーレン㈱代表取締役会長兼社長 2014年6月 セーレン㈱代表取締役会長 現在に至る 2017年6月 当社取締役 現在に至る	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (百株)
取締役	北 村 邦太郎	1952年5月9日生	2011年4月 三井住友トラスト・ホールディングス ㈱代表取締役副社長 中央三井信託銀行㈱（現 三井住友信 託銀行㈱）代表取締役副社長 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス ㈱代表取締役社長 三井住友信託銀行㈱代表取締役会長 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス ㈱代表取締役 三井住友信託銀行㈱取締役会長 現在に至る 2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス ㈱取締役 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注) 3	-
取締役	江 田 麻季子	1965年8月2日生	2013年10月 インテル㈱代表取締役社長 2018年4月 世界経済フォーラム日本代表 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る	(注) 3	-
取締役	嶋 田 隆	1960年3月20日生	1982年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2015年7月 経済産業省 官房長 2016年6月 同省 通商政策局長 2017年7月 同省 事務次官 2019年7月 同省 顧問 現在に至る 2020年6月 当社取締役 現在に至る	(注) 3	-
常勤監査役	三 島 一 弥	1955年7月6日生	1978年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員総務部長 法務・CSR管 掌 2015年6月 富士フイルムビジネスエクスパート㈱ 代表取締役社長 2017年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム㈱常勤監査役 現在に至る	(注) 4	35
常勤監査役	花 田 信 夫	1960年4月8日生	1983年4月 当社入社 2006年10月 富士フイルム㈱ 経理部 担当部長 2012年11月 当社 経営企画部 経理グループ 担当部長 2013年6月 当社 監査部長 富士フイルム㈱ 監査部長 2017年9月 当社 グローバル監査部長 2020年6月 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム㈱常勤監査役 現在に至る	(注) 5	-
監査役	三 橋 優 隆	1957年9月30日生	1983年3月 公認会計士登録 現在に至る 2012年7月 株式会社あらたサステナビリティ認証 機構（現 PwCサステナビリティ合同 会社） 代表取締役社長 2018年7月 PwCあらた有限責任監査法人 エグゼ クティブアドバイザー PwCサステナビ リティ合同会社 会長 2019年6月 当社監査役 現在に至る	(注) 6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	稲川 龍也	1956年9月13日生	1983年4月 東京地方検察庁 検事 2016年9月 最高検察庁 公安部長 2017年3月 高松高等検察庁 検事長 2018年1月 広島高等検察庁 検事長 2019年9月 検事退官 2019年11月 弁護士登録 現在に至る 2019年11月 高橋綜合法律事務所 弁護士 現在に至る 2020年6月 当社監査役 現在に至る	(注) 5	-
計					606

- (注) 1 取締役 川田達男氏、北村邦太郎氏、江田麻季子氏及び嶋田隆氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 三橋優隆氏及び稲川龍也氏は、社外監査役であります。
- 3 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 4 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 5 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 6 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 7 当社では取締役会が決定した経営の基本方針及び戦略に従って執行役員が業務執行の任にあたる執行役員制度を採用しております。

執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
古 森 重 隆	会 長	グループ最高経営責任者 (CEO)
助 野 健 児	社 長	グループ最高執行責任者 (COO)
玉 井 光 一	副 社 長	ドキュメント事業戦略 管掌
岩 嵯 孝 志	執 行 役 員	チーフ・テクニカル・オフィサー (CTO) 技術経営部長
吉 沢 勝	執 行 役 員	経理部長 連結経理財務 管掌
福 岡 正 博	執 行 役 員	原料資材調達、グローバル生産 管掌
吉 澤 ちさと	執 行 役 員	人事部長 I R、広報、宣伝 管掌
堀 切 和 久	執 行 役 員	ブランドマネジメント 管掌
樋 口 昌 之	執 行 役 員	経営企画部長 兼 グループ会社管理部長 法務、全社改革、経営計画、連結経営管理、事業戦略、 富士フイルムウエイ推進、物流効率 管掌
川 崎 素 子	執 行 役 員	E S G推進部長 兼 総務部長 グローバル監査部 管掌
杉 本 征 剛	執 行 役 員	チーフ・デジタル・オフィサー (CDO) 経営企画部 I C T戦略推進室長 兼 A I 基盤技術研究所長 I C T推進 管掌
今 井 正 栄	執 行 役 員	知財戦略部長
鈴 木 真由美	執 行 役 員	解析基盤技術研究所長

② 社外役員の状況

i) 社外取締役及び社外監査役との関係並びに社外役員の選任状況に関する考え方

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であり、当社のコーポレート・ガバナンスにおいて以下のように重要な役割を適切に果たしております。

社外取締役である川田達男氏は、セーレン㈱の代表取締役会長並びに北陸電力㈱、ダイキン工業㈱及び㈱ほくほくフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しております。同氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革等を実現してきました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しております。また、指名報酬委員会の委員長として、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化を牽引しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏が代表取締役を務めるセーレン㈱と当社グループとの間には取引がありません。

社外取締役である北村邦太郎氏は、三井住友トラスト・ホールディングス㈱の取締役及び三井住友信託銀行㈱の取締役会長並びにアサガミ㈱の社外取締役を兼任しております。同氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、M&Aや資本政策を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しております。また、指名報酬委員会のメンバーとして、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化に寄与しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏が取締役を務める三井住友信託銀行㈱と当社グループとの間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには同社からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の1%未満と僅少であります。

社外取締役である江田麻季子氏は、世界経済フォーラムの日本代表及び東京エレクトロン㈱の社外取締役を兼任しております。同氏は、米国大手半導体メーカーにおいて、長年にわたり海外市場でのマーケティングを担当したのち、同メーカーの日本法人の代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって新市場の創出、グローバルな人材の育成を実現してきました。現在では、世界経済フォーラムの日本代表を務め、各界のリーダーと連携して、地域・産業等のあらゆる課題に対し、世界規模での改善に取り組んでおります。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、当社グループのESG施策に対して積極的に助言を行うとともに、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しております。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である嶋田隆氏は、経済産業省の顧問を兼任しております。同氏は、経済産業省官房長、同省通商政策局長、同省事務次官等の要職を歴任し、世界的な産業構造の変化に対応するため、同省の各組織の横断的な連携強化を図り、新たな産業政策、通商政策を推進してきました。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、広く当社の経営に対して提言・助言を行うことにより、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断しております。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である三橋優隆氏は、スカイマーク㈱及び日本ペイントホールディングス㈱の社外取締役を兼任しております。同氏は、会計の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しております。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である稲川龍也氏は、高橋綜合法律事務所の弁護士を兼任しております。同氏は、高松高等検察庁や広島高等検察庁の検事長等の要職を歴任し、検察官として長年培ってきた、法務、コンプライアンス分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断しております。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏及び同氏が所属する高橋綜合法律事務所と当社グループとの間には顧問関係その他法律事務の委任関係はありません。

ii) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「社外役員の独立性判断基準」（後掲）を定めました。当社は、同基準に照らし、社外取締役及び社外監査役の全員が独立性を有すると判断しております。また、当社は、社外取締役・社外監査役の全員を当社が上場する（株）東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

「社外役員の独立性判断基準」

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断する。

1. 現在または過去における当社グループの業務執行者（※1）
2. 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
 - (1) 当社グループと主要な取引先の関係（※2）にある者またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な借入先（※3）またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主（※4）またはその業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※5）を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
 - (5) 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
 - (6) 当社グループから多額の寄付（※6）を受ける者またはその業務執行者
3. 自己の配偶者または二親等以内の親族が上記1. または2. に該当する者（重要でない者は除く）、（なお、社外監査役を独立役員として選任する場合においては、当社または子会社の業務執行者でない取締役の配偶者または二親等以内の親族を含む）

※1 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、当社においては代表取締役、執行役員、使用人を含む

※2 主要な取引先との関係とは、直近の事業年度において、当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上である場合をいう

※3 主要な借入先とは、直近の事業年度末において、当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入れがある場合をいう

※4 大株主とは、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者をいう

※5 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超える場合をいう

※6 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で、年間1億円を超える場合をいう

以 上

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

i) 内部監査・監査役監査・会計監査と社外取締役及び社外監査役との相互連携

内部監査部門及び独立監査人は、監査結果を監査役会に報告しております。また監査役会は、会計監査との連携を十分に確保した監査計画を予め策定し、監査を実施しております。社外取締役は、取締役会において監査役会からの監査報告を受けております。

ii) 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係

取締役会が決議した「内部統制に関する基本方針」に基づく内部統制システムの運用状況については、内部統制部門の報告を取り纏めて取締役会に報告しております。また、コンプライアンス推進及びリスク管理活動については、これらを推進するESG推進部が定期的に報告しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査の状況については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 iv) 監査役・監査役会」に記載の通りです。

② 内部監査の状況

当社は業務執行部門から独立した内部監査部門として、現在86名のスタッフからなるグローバル監査部を設け、持株会社の立場から、国内外の全グループ会社の監査を行い、当社及びグループ会社の業務の適正性について評価・検証しています。また、2008年4月に導入された「内部統制報告制度」に対応し、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成しています。

さらに、環境・品質、安全・労務、輸出管理及び薬事等に関しては事業会社に専任スタッフを置き、監査を実施しています。

・内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、内部監査部門による内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

・内部監査・監査役監査・会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査においては、内部統制部門から監査対象についての情報提供を受け、監査を実施するほか、内部統制部門も監査の対象としています。また内部監査部門が行った財務報告に係る内部統制の評価結果を独立監査人による内部統制監査に供しています。

③ 会計監査の状況

i) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ii) 継続監査期間

2016年以降

iii) 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	金子 寛人	有限責任 あずさ監査法人
	杉崎 友泰	
	石井 伸幸	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

iv) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 23名、その他 34名

v) 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査報酬等を総合的に勘案し、選定を行っております。当社が有限責任 あずさ監査法人を選定した理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を具備し、当社グループのグローバルな活動全体を一元的に監査する体制を有しており、又、新たな幅広い視点で効果的かつ効率的な監査を実施できるものと判断したためであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令

に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受ける等、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任について検討を行います。検討の結果、会計監査人を解任又は不再任とするべきと判断した場合は、株主総会に提出される当該解任又は不再任にかかる議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

vi) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査報酬等について評価を行い、良好であることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

i) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	168	3	160	4
連結子会社	762	-	921	-
計	930	3	1,081	4

(注) 連結子会社の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、当社の連結子会社が任意で受けた過年度決算についての有限責任あずさ監査法人の監査業務に対する報酬310百万円が含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、普通社債発行に係るコンフォート・レターの作成業務であります。

ii) 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMG) に対する報酬 (i を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	-	230	-	-
連結子会社	952	313	1,035	161
計	952	543	1,035	161

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、ITコンサルティング等であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書の作成及び税務コンサルティング等であります。

iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度において、当社の連結子会社である富士ゼロックス㈱及びその連結子会社は、任意で受けた過年度決算についてのEY新日本有限責任監査法人及びその他のErnst & Youngメンバーファームの監査証明業務に対する報酬を支払っております。

iv) 監査報酬の決定方針

当社は監査を監査法人に委嘱するにあたり、監査の方法とその内容の説明を求め、監査に要する時間とこれに基づく報酬額を協議し、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定することとしております。

v) 監査報酬に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、報酬額が適切であると判断し、同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等については、株主総会の決議により総額（上限）を決定しており、2018年6月28日開催の第122回定時株主総会において、年額730百万円以内（うち社外取締役70百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議されております。なお、当該決議当時の取締役の員数は10名であります。

また、上記の報酬等の額とは別枠でストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により、次のとおり定められております。

第12ノ1回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額

事業年度毎に年額700百万円

第12ノ2回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額

事業年度毎に年額200百万円

各取締役の報酬等（業績連動報酬を含む）の金額は、指名報酬委員会で審議された報酬・評価制度の仕組みに従い、取締役会の決議に基づき決定します。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として2018年6月に設置したもので、委員の過半数を社外取締役で構成しております。当委員会は原則年1回以上開催し、CEOのサクセッションプラン及び取締役の報酬等に係る基本方針・手続き等を審議し、審議内容を取締役会に報告することとしております。

当事業年度における指名報酬委員会の主な活動内容は次のとおりであります。

- ・ CEOの人材要件の確認
- ・ 経営陣の解任要件の確認
- ・ CEOの後継候補者リストに関わる審議
- ・ 当事業年度役員報酬の審議・合意
- ・ 役員報酬設計の見直しに関する審議
- ・ 審議内容の取締役会への報告

当事業年度の報酬の支払及びストックオプションの付与については、指名報酬委員会で審議された報酬・評価制度の仕組みに従い、取締役会で決議しました。

取締役の報酬は、固定報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成しており、業績連動報酬は、単年度の業績や目標達成度に連動する短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬であるストックオプションの付与で構成しております。固定報酬と業績連動報酬の配分比率は、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び使用人賞与の金額並びにストックオプション費用の計上額を含めた連結報酬等の総額において、約50%（固定報酬）：約15%（短期業績連動報酬）：約35%（ストックオプションの付与）を目安とし、各取締役の職位等に応じて報酬の額を決定しています。当該比率は、業績及び評価を全て標準とし、一定の当社株式の株価を基にして算出しており、業績及び評価並びに当社株式の株価の変動等に応じて変動します。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成しています。

固定報酬は、職位等に応じて決定し、毎月支給しております。

短期業績連動報酬については、当社の短期的な経営管理の数値目標である「連結売上高」及び「連結営業利益」を単年度の業績連動指標として選択し、当該指標の目標達成度及び前事業年度の実績との比較に基づき、基準額の0%～150%の範囲で支給額を変動させることとしております。当該指標にかかる当事業年度の目標値は連結売上高2兆4,800億円、連結営業利益2,400億円、前事業

年度の実績値は連結売上高 2 兆4,315億円、連結営業利益2,098億円であり、当事業年度の実績は、連結売上高 2 兆3,151億円、連結営業利益1,866億円であります。

中長期業績連動報酬として、ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対して付与しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目標としています。ストックオプションの付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しています。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により総額（上限）を決定しており、2007年6月28日開催の第111回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。なお、当該決議当時の監査役の員数は4名であります。監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみで構成しており、各監査役の報酬の金額は監査役の協議により決定します。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	固定報酬 (百万円)	短期業績 連動報酬 (百万円)	ストック オプション (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
取締役	7名	275 (202)	73 (47)	325 (325)	674 (576)
監査役	2名	43 (43)	— (—)	— (—)	43 (43)
社外役員	7名	61 (61)	— (—)	— (—)	61 (61)
計	16名	380 (307)	73 (47)	325 (325)	779 (681)

- (注) 1 取締役の報酬等支給人員及び報酬等の額は、社外取締役の員数及び報酬等の額を除いております。また、監査役の報酬等支給人員及び報酬等の額は、社外監査役の員数及び報酬等の額を除いております。
- 2 新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また、価値の変動リスクを有しております。上記のストックオプションの報酬額は、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額であります。
- 3 社外役員の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外監査役1名が含まれております。
- 4 使用人職務の対価として支払った金額及びストックオプションの費用計上額を上表に含めて記載しております。なお、役員としての報酬等の額を（）内に記載しております。使用人兼務取締役のうち、使用人としての給与を支給した人員は4名であり、使用人としての賞与を支給した人員は4名であります。
- 5 上記のほか、当事業年度において、受給資格者に対して役員退職年金を次のとおり支給しております。

退任取締役 1名 1百万円

退任監査役 1名 1百万円

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員 区分	会社区分	固定報酬 (百万円)	短期業績 連動報酬 (百万円)	ストック オプション (百万円)	報酬等の 総額 (百万円)
古森重隆	取締役	提出会社	97	25	169	293
	取締役	富士フイルム(株)	50	14	33	98
	取締役	富士ゼロックス(株)	52	18	—	71
	合計					463
助野健児	取締役	提出会社	87	21	85	194
	取締役	富士フイルム(株)	37	10	17	65
	取締役	富士ゼロックス(株)	9	2	—	11
	合計					270
玉井光一	取締役	提出会社	24	3	33	62
	取締役	富士フイルム(株)	2	—	7	10
	取締役	富士ゼロックス(株)	82	33	—	116
	合計					188
岩寄孝志	取締役	提出会社	28	10	12	50
	取締役	富士フイルム(株)	19	7	12	40
	取締役	富士フイルムエレクトロ ニクスマテリアルズ(株)	6	—	—	6
	合計					97
石川隆利	取締役	提出会社	9	3	—	12
	取締役	富士フイルム(株)	44	14	20	79
	合計					92
岡田淳二	取締役	提出会社	16	6	12	35
	取締役	富士フイルム(株)	25	9	2	37
	取締役	富士フイルム富山化学(株)	6	—	—	6
	合計					78
後藤禎一	取締役	提出会社	11	3	12	26
	取締役	富士フイルム(株)	39	13	12	65
	合計					91

(注) 1 取締役（当事業年度中に退任した取締役及び社外取締役を除く）に限定して記載しております。

2 新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また、価値変動のリスクを有しております。上記のストックオプションの報酬額は、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について連結損益計算書に費用を計上した金額であります。

3 使用人兼務取締役に対し、使用人職務の対価として支払った使用人給与及び使用人賞与の金額、及びストックオプションの費用計上額を上表に含めて記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

①純投資目的、純投資以外の目的の区分

当社グループでは、取引の維持・拡大等事業上の必要性や当社の中長期的な発展への寄与が認められる場合に限り、経済合理性を検証したうえで株式を保有しており、純投資目的以外の目的に区分しています。また、当社グループは純投資目的の株式を保有しておりません。

②保有の検証方法

当社グループでは中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているか、を検証して株式を保有しています。また、取締役会において、保有している全ての投資株式について、現在及び将来の取引に鑑みた事業上の必要性、並びに保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを検証し、事業上の必要性和経済合理性を検証しております。

なお、上記検証は当事業年度末に行っております。

③保有状況

当社の保有状況については以下の通りです。

i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	27	46,995

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

当事業年度において株式数が増加した銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

当事業年度において株式数が減少した銘柄はありません。

ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ダイセル	8,390,740	8,390,740	- ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ185百万円及び269百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	6,620	10,086		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ダイキン工業(株)	467,800	467,800	・ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ68百万円及び80百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	6,161	6,067		
信越化学工業(株)	382,100	382,100	・ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ67百万円及び80百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	4,100	3,546		
三井不動産(株)	1,912,600	1,912,600	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ0百万円及び88百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	3,578	5,322		
住友不動産(株)	1,206,800	1,206,800	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ0百万円及び39百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	3,180	5,534		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	1, 143, 084	1, 143, 084	・金融取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ199百万円及び211百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	2, 998	4, 431		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	741, 789	741, 789	・金融取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ96百万円及び111百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	2, 317	2, 949		
MS & ADインシュ アランス グループ ホールディングス(株)	732, 762	732, 762	・金融取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ99百万円及び106百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	2, 217	2, 469		
凸版印刷(株)	1, 251, 900	1, 251, 900	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ50百万円及び50百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	2, 073	2, 092		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
小野薬品工業(株)	826,500	826,500	・ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ35百万円及び37百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	2,055	1,793		
大日本印刷(株)	617,530	617,530	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ40百万円及び40百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	1,421	1,635		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,158,560	3,158,560	・金融取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ66百万円及び74百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	1,273	1,737		
松竹(株)	102,900	102,900	・イメージングセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ4百万円及び3百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	1,247	1,276		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
参天製薬(株)	575, 200	575, 200	・ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ15百万円及び15百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	1, 069	949		
トヨタ自動車(株)	157, 300	157, 300	・ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ35百万円及び35百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	1, 023	1, 020		
三井物産(株)	522, 000	522, 000	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ42百万円及び42百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	785	897		
(株)東京放送ホールディングス	517, 273	517, 273	・イメージングセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ16百万円及び16百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	778	1, 048		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ウシオ電機(株)	713,700	713,700	• 全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 • 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ19百万円及び36百万円です。 • 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	737	922		
(株)西武ホールディングス	414,100	414,100	• 全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 • 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ10百万円及び14百万円です。 • 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	492	802		
(株)伊予銀行	883,745	883,745	• 金融取引関係の維持・強化。 • 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ6百万円及び12百万円です。 • 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	483	518		
(株)商船三井	264,400	264,400	• 全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 • 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ8百万円及び15百万円です。 • 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	462	630		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)九州フィナンシャルグループ	1,000,000	1,000,000	- 金融取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ6百万円及び12百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	413	450		
東映(株)	30,103	30,103	- イメージングセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ1百万円及び2百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	408	443		
東レ(株)	666,600	666,600	- ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ5百万円及び11百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	313	471		
三菱製紙(株)	850,000	850,000	- 全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ4百万円及び4百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	300	473		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
双日(株)	987,639	987,639	・全てのセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ7百万円及び18百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	251	385		
(株)大和証券グループ 本社	574,803	574,803	・金融取引関係の維持・強化。 ・定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ7百万円及び11百万円です。 ・前事業年度から株式数は増加していません。	有
	241	310		

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は富士フイルムホールディングス(株)であり、次に大きい富士フイルム(株)については以下のとおりです。

i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	47	7,500
非上場株式以外の株式	21	19,911

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式（注1）	9	2,662	事業関係及び取引関係の維持、及び更なる強化。
非上場株式以外の株式 （注2）	-	-	-

(注1) 上記の他に持分法適用会社から除外になったことにより1銘柄が増加しております。

(注2) 上記の他に持分法適用会社から除外になったことにより1銘柄が増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	136
非上場株式以外の株式	-	-

ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
China Resources Pharmaceutical Group Limited	90, 109, 500	90, 109, 500	- ヘルスケア&マテリアルズセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ139百万円及び164百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	5, 857	14, 147		
メディカル・デー タ・ビジョン(株)	7, 792, 800	-	- ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額はありません。 - 前事業年度から持分法適用会社除外により株式数が増加しています。	無
	5, 120	-		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
Yestar Healthcare Holdings Company Limited	230,000,000	230,000,000	- ヘルスケア&マテリアルズセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額はありません。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	4,140	5,980		
DRGEM Co.,Ltd	1,613,800	1,613,800	- ヘルスケア&マテリアルズセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ13百万円及び7百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	1,104	1,548		
(株)プラザクリエイト 本社	2,259,000	2,259,000	- イメージングセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ16百万円及び16百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	764	748		
EIZO(株)	225,300	225,300	- ヘルスケア&マテリアルズセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ0百万円及び24百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	710	991		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
大日精化工業(株)	161,400	161,400	- ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ14百万円及び14百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	有
	381	487		
Cynata Therapeutics Limited	8,088,403	8,088,403	- ヘルスケア&マテリアルズセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額はありません。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	372	793		
(株)セブン&アイ・ホールディングス	97,500	97,500	- イメージングセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ9百万円及び9百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	349	407		
MTG(株)	240,000	240,000	- ヘルスケア&マテリアルズセグメント、ドキュメントセグメントの事業関係及び取引関係の維持・強化。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、②の方法に基づいた検証の結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額はありません。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	150	552		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
HOYA(株)	364,000	364,000	- 議決権行使を指図する権限を有しております。 - 定量的保有効果については、具体的検証内容は、事業活動における機密保持を考慮し記載しませんが、中長期的な観点から必要性、合理性、加えて当事業年度より保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているか、を検証した結果、十分な定量的保有効果があると判断しています。前事業年度及び当事業年度の受取配当金額は、それぞれ33百万円及び33百万円です。 - 前事業年度から株式数は増加していません。	無
	3,365	2,671		

（注）貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に準拠して作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び第124期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1 現金及び現金同等物	注19		654,747		396,091
2 受取債権					
(1)営業債権	注20, 21	580,423		524,120	
(2)リース債権	注 4	58,857		55,419	
(3)関連会社等に対する債権		5,634		2,640	
(4)貸倒引当金	注 4, 20	△27,119	617,795	△23,761	558,418
3 棚卸資産	注 6		374,456		380,911
4 前払費用及びその他の流動資産	注17, 18 19, 21		83,908		153,783
流動資産合計			1,730,906		1,489,203
II 投資及び長期債権					
1 関連会社等に対する投資及び貸付金	注 7		33,445		27,770
2 投資有価証券	注 3, 19		105,678		87,209
3 長期リース債権	注 4		72,814		61,724
4 その他の長期債権	注17, 18 19, 20		31,509		30,497
5 貸倒引当金	注 4, 20		△3,754		△4,067
投資及び長期債権合計			239,692		203,133
III 有形固定資産					
1 土地			98,211		96,776
2 建物及び構築物			690,207		732,716
3 機械装置及びその他の有形固定資産			1,447,115		1,478,270
4 建設仮勘定			36,420		47,481
小計			2,271,953		2,355,243
5 減価償却累計額			△1,745,156		△1,754,696
有形固定資産合計			526,797		600,547
IV その他の資産					
1 オペレーティング・リース使用权資産	注 2, 5		—		75,261
2 営業権	注 8, 22		655,508		687,155
3 その他の無形固定資産	注 8		145,013		142,071
4 繰延税金資産	注11		32,762		37,811
5 その他	注10, 21		84,014		86,511
その他の資産合計			917,297		1,028,809
資産合計			3,414,692		3,321,692

		前連結会計年度 (2019年 3 月31日)		当連結会計年度 (2020年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び短期借入金	注 9, 18		170, 579		120, 998
2 支払債務					
(1) 営業債務		210, 658		195, 214	
(2) 設備関係債務		25, 758		25, 360	
(3) 関連会社等に対する債務		1, 940	238, 356	1, 724	222, 298
3 未払法人税等	注11		18, 950		24, 893
4 未払費用	注10, 注23		182, 833		171, 989
5 短期オペレーティング・リース負債	注 2, 5		—		25, 696
6 その他の流動負債	注17, 18 19, 21		91, 567		94, 133
流動負債合計			702, 285		660, 007
II 固定負債					
1 社債及び長期借入金	注 9, 18		353, 533		503, 171
2 退職給付引当金	注10		40, 335		33, 818
3 長期オペレーティング・リース負債	注 2, 5		—		52, 652
4 繰延税金負債	注11		19, 959		21, 558
5 その他の固定負債	注11, 17 18, 19, 21		53, 739		56, 729
固定負債合計			467, 566		667, 928
負債合計			1, 169, 851		1, 327, 935
契約債務及び偶発債務	注14				
純資産の部					
I 株主資本	注12				
1 資本金			40, 363		40, 363
普通株式					
発行可能株式総数					
800, 000, 000株					
発行済株式総数					
514, 625, 728株					
2 資本剰余金			24, 494		—
3 利益剰余金			2, 507, 719		2, 563, 091
4 その他の包括利益(△損失)累積額	注10, 13, 17		△100, 593		△164, 100
5 自己株式(取得原価)			△435, 020		△486, 102
前連結会計年度					
105, 340, 377株					
当連結会計年度					
114, 914, 288株					
株主資本合計			2, 036, 963		1, 953, 252
II 非支配持分			207, 878		40, 505
純資産合計			2, 244, 841		1, 993, 757
負債・純資産合計			3, 414, 692		3, 321, 692

② 【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
I 売上高	注2, 21		2,431,489		2,315,141
II 売上原価	注2, 21, 23		1,433,973		1,360,648
売上総利益			997,516		954,493
III 営業費用					
1 販売費及び一般管理費	注2, 16, 23	631,557		610,043	
2 研究開発費		156,132	787,689	157,880	767,923
営業利益			209,827		186,570
IV 営業外収益及び費用(△)					
1 受取利息及び配当金		4,787		5,183	
2 支払利息		△3,314		△2,316	
3 為替差損益・純額	注13, 17	△2,919		△2,133	
4 持分証券に関する損益・純額	注2, 3, 13	△244		△22,084	
5 その他損益・純額	注2, 13, 17	4,625	2,935	7,851	△13,499
税金等調整前当期純利益			212,762		173,071
V 法人税等	注11				
1 法人税・住民税及び事業税		43,697		42,822	
2 法人税等調整額		12,359	56,056	△6,708	36,114
VI 持分法による投資損益			418		1,341
当期純利益			157,124		138,298
VII 控除：非支配持分帰属損益			△19,018		△13,311
当社株主帰属当期純利益			138,106		124,987

基本的1株当たり 当社株主帰属当期純利益(円)	注15	326.81	306.18
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益(円)	注15	325.82	305.22
1株当たり現金配当(円)		80.00	95.00

③ 【連結包括利益計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 当期純利益		157,124	138,298
II その他の包括利益(△損失)－税効果調整後	注13		
1 有価証券未実現損益変動額		△2	△9
2 為替換算調整額		6,322	△50,279
3 年金負債調整額		885	142
4 デリバティブ未実現損益変動額		188	137
合計		7,393	△50,009
当期包括利益		164,517	88,289
III 控除：非支配持分帰属当期包括損益		△20,245	△8,800
当社株主帰属当期包括利益		144,272	79,489

④ 【連結資本勘定計算書】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括利益 (△損失) 累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 合計 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
I 2018年4月1日 現在残高		40,363	79,153	2,383,793	△87,783	△336,392	2,079,134	219,572	2,298,706
II 会計基準アップ デート2016-01 の適用による累 積影響額				18,976	△18,976		—		—
III 会計基準アップ デート2016-16 の適用による累 積影響額				296			296	99	395
IV 包括利益(損失)									
1 当期純利益				138,106			138,106	19,018	157,124
2 有価証券未実 現損益変動額	注13				△2		△2		△2
3 為替換算 調整額	注13				5,898		5,898	424	6,322
4 年金負債 調整額	注13				61		61	824	885
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注13, 17				209		209	△21	188
包括利益							144,272	20,245	164,517
V 自己株式取得						△100,018	△100,018		△100,018
VI 自己株式売却			△212	△49		1,390	1,129		1,129
VII 当社株主への 配当金				△33,403			△33,403		△33,403
VIII 非支配持分への 配当金							—	△7,752	△7,752
IX 新株予約権			△70				△70		△70
X 非支配持分との 資本取引及び その他			△54,377				△54,377	△24,286	△78,663
X I 2019年3月31日 現在残高		40,363	24,494	2,507,719	△100,593	△435,020	2,036,963	207,878	2,244,841
X II 包括利益(損失)									
1 当期純利益				124,987			124,987	13,311	138,298
2 有価証券未実 現損益変動額	注13				△9		△9		△9
3 為替換算 調整額	注13				△45,489		△45,489	△4,790	△50,279
4 年金負債 調整額	注13				△122		△122	264	142
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注13, 17				122		122	15	137
包括利益							79,489	8,800	88,289
X III 自己株式取得						△51,624	△51,624		△51,624
X IV 自己株式売却				△113		542	429		429
X V 当社株主への 配当金				△38,432			△38,432		△38,432
X VI 非支配持分への 配当金							—	△9,813	△9,813
X VII 新株予約権			452				452		452
X VIII 利益剰余金から 資本剰余金への 振替			31,070	△31,070			—		—
X IX 非支配持分との 資本取引及び その他			△56,016		△18,009		△74,025	△166,360	△240,385
X X 2020年3月31日 現在残高		40,363	—	2,563,091	△164,100	△486,102	1,953,252	40,505	1,993,757

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益		157,124	138,298
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整			
(1) 減価償却費		129,932	122,653
(2) 持分証券に関する損益		244	22,085
(3) 法人税等調整額		12,359	△6,708
(4) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		4,719	△13
(5) 資産及び負債の増減 受取債権の減少		4,885	53,277
棚卸資産の増加		△12,287	△11,505
営業債務の減少		△12,469	△10,558
未払法人税等及びその他負債の減少		△80,408	△16,055
(6) その他		45,244	△35,807
営業活動によるキャッシュ・フロー		249,343	255,667
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の購入		△68,549	△84,677
2 ソフトウェアの購入		△20,471	△25,047
3 投資有価証券の売却・満期償還		2,545	151
4 投資有価証券の購入		△23,349	△3,230
5 定期預金の増加(純額)		△3,630	△10
6 関係会社投融資及びその他貸付金の増加		△10,456	△1,501
7 事業の買収 (買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後)	注22	△84,310	△121,789
8 その他		△365	△8,747
投資活動によるキャッシュ・フロー		△208,585	△244,850
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額		100,035	200,669
2 長期債務の返済額		△25,947	△163,541
3 満期日が3ヵ月以内の短期債務の 増加・減少(△)(純額)		△8,123	390
4 満期日が3ヵ月超の短期債務による 調達額		—	150,000
5 満期日が3ヵ月超の短期債務の返済額		—	△100,000
6 親会社による配当金支払額		△33,166	△35,817
7 非支配持分への配当金支払額		△7,752	△9,813
8 自己株式の取得(純額)		△100,018	△51,624
9 非支配持分との資本取引その他		△78,551	△241,207
財務活動によるキャッシュ・フロー		△153,522	△250,943
IV 為替変動による現金及び 現金同等物への影響		△735	△18,530
V 現金及び現金同等物純減少		△113,499	△258,656
VI 現金及び現金同等物期首残高		768,246	654,747
VII 現金及び現金同等物期末残高		654,747	396,091

補足情報

支払額		
利息(百万円)	4,261	2,893
法人税等(百万円)	50,903	106,929

連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、ヘルスケア&マテリアルズ及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージング ソリューションでは、カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションでは、メディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、デジタル複合機、パブリッシングシステム、ドキュメントマネジメントソフトウェア及び関連ソリューション・サービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約57%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、中国、オランダ及びベトナムに所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

この連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards CodificationTM;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場しておりますが、2009年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであります。

- (イ) 基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上しております。年金数理計算上の純損益は、コリドーアプローチ(回廊方式)により従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。
- (ロ) 基準書350に基づき、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。
- (ハ) 基準書842に基づき、リース期間にわたるリース料の現在価値によりオペレーティング・リース使用権資産及び負債を計上しております。リース費用は、リース期間にわたって定額法で認識しております。

主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社に対する持分法の適用

この連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高は全て消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社に対する投資額は持分法により評価しております。当期純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社の当期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査

等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載します。）の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、最善の見積りを行う上での一定の仮定として、翌連結会計年度の一定期間に亘り当該影響が継続するとの前提で、会計上の見積りを行っております。

なお、COVID-19による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(△損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来する全ての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

取得日より3ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は、連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの前連結会計年度末における公正価値は233,801百万円であります。当連結会計年度末において、取得日より3ヶ月以内に満期の到来する負債証券はありません。

(5) 投資有価証券

当社は投資有価証券のうち、持分証券については公正価値で評価を行い、税効果調整前の未実現損益を連結損益計算書の「持分証券に関する損益・純額」に含めて表示しております。容易に算定可能な公正価値がない市場性のない持分証券については、減損による評価下げ後の帳簿価額に同一発行体の同一または類似する投資の秩序ある取引での観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。当社は投資有価証券のうち、負債証券については、価値の下落が一時的でないと判断される場合に、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(△損失)」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。投資有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。配当金は連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含めております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定額法で計算しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね2年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前連結会計年度末においては、それぞれ40,173百万円及び32,444百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ56,065百万円及び32,356百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度の有形固定資産の売却利益額（純額）は、それぞれ3,545百万円及び323百万円であります。

(9) リース

当社は、貸手のリースでは主に複写機及びオフィスプリンター等の事務用機器の販売においてリース取引を提供しております。当社はリースの契約日に、契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定し、販売型リース及びオペレーティング・リースによるリース収益を計上し、連結損益計算書の「売上高」に含めて表示しております。販売型リースでの機器の販売による収益は、リース開始時に認識しております。販売型リースにかかる受取利息相当額については、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分して認識しております。販売型リース以外のリース取引はオペレーティング・リースとして会計処理し、収益はリース期間にわたり均等に認識しております。機器のリースとメンテナンス等のサービスが一体となっている契約の場合には、基準書842にて認められている実務上の便法を適用し、全てリース要素として基準書842に基づいて会計処理しております。通常これらの契約は最低使用料金と印刷枚数に応じた変動料金を組み合わせた契約となっております。一部の契約では、一定期間前に相手方に通知することにより、期間終了前に契約を終了するオプションが付されております。

借手のリースではオフィス、車両等に係るファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを有しております。当社はリースの契約日に、契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定し、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。一部のリース契約では、リース期間の延長又は解約オプションが含まれております。当社は、これらのオプション行使が合理的に確実である場合、オプションの対象期間を考慮し、リース期間を決定しております。当社はリース要素及び非リース要素を伴うリース契約を有しており、これらは通常は別々に会計処理しております。また、当社のリースの大部分はリースの計算利率が明示されておらず、当社はリース料総額の現在価値を算定する際、通常はリース開始時に入手可能な情報を基にした追加借入利率を使用しております。当社はリース期間が12ヶ月以内の短期リースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料はリース期間を通じて定額で費用認識しております。

(10) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

基準書350の適用により、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年1月1日時点で当該資産の減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく公正価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、耐用年数を確定できない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり定額法により償却しております。

(11) ソフトウェア

当社は、基準書350-40に基づき、内部利用目的のソフトウェアについては、開発又は取得に関連して発生した一定の原価を資産計上しております。これらの原価は主に第三者に対する支払及びソフトウェア開発に係る従業員に対する給与であります。内部利用目的のソフトウェア開発について、アプリケーション開発段階以降発生した原価を資産計上しております。また、当社は、基準書985に基づき、開発又は取得した販売用ソフトウェアについて、技術的実現可能性が確立した後で発生した原価を資産計上しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフ

トウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ150,199百万円及び95,326百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ153,515百万円及び95,400百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ32,348百万円及び21,651百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ31,860百万円及び20,696百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、連結貸借対照表の「その他の資産」の「その他」に含めております。

(12) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過すると判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(13) 収益認識基準

当社では基準書606に基づき、以下の5ステップアプローチに従い、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

(14) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証に関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(15) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ58,146百万円及び56,433百万円であります。

(16) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ25,915百万円及び23,121百万円であります。

(17) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。

(18) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(19) デリバティブ

当社は、外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の全てのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額のうち、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に計上し、ヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に組替えます。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期の損益として計上しております。

(20) 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、ストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

(21) 株式を基礎とした報酬

当社は、基準書718に基づき、株式を基礎とした報酬費用を当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定し、認識しております。

(22) 後発事象

基準書855に基づき当連結会計年度末後の後発事象は、連結財務諸表が提出可能となった日である2020年6月29日までの期間において評価しております。

(23) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当連結会計年度の表示にあわせて組替再表示しております。

(24) 2019年度において適用となった会計基準

2016年2月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-02「リース」を発行しました。当基準が規定する基準書842は、基準書840を置き換えるものであります。当基準は、リースの借手に対してリース負債と使用権資産を貸借対照表上に認識することを規定しております。また、当基準は、リースについての定性的及び定量的な開示を要求しております。当基準は、2018年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は認められております。当社においては2019年4月1日から始まる連結会計年度から適用しております。当基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しておりますため、比較情報である前連結会計年度については再表示しておらず、基準書840に基づき報告しております。

当社は、基準適用日にすでに終了している又は存在する契約に対し、リースに該当するか否か、リースの分類、当初直接コストの再評価をしない実務上の便法、及び基準適用日にすでに終了している又は存在する借地権のうちリースとして会計処理されていなかった部分がリースに該当するか否かの再評価をしない実務上の便法を適用しております。

(25) 今後適用となる新会計基準

2016年6月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-13「金融商品－信用損失：金融商品の信用損失の測定」を発行しました。当基準は、金融資産について、現行の発生損失モデルではなく予想信用損失モデルに基づいて損失を認識することを要求しております。予想信用損失モデルでは、回収が予想されない契約キャッシュ・フローの見積を引当金として認識することになります。当基準は、2022年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。当社においては2023年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。当基準が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

3 負債証券及び持分証券投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の売却可能有価証券に分類される負債証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含まれており、これらの前連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
社債	570	—	△4	566	517	—	△16	501
合計	570	—	△4	566	517	—	△16	501

当連結会計年度末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	56	55
1年超5年以内	461	446
合計	517	501

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結貸借対照表の投資有価証券に含めている持分証券に係る実現損益及び未実現損益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
持分証券の当期の損益合計	△244	△22,084
控除：持分証券の売却による当期の実現損益	△438	194
当連結会計年度末現在保有している持分証券の 未実現損益	△682	△21,890

前連結会計年度及び当連結会計年度末における原価法により評価された市場性のない持分証券の取得原価は、それぞれ7,148百万円及び8,688百万円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度末において、当社は重要な減損又はその他の調整を計上しておりません。

4 貸手のリース会計

当連結会計年度におけるリース収益情報は次のとおりであります。リース収益は、連結損益計算書の「売上高」に含めて表示しております。

	当連結会計年度末 (百万円)
販売型リース収益	
リース開始日に認識した損益	14,192
リース債権による受取利息	9,127
販売型リース収益小計	23,319
オペレーティング・リース収益	9,962
変動リース収益	18,465

リース債権は、主に当社の複写機及びオフィスプリンター等の事務用機器の販売型リースに関わるものであります。リース債権のうち1年以内に期限が到来するもの及び1年超のものは、それぞれ連結貸借対照表の「リース債権」及び「長期リース債権」に計上しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるリース債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
リース債権総額	146,769	131,490
未実現利益	△15,098	△14,347
貸倒引当金	△10,359	△10,007
リース債権純額	121,312	107,136

当連結会計年度末における、今後5年間及びそれ以降の販売型リース及びオペレーティング・リースにおける最低支払リース料受取額は次のとおりであります。

	販売型リース (百万円)	オペレーティング・リース (百万円)
2020年度	60,641	8,197
2021年度	38,638	6,021
2022年度	19,663	3,984
2023年度	9,565	2,782
2024年度	2,743	1,203
2025年度以降	240	7
最低支払リース料受取総額	131,490	22,194

5 借手のリース会計

リースに係る連結損益計算書情報は以下のとおりであります。なお、リース費用は連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費に含まれております。

	当連結会計年度 (百万円)
オペレーティング・リース費用	32,928
短期リース費用	3,636

リースに関連した補足連結貸借対照表情報は、次のとおりであります。

	当連結会計年度末 (百万円)
ファイナンス・リース使用権資産	
有形固定資産（取得原価）	10,834
減価償却累計額	△4,318
有形固定資産（簿価）	6,516
ファイナンス・リース負債	
その他の流動負債	2,190
その他の固定負債	7,057
ファイナンス・リース負債合計	9,247

当連結会計年度におけるオペレーティング・リースに係る営業キャッシュ・フローは32,235百万円であり、リース負債と交換で取得したオペレーティング・リース使用権資産は25,611百万円であります。

リースに関連したその他の情報は、次のとおりであります。

	当連結会計年度
加重平均残存リース期間	
ファイナンス・リース	8年
オペレーティング・リース	4年
加重平均割引率	
ファイナンス・リース	2.06%
オペレーティング・リース	0.48%

当連結会計年度末における将来の最低支払リース料の年度別金額は次のとおりであります。

	ファイナンス・リース (百万円)	オペレーティング・リース (百万円)
2020年度	2,355	25,836
2021年度	2,126	17,067
2022年度	1,404	12,157
2023年度	960	9,521
2024年度	652	6,943
2025年度以降	3,235	7,262
リース支払額合計	10,732	78,786
控除：帰属利子	△1,485	△438
合計	9,247	78,348

6 棚卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	224,263	221,607
半製品・仕掛品	52,019	48,188
原材料・貯蔵品	98,174	111,116
合計	374,456	380,911

7 関連会社に対する投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社に対する投資はそれぞれ29,902百万円及び23,938百万円であります。連結貸借対照表の計上額と関連会社の純資産に対する当社グループの持分との差額には、重要性がありません。これらの関連会社は主にイメージング ソリューション、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション及びドキュメント ソリューション事業の業務を行っております。

一部の関連会社は、株式市場に上場しています。これらの関連会社の帳簿価額及び時価は、前連結会計年度末においては、それぞれ9,232百万円及び20,001百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ8,232百万円及び5,085百万円であります。

当社の持分法適用の関連会社について合算した要約財政状態及び経営成績は次のとおりであります。なお、個々に重要性のある関連会社はありません。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産	103,635	75,813
固定資産	62,910	63,349
資産合計	166,545	139,162
流動負債	48,932	31,248
固定負債	75,555	81,183
純資産合計	42,058	26,731
負債及び純資産合計	166,545	139,162
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上高	153,580	145,504
当期純利益（△損失）	△348	1,646

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社と関連会社との取引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上	24,914	16,273
仕入	10,075	8,966
受取配当金	5,137	1,328

8 営業権及びその他の無形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティングセグメント毎の営業権の増減は次のとおりであります。

	ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション (百万円)	ドキュメント ソリューション (百万円)	合計 (百万円)
2018年3月31日現在残高	368,038	223,530	591,568
取得額	60,260	—	60,260
その他	5,149	△1,469	3,680
2019年3月31日現在残高	433,447	222,061	655,508
取得額	31,864	12,002	43,866
その他	△6,107	△6,112	△12,219
2020年3月31日現在残高	459,204	227,951	687,155

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、イメージングソリューションに営業権は計上しておりません。

償却対象であるその他の無形固定資産の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	88,311	40,720	47,591
顧客関連	99,922	21,356	78,566
その他	18,735	5,755	12,980
合計	206,968	67,831	139,137
当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	86,435	45,282	41,153
顧客関連	96,948	23,153	73,795
その他	30,934	10,050	20,884
合計	214,317	78,485	135,832

その他の無形固定資産の償却費は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ13,141百万円及び13,659百万円であります。

償却対象でないその他の無形固定資産は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ともに重要性はありません。

償却対象であるその他の無形固定資産の今後5年間における見積償却費は、次のとおりであります。

	(百万円)
2020年度	15,419
2021年度	13,488
2022年度	13,097
2023年度	10,959
2024年度	10,704

9 短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
短期借入金	7,735	56,134
1年以内返済の社債及び長期借入金	162,844	64,864
合計	170,579	120,998

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期借入金の加重平均利率は、それぞれ1.68%及び0.18%であります。短期借入金は無担保であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における長期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行及び保険会社等からの無担保借入金		
前連結会計年度：返済期限 2019年度～2033年度 年利率△0.591%～6.000%	184,919	165,701
当連結会計年度：返済期限 2020年度～2033年度 年利率△0.591%～6.000%		
無担保社債(円建)		
返済期限 2019年度 年利率0.515%	30,000	—
返済期限 2019年度 年利率0.005%	100,000	—
返済期限 2020年度 年利率0.030%	15,000	15,000
返済期限 2021年度 年利率0.050%	25,000	25,000
返済期限 2021年度 年利率0.080%	30,000	30,000
返済期限 2022年度 年利率0.020%	—	20,000
返済期限 2022年度 年利率0.882%	40,000	40,000
返済期限 2022年度 年利率0.060%	—	100,000
返済期限 2023年度 年利率0.110%	35,000	35,000
返済期限 2023年度 年利率0.180%	10,000	10,000
返済期限 2024年度 年利率0.080%	—	30,000
返済期限 2024年度 年利率0.120%	—	50,000
返済期限 2025年度 年利率0.240%	25,000	25,000
返済期限 2026年度 年利率0.250%	10,000	10,000
その他	11,458	12,334
	516,377	568,035
控除：1年以内に返済期限が到来する金額	△162,844	△64,864
差引計	353,533	503,171

長期の社債及び借入金の今後5年間における年度別返済予定額は次のとおりであります。

	(百万円)
2020年度	64,864
2021年度	58,219
2022年度	202,089
2023年度	93,621
2024年度	80,744

特定の銀行借入金については一般的な約定として、銀行の要求により現在及び将来の借入に対する担保の差入又は保証人の設定を行うこと、また、銀行は返済期日の到来した借入金又は約定不履行となった場合は全ての借入金と銀行預金を相殺する権利を有することを約しております。銀行以外の一部の貸主との長期約定においても、その要求により、担保を追加することを約しております。

10 退職給付制度

当社の国内子会社の従業員の大部分は、退職にあたり会社への貢献度をより反映したポイント制を基礎に算出される退職一時金又は年金の受給資格を有します。

当社の一部の子会社は、確定給付企業年金制度を有しており、関連する年金資産は信託銀行や保険会社により管理されております。確定給付年金については、将来の支給額に見合う資金を確保できるように年金数理計算に基づいて算定された拠出金を積み立てております。また、当社の一部の子会社は確定拠出型退職給付制度を有しております。この制度では従業員の年間給与の一定割合に相当する金額を毎年積み立てております。

前連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の変更を行っております。この退職給付制度の変更により、退職給付債務が11,358百万円減少しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の確定拠出型退職給付制度に関する退職給付費用計上額はそれぞれ10,892百万円及び13,433百万円であります。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	23,062	18,771
利息費用	7,410	6,412
期待運用収益	△21,446	△20,852
数理計算上の差異の償却額	10,196	10,158
過去勤務債務の償却額	△2,280	△3,042
制度清算による損益	150	△138
退職給付費用	17,092	11,309

前連結会計年度及び当連結会計年度における、その他の包括利益(損失)累積額における、年金資産と予測給付債務のその他の変化は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
年金数理上の損失(利益)の当期発生額	17,689	7,552
数理計算上の差異の償却額	△10,196	△10,158
制度改訂による過去勤務債務の発生額	△11,358	149
過去勤務債務の償却額	2,280	3,042
制度清算による損益	△150	—
合計	△1,735	585

その他の包括利益(損失)累積額に含まれている金額のうち、2020年度における数理計算上の差異及び過去勤務債務の償却予定額はそれぞれ次のとおりであります。

	(百万円)
数理計算上の差異の償却予定額	9,246
過去勤務債務の償却予定額	△2,296

退職給付制度の財務状況

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における予測給付債務及び年金資産の公正価値の期首残高と期末残高との調整と積立状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	865,050	846,072
勤務費用	23,062	18,771
利息費用	7,410	6,412
従業員拠出	367	317
退職給付制度改訂	△11,358	149
数理計算上の差異	13,470	△12,363
給付額	△46,238	△37,872
制度清算による減少	△930	△138
為替換算による変動額	△4,761	△9,758
予測給付債務期末残高	846,072	811,590
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	836,428	822,083
実際運用収益	17,758	937
事業主拠出	16,453	17,655
従業員拠出	367	317
給付額	△43,873	△36,285
制度清算による減少	△930	—
為替換算による変動額	△4,120	△10,816
年金資産の公正価値期末残高	822,083	793,891
積立状況	△23,989	△17,699

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
その他の資産	17,444	17,240
未払費用	△1,098	△1,121
退職給付引当金	△40,335	△33,818
純認識額	△23,989	△17,699

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の包括利益(損失)累積額の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	213,473	210,867
過去勤務債務	△20,866	△17,675
合計	192,607	193,192

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の確定給付型退職給付制度の累積給付債務は、それぞれ838,483百万円及び804,538百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、予測給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務及び年金資産の公正価値、また、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の累積給付債務、年金資産の公正価値は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務が年金資産を上回る制度：		
予測給付債務	773,626	729,756
年金資産の公正価値	734,532	696,924
累積給付債務が年金資産を上回る制度：		
累積給付債務	765,872	722,609
年金資産の公正価値	732,423	694,785

基礎率

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、退職給付債務の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付債務の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
割引率	0.81%	0.74%

前連結会計年度及び当連結会計年度における、退職給付費用の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付費用の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	0.81%	0.74%
年金資産の長期期待収益率	2.54%	2.48%

年金資産の長期期待収益率は、資産カテゴリー別の長期期待運用収益、及びポートフォリオ別の過去の運用実績に基づいて算定しております。

年金資産

当社の年金資産運用については、従業員に対する年金給付や一時金給付の支払を将来にわたり確実に
 行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指して
 おります。

当社の投資方針の基本は、分散投資による効率的なリターンの追求及びリスクの低減にあります。
 中長期的な観点で最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定し、定期的に検証を行って
 おります。また、策定時の諸条件が変化すると認められる時は、必要に応じて基本資産配分の見直しを
 行うこととしております。実際の運用においては、短期的な市場環境をも勘案し、予め定められた許
 容レンジの範囲内で、運用を行っております。

年金資産の目標資産配分割合は、持分証券が21% (国内株式が7%、外国株式が14%)、負債証券が
 30% (国内債券が6%、外国債券が24%)、生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定 (以下、「生保一
 般勘定」と記述します。) が26%、ヘッジファンド及び不動産等のオルタナティブ投資が23%であり
 ます。

持分証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象企業の経営内容、成長性等に
 ついて十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図っ
 ております。負債証券は、主に国債、公債、社債であり、格付け、利率、償還日等の発行条件、発行
 者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行条件等についても適
 切な分散化を図っております。合同運用信託は、持分証券及び負債証券と同様な投資方針で行って
 おります。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されており、発行者の格付け等について十分
 調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図っております。外国銘柄への投資
 は、投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、
 投資対象国及び通貨を選定し、分散化を図っております。オルタナティブ投資は、主にヘッジファン
 ド及び不動産であり、伝統的資産への投資リスクに対するヘッジ機能、市場動向に左右されにくい収
 益源泉の導入等を目的としており、伝統的資産とは異なるリスク及びリターンの特性について十分
 調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資手法及び運用機関についても適切な分散化を図
 っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における年金資産の公正価値の階層は次のとおりであり
 ます。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層につ
 いては、注記18「公正価値の測定」に記述しております。

前連結会計年度末					
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	NAV (注) 1 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金 (注) 2	3,992	4,024	—	—	8,016
持分証券					
国内株式	8,834	405	—	—	9,239
外国株式	15,821	20,257	—	—	36,078
証券投資信託	761	—	—	—	761
合同運用信託 (注) 3	—	1,632	—	149,066	150,698
負債証券					
国債 (注) 4	13,453	4,096	—	—	17,549
社債 (注) 5	—	40,326	—	—	40,326
合同運用信託 (注) 6	—	6,053	—	210,698	216,751
生保一般勘定	—	192,237	—	—	192,237
オルタナティブ投資					
株式ファンド (注) 7	—	—	—	2,937	2,937
債券ファンド (注) 8	3,817	—	—	5,982	9,799
その他ファンド (注) 9	4,145	3,638	2,241	99,495	109,519
不動産 (注) 10	—	24	393	27,756	28,173
年金資産合計	50,823	272,692	2,634	495,934	822,083

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	NAV (注) 1 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金 (注) 2	3,934	4,609	—	—	8,543
持分証券					
国内株式	8,906	424	—	—	9,330
外国株式	13,860	19,536	—	—	33,396
証券投資信託	239	—	—	—	239
合同運用信託 (注) 3	—	637	—	136,734	137,371
負債証券					
国債 (注) 4	12,844	5,358	—	—	18,202
社債 (注) 5	—	40,987	—	—	40,987
合同運用信託 (注) 6	—	6,926	—	198,281	205,207
生保一般勘定	—	190,577	—	—	190,577
オルタナティブ投資					
株式ファンド (注) 7	—	—	—	2,976	2,976
債券ファンド (注) 8	3,850	—	—	6,592	10,442
その他ファンド (注) 9	4,080	3,067	2,121	95,519	104,787
不動産 (注) 10	—	—	330	31,504	31,834
年金資産合計	47,713	272,121	2,451	471,606	793,891

(注) 1 実務上の便法を用いて1株当たり純資産価値 (NAV) で公正価値を測定する資産は、公正価値の階層に分類していません。

(注) 2 短期貸付金は、合同運用信託の貸付金口にて保有している銀行勘定貸、譲渡性預金及びコールローンを含んでおり、レベル2に分類しております。

(注) 3 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において持分証券の合同運用信託は、それぞれ27%及び27%を国内株式、73%及び73%を外国株式に投資しております。

(注) 4 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において国債は、それぞれ78%及び80%を日本国債、22%及び20%を外国国債に投資しております。

(注) 5 前連結会計年度末において社債は、15%を国内社債、85%を外国社債に投資しております。当連結会計年度末において社債は、14%を国内社債、86%を外国社債に投資しております。

(注) 6 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において負債証券の合同運用信託は、それぞれ10%及び10%を日本国債、政府機関債及び地方債、62%及び62%を外国国債、2%及び0%を国内社債、26%及び28%を外国社債に投資しております。

(注) 7 株式ファンドは、主に国内株式を投資対象としたファンドであります。

(注) 8 債券ファンドは、主に外国国債及び通貨を投資対象としたファンドであります。

(注) 9 その他ファンドに含まれる資産は、主に上場先物等に投資しているマネージド・フューチャーズ及び様々な商品及び手法のヘッジファンドを組み合わせることで分散投資を図っているファンド・オブ・ヘッジファンズであります。

(注) 10 不動産は、主に、安定的な賃料収入及び売却収入によるキャピタルゲインの獲得を目的とした国内の不動産ファンドであります。

レベル1に含まれる資産は、主に現金及び現金同等物、国債、上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産は、主に政府機関債、地方債、社債、持分証券及び負債証券の合同運用信託、生保一般勘定、一部のオルタナティブ投資であります。政府機関債、地方債及び社債は、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。合同運用信託及び一部のオルタナティブ投資は、金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。レベル3に含まれる資産は、主にヘッジファンド、不動産等のオルタナティブ投資であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度					
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資						
株式ファンド	—	—	—	—	—	—
債券ファンド	157	—	—	△157	—	—
その他ファンド	4,130	△112	—	△1,701	△76	2,241
不動産	418	△42	—	—	17	393
合計	4,705	△154	—	△1,858	△59	2,634

当連結会計年度						
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資						
株式ファンド	—	—	—	—	—	—
債券ファンド	—	—	—	—	—	—
その他ファンド	2, 241	△20	—	83	△183	2, 121
不動産	393	△60	—	—	△3	330
合計	2, 634	△80	—	83	△186	2, 451

拠出予想額

2020年度における確定給付型退職給付制度への拠出予想額は、15,138百万円であります。

予測将来給付額

予測将来給付額は、次のとおりであります。

	(百万円)
2020年度	31,872
2021年度	31,972
2022年度	33,169
2023年度	34,126
2024年度	35,250
2025年度～2029年度	180,458

11 法人税等

当社及び国内子会社に適用される法人税等は、法人税、住民税及び事業税を含んでおり、前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率は30.6%であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率と実効税率の調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定税率	30.6	30.6
税率増加・減少(△)要因		
一時差異等に該当しない項目	0.7	△7.6
海外税率差異	△3.3	△4.5
未分配利益の繰延税金負債	4.4	0.4
研究開発減税	△2.1	△1.9
評価性引当金増減	△0.7	2.9
未認識税務ベネフィットに係る調整	1.4	△0.1
国内子会社との実効税率差異	0.4	0.5
外国子会社配当源泉税	△4.5	0.1
その他	△0.6	0.5
実効税率	26.3	20.9

前連結会計年度及び当連結会計年度における納税地域ごとの税金等調整前当期純利益の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
税金等調整前当期純利益		
国内	112,617	104,796
海外	100,145	68,275
合計	212,762	173,071

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
法人税・住民税及び事業税		
国内	21,367	23,625
海外	22,330	19,197
法人税・住民税及び事業税合計	43,697	42,822
法人税等調整額		
国内	12,762	△6,447
海外	△403	△261
法人税等調整額合計	12,359	△6,708
合計	56,056	36,114

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
棚卸資産	14,255	14,669
減価償却費	24,796	23,691
未払費用	34,977	31,473
退職給付引当金	15,198	12,123
未払事業税	1,614	2,368
税務上の繰越欠損金	35,986	37,323
投資有価証券評価損	2,704	2,892
貸倒引当金	6,574	6,446
オペレーティング・リース負債	—	21,007
その他	28,645	35,083
	164,749	187,075
控除：評価性引当金	△26,138	△30,456
繰延税金資産合計	138,611	156,619
繰延税金負債		
減価償却費	7,430	15,037
リース債権	11,734	9,187
未分配利益の税効果	27,545	27,092
売却可能有価証券の未実現利益	14,298	2,364
営業権	12,847	14,048
退職給付引当金	3,970	3,790
その他の無形固定資産	39,316	35,884
オペレーティング・リース使用权資産	—	20,531
その他	8,668	12,433
繰延税金負債合計	125,808	140,366
繰延税金資産純額	12,803	16,253

評価性引当金は、主として税務上の繰越欠損金を有する子会社の繰延税金資産に対するものであり、前連結会計年度においては2,421百万円減少しており、当連結会計年度においては4,318百万円増加しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び負債は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産(その他の資産)	32,762	37,811
繰延税金負債(固定負債)	△19,959	△21,558
繰延税金資産純額	12,803	16,253

当連結会計年度末における税務上の繰越欠損金は116,502百万円であり、うち66,223百万円は繰越期限がなく、39,287百万円は2029年度までに繰越期限が到来し、残りの部分については、最長では2034年度までに繰越期限が到来します。これらの繰越欠損金は子会社で将来発生する課税所得と相殺できるものであります。

当社は、国内子会社で発生した未分配利益については、日本の税法により国内子会社からの配当金が無税であるため、繰延税金負債を計上しておりません。

当社は税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高との調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	2,231	1,536
当期の税務ポジションに関連する増加	261	77
過年度の税務ポジションに関連する増加	—	—
過年度の税務ポジションに関連する減少	△35	△195
解決による減少	△921	△80
期末残高	1,536	1,338

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合に実効税率を減少させる金額は、それぞれ1,536百万円及び1,338百万円であります。

当社は、未認識税務ベネフィットの見積及びその前提について妥当であると考えておりますが、税務調査等の最終結果に関する不確実性は、将来の実効税率に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末において、当社が認識している項目に基づく限り、今後12ヶ月以内に重要な未認識税務ベネフィットの増減が生じることは予想しておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結貸借対照表の未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

当社は日本国内の主要な会社においては、2014年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が終了しております。現時点においては、近い将来に当社が移転価格税制に関する税務調査を受ける明確な兆候はありませんが、2011年度以降の事業年度について税務当局は移転価格税制に関する税務調査を実施する権限があります。

また、海外地域の主要な会社においては、2011年度以前の事業年度について税務調査が終了しております。

12 純資産の部

日本の会社法では、剰余金の配当に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとされています。但し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の四分の一相当額を超える場合には、その超過分については、株主総会の決議により処分可能となっております。

会社法上の剰余金は日本の会計基準に従って作成された会社の個別財務諸表に基づいております。当連結会計年度末における会社法上の分配可能額は、1,128,906百万円となっております。

当連結会計年度に対応する剰余金の配当額は、2020年6月26日開催の第124回定時株主総会において承認を受けた剰余金の配当額を含めて連結財務諸表に反映しております。

13 その他の包括利益(損失)

前連結会計年度及び当連結会計年度における「その他の包括利益(△損失)累積額」の変動は次のとおりであります。

	前連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	18,976	△3,786	△102,524	△449	△87,783
会計基準アップデート2016-01の適用による累積影響額	△18,976	—	—	—	△18,976
当期変動額	△2	7,162	△3,711	887	4,336
当期損益への組替額	—	△1,264	3,772	△678	1,830
その他の包括利益(△損失)	△2	5,898	61	209	6,166
期末残高	△2	2,112	△102,463	△240	△100,593

	当連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	△2	2,112	△102,463	△240	△100,593
当期変動額	△9	△45,489	△4,036	665	△48,869
当期損益への組替額	—	—	3,914	△543	3,371
その他の包括利益(△損失)	△9	△45,489	△122	122	△45,498
非支配株主との資本取引その他	—	△2,824	△15,195	10	△18,009
期末残高	△11	△46,201	△117,780	△108	△164,100

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ組替えられた金額は次のとおりであります。

	損益計算書科目 (△は損失)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
為替換算調整額			
	その他損益・純額	1,017	—
	非支配持分帰属損益	247	—
	当社株主帰属当期純利益	1,264	—
年金負債調整額			
	その他損益・純額	△8,066	△7,116
	法人税等	3,132	2,757
	非支配持分帰属損益	1,162	445
	当社株主帰属当期純利益	△3,772	△3,914
デリバティブ未実現損益			
	為替差損益・純額	1,997	1,412
	その他損益・純額	△533	△356
	法人税等	△440	△316
	非支配持分帰属損益	△346	△197
	当社株主帰属当期純利益	678	543
	当期組替額合計	△1,830	△3,371

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)に配分された税効果金額は次のとおりであります。なお、それぞれの金額には非支配持分帰属額を含んでおります。

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)
有価証券未実現損益						
当期変動額	△4	2	△2	△12	3	△9
当期損益への組替額	—	—	—	—	—	—
純変動額	△4	2	△2	△12	3	△9
為替換算調整額						
当期変動額	7,339	—	7,339	△50,279	—	△50,279
当期損益への組替額	△1,017	—	△1,017	—	—	—
純変動額	6,322	—	6,322	△50,279	—	△50,279
年金負債調整額						
当期変動額	△6,331	2,282	△4,049	△7,701	3,484	△4,217
当期損益への組替額	8,066	△3,132	4,934	7,116	△2,757	4,359
純変動額	1,735	△850	885	△585	727	142
デリバティブ未実現損益						
当期変動額	1,748	△536	1,212	1,263	△386	877
当期損益への組替額	△1,464	440	△1,024	△1,056	316	△740
純変動額	284	△96	188	207	△70	137
合計	8,337	△944	7,393	△50,669	660	△50,009

14 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当連結会計年度末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で3,369百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が1,967百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は1,967百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から17年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当連結会計年度末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当連結会計年度末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は14,591百万円であります。当連結会計年度末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、1,793百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より1年間であります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	9,117	9,447
期中引当金繰入額	6,374	6,570
期中目的取崩額	△5,553	△7,034
失効を含むその他増減	△491	△390
引当金期末残高	9,447	8,593

15 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主帰属当期純利益	138,106	124,987
	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
平均発行済株式数	422,591,209	408,215,110
希薄化効果のある証券：		
ストックオプション	1,279,795	1,289,413
希薄化後発行済株式数	423,871,004	409,504,523
	前連結会計年度 (円)	当連結会計年度 (円)
基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益	326.81	306.18
希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益	325.82	305.22

当社は、希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算より除いているものの、将来において基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてそれぞれ24,100株及び23,500株有しております。

16 スtockオプション制度

当社は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、ストックオプションに基づく報酬制度を有しております。なお当制度においては、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

全般的な契約条件は、以下の通りであります。付与時点における株式数にて表示しております。

	株式数 (株)	権利行使価格 (円)	付与日	権利行使期間
第3ノ1回新株予約権	255,300	1	2009年9月1日	2009年9月2日～2039年9月1日 (注) 1
第3ノ2回新株予約権	181,600	2,828	2009年9月1日	2011年8月1日～2019年7月31日
第4ノ1回新株予約権	277,800	1	2011年1月31日	2011年2月1日～2041年1月31日 (注) 1
第4ノ2回新株予約権	196,200	2,965	2011年1月31日	2012年12月25日～2020年12月24日
第5ノ1回新株予約権	386,000	1	2012年4月2日	2012年4月3日～2042年4月2日 (注) 2
第5ノ2回新株予約権	23,100	2,012	2012年4月2日	2014年3月3日～2022年3月2日
第6ノ1回新株予約権	370,400	1	2013年4月1日	2013年4月2日～2043年4月1日 (注) 2
第6ノ2回新株予約権	23,500	1,842	2013年4月1日	2015年2月27日～2023年2月26日
第7ノ1回新株予約権	227,100	1	2014年4月1日	2014年4月2日～2044年4月1日 (注) 2
第7ノ2回新株予約権	23,200	2,803	2014年4月1日	2016年2月28日～2024年2月27日
第8ノ1回新株予約権	182,100	1	2015年4月1日	2015年4月2日～2045年4月1日 (注) 2
第8ノ2回新株予約権	22,500	4,205	2015年4月1日	2017年2月27日～2025年2月26日
第9ノ1回新株予約権	174,800	1	2016年6月1日	2016年6月2日～2046年6月1日 (注) 2
第9ノ2回新株予約権	25,100	4,495	2016年6月1日	2018年4月28日～2026年4月27日
第10ノ1回新株予約権	163,300	1	2017年6月1日	2017年6月2日～2047年6月1日 (注) 3
第10ノ2回新株予約権	23,500	4,146	2017年6月1日	2019年4月28日～2027年4月27日
第11ノ1回新株予約権	174,000	1	2018年6月1日	2018年6月2日～2048年6月1日 (注) 3
第11ノ2回新株予約権	24,100	4,241	2018年6月1日	2020年5月11日～2028年5月10日
第12ノ1回新株予約権	136,300	1	2019年6月1日	2019年6月2日～2049年6月1日 (注) 3
第12ノ2回新株予約権	23,500	5,238	2019年6月1日	2021年5月9日～2029年5月8日

(注) 1 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

(注) 2 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

(注) 3 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から暦日10日間に限り一括して新株予約権を行使することができます。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」に計上された報酬費用は、それぞれ717百万円及び694百万円であり、ブラック・ショールズ・プライシング・モデルにより求めた公正価値に基づいて測定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬費用に関する税効果金額は、それぞれ213百万円及び205百万円であります。当連結会計年度末で未認識の報酬費用はありません。当連結会計年度における新株予約権の行使は1,309個であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において付与した新株予約権の公正価値の加重平均はそれぞれ3,617円及び4,346円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度における権利確定した新株予約権の公正価値総額は、それぞれ716百万円及び692百万円であります。当連結会計年度においてストックオプションの権利行使により受領した現金は、186百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における新株予約権の状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度			
	株式数	加重平均 行使価額	加重平均 残存契約 期間	本源的 価値総額
	(株)	(円)	(年)	(百万円)
期首現在未行使	1,597,700	553		
付与	198,100	517		
行使	△346,400	991		
喪失または行使期限切れ	△41,600	1,302		
期末現在未行使	1,407,800	418	22.6	6,499
期末現在行使可能	1,383,700	351	22.9	6,480

	当連結会計年度			
	株式数	加重平均 行使価額	加重平均 残存契約 期間	本源的 価値総額
	(株)	(円)	(年)	(百万円)
期首現在未行使	1,407,800	418		
付与	159,800	771		
行使	△130,900	1,424		
喪失または行使期限切れ	△9,600	2,828		
期末現在未行使	1,427,100	349	23.0	7,264
期末現在行使可能	1,403,600	267	23.2	7,260

前連結会計年度及び当連結会計年度において、行使された新株予約権の本源的価値の総額は、それぞれ1,401百万円及び526百万円であります。

これらの新株予約権の付与日における公正価値は次の前提条件のもとにブラック・ショールズ・プ
ライシング・モデルを用いて見積もられました。

	株価変動性	予想残存期間	予想配当	無リスク利子率
第3ノ1回新株予約権	58.623%	1年	30円	0.170%
第3ノ2回新株予約権	34.575%	6年	30円	0.738%
第4ノ1回新株予約権	23.274%	1年	27.5円	0.145%
第4ノ2回新株予約権	34.205%	6年	27.5円	0.584%
第5ノ1回新株予約権	28.548%	1年	32.5円	0.105%
第5ノ2回新株予約権	38.826%	6年	32.5円	0.459%
第6ノ1回新株予約権	28.682%	1年	37.5円	0.055%
第6ノ2回新株予約権	36.549%	6年	37.5円	0.180%
第7ノ1回新株予約権	36.312%	1年	40円	0.070%
第7ノ2回新株予約権	37.091%	6年	40円	0.252%
第8ノ1回新株予約権	24.178%	1年	55円	0.020%
第8ノ2回新株予約権	29.772%	6年	55円	0.123%
第9ノ1回新株予約権	32.900%	1年	67.5円	△0.265%
第9ノ2回新株予約権	29.840%	6年	67.5円	△0.256%
第10ノ1回新株予約権	28.736%	2年	67.5円	△0.165%
第10ノ2回新株予約権	29.426%	6年	67.5円	△0.092%
第11ノ1回新株予約権	27.457%	3年	72.5円	△0.131%
第11ノ2回新株予約権	28.715%	6年	72.5円	△0.071%
第12ノ1回新株予約権	23.632%	3年	77.5円	△0.197%
第12ノ2回新株予約権	26.672%	6年	77.5円	△0.203%

株価変動性は、当社の新株予約権の予想残存期間に対応した直近期間における過去の株価実績に基づき計算しております。予想残存期間は、第3ノ1回、第4ノ1回、第5ノ1回、第6ノ1回、第7ノ1回、第8ノ1回及び第9ノ1回については、当社及び富士フイルム株式会社の取締役及び執行役員の任期を勘案し最短の1年を予想し、第10ノ1回、第11ノ1回及び第12ノ1回については、付与日の前年度における実績を反映させた年数を予想し、第3ノ2回、第4ノ2回、第5ノ2回、第6ノ2回、第7ノ2回、第8ノ2回、第9ノ2回、第10ノ2回、第11ノ2回及び第12ノ2回については、付与日から、権利行使期間の中間点までの年数である6年を予想しております。

17 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

当社は借入債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建借入債務に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。また、一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約契約を結んでおります。円の価値が外貨(主として米ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に組替えられることとなります。

当連結会計年度末において、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失162百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約契約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約、金利スワップ契約及びその他の契約の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	76,505	75,797
外国為替予約契約(購入)	47,045	42,319
通貨スワップ契約	56,900	29,870
通貨金利スワップ契約	13,585	13,321
金利スワップ契約	113,661	88,550
その他の契約	36,087	30,903

連結財務諸表に与える影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
	貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	418	1,235
通貨金利スワップ	その他の長期債権	821	446
合計		1,239	1,681
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	75	544
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	562	4,344
通貨スワップ	その他の長期債権	678	—
その他	前払費用及びその他の流動資産	1,152	1
その他	その他の長期債権	519	—
合計		2,986	4,889
デリバティブ資産合計		4,225	6,570
デリバティブ負債			
	貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	475	254
金利スワップ	その他の流動負債	77	254
金利スワップ	その他の固定負債	1,417	582
合計		1,969	1,090
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	89	43
外国為替予約	その他の固定負債	—	75
通貨スワップ	その他の流動負債	59	24
通貨スワップ	その他の固定負債	68	54
金利スワップ	その他の流動負債	67	26
金利スワップ	その他の固定負債	104	331
その他	その他の流動負債	1,653	1,679
その他	その他の固定負債	181	1,903
合計		2,221	4,135
デリバティブ負債合計		4,190	5,225

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブに関する連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フロー ヘッジ	前連結会計年度				
	その他の包括利益(△損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(△損失) 累積額から損益への組替額 (ヘッジ有効部分)	損益認識額 (ヘッジの非有効部分及び 有効性評価より除外)		
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	1,871	為替差損益・純額	1,997	—	—
通貨金利スワップ	△123	—	—	—	—
金利スワップ	—	その他損益・純額	△533	その他損益・純額	282
合計	1,748		1,464		282

ヘッジ指定されていない デリバティブ	前連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△410
通貨スワップ	為替差損益・純額	1,180
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	18
金利スワップ	その他損益・純額	169
その他	その他損益・純額	349
合計		1,306

キャッシュ・フロー ヘッジ	当連結会計年度		
	その他の包括利益(△損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(△損失) 累積額から損益への組替額 (ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	1,370	為替差損益・純額	1,412
通貨金利スワップ	△107	—	—
金利スワップ	—	その他損益・純額	△356
合計	1,263		1,056

ヘッジ指定されていない デリバティブ	当連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△240
通貨スワップ	為替差損益・純額	8,026
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	—
金利スワップ	その他損益・純額	84
その他	その他損益・純額	△4,059
合計		3,811

18 金融商品の公正価値及び信用リスクの集中

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：

満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

- ・投資有価証券：

活発な市場のある株式の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

- ・社債及び長期借入金：

社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額(1年以内償還・返済予定分を含む)は、前連結会計年度末において、それぞれ518,703百万円及び516,377百万円であり、当連結会計年度末において、それぞれ568,821百万円及び568,035百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記19「公正価値の測定」に記述しております。

- ・デリバティブ：

外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ4,225百万円及び6,570百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ4,190百万円及び5,225百万円であります。

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

投資有価証券については、市場価格の変動等のリスクにさらされていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債権及びリース債権については、大口顧客に対する営業債権及びリース債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

19 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格。

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット。

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債、条件付対価であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	—	233,801	—	233,801
投資有価証券				
社債	—	566	—	566
株式	94,695	—	—	94,695
投資信託等	—	—	3,274	3,274
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	—	493	—	493
通貨スワップ	—	562	—	562
その他	—	1,152	—	1,152
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	—	678	—	678
通貨金利スワップ	—	821	—	821
その他	—	519	—	519
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	564	—	564
通貨スワップ	—	59	—	59
金利スワップ	—	144	—	144
その他	—	1,653	—	1,653
長期デリバティブ負債				
通貨スワップ	—	68	—	68
金利スワップ	—	1,521	—	1,521
その他	—	181	—	181

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
投資有価証券				
社債	—	501	—	501
株式	74,069	—	—	74,069
投資信託等	—	—	3,951	3,951
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	—	1,779	—	1,779
通貨スワップ	—	4,344	—	4,344
その他	—	1	—	1
長期デリバティブ資産				
通貨金利スワップ	—	446	—	446
その他の長期債権				
条件付対価	—	—	2,982	2,982
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	297	—	297
通貨スワップ	—	24	—	24
金利スワップ	—	280	—	280
その他	—	1,679	—	1,679
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	—	75	—	75
通貨スワップ	—	54	—	54
金利スワップ	—	913	—	913
その他	—	1,903	—	1,903
その他の固定負債				
条件付対価	—	—	3,223	3,223

レベル1に含まれる資産は、主に上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金及びデリバティブであり、譲渡性預金については、マーケット・アプローチに基づく活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。レベル3に含まれる資産及び負債は、主に出資ファンド及び条件付対価に係る資産及び負債であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された資産及び負債の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
資産		
期首残高	2,211	3,274
利得・損失		
当期利益 (注) 1	410	△614
購入	865	594
処分・決済	△212	△462
企業結合 (注) 2	—	4,141
期末残高	3,274	6,933
負債		
期首残高	—	—
利得・損失		
当期利益 (注) 1	—	△809
企業結合 (注) 2	—	4,032
期末残高	—	3,223

(注) 1 当期利益に認識した利得又は損失は、主に連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」又は「その他損益・純額」に表示しております。当期利益に認識した利得又は損失合計の内、各連結会計年度末において保有する資産及び負債に係るものは、前連結会計年度及び当連結会計年度において、410百万円及び195百万円です。

(注) 2 企業結合の対価の一部を条件付対価としたことにより認識した資産及び負債であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

20 金融債権の状況

金融債権及びそれに関する貸倒引当金

金融債権は、債務者の財政状態や支払の延滞状況に応じて一括評価債権と個別評価債権とに分け、前者については過去の貸倒実績に基づいた引当率を、後者については個別の状況に応じた引当率をそれぞれ用いて貸倒引当金を決定しております。債務者の財政状態や支払の延滞状況に関する情報は、四半期ごとに収集しており、これらに基づいて著しい信用リスクにさらされていると判断された金融債権については、個別の状況に応じた貸倒引当金を設定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった金融債権は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権に関する貸倒引当金の増減の明細及び貸倒引当金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
貸倒引当金期首残高	△10,756	△10,735
期中取崩額	3,335	2,036
期中引当金繰入	△3,662	△1,807
その他増減	348	499
貸倒引当金期末残高	△10,735	△10,007
内：個別評価	△7,332	△7,562
内：一括評価	△3,403	△2,445

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融債権残高	132,046	117,143
内：個別評価	7,408	7,562
内：一括評価	124,638	109,581

当連結会計年度における金融債権の売買の金額に重要性はありません。

期日経過金融債権の年齢分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、支払期日を経過している金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
31日超90日以内	1,507	1,173
90日超	8,176	6,176
合計	9,683	7,349

21 収益

顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合は、個々に販売される製品の独立販売価格に基づいて（独立販売価格が直接的に観察可能で無い場合は、個々に販売された場合に想定される販売価格に基づいて）複数の契約の取引価格を配分しております。

当社は、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を収益から控除しております。これらは、収益認識累計額の重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で、顧客からの請求額又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

なお、契約開始時において、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との間の期間が1年以内となると見込んでいる契約については、約束された対価の金額に貨幣の時間価値の影響を含めておりません。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から認識した収益	2,382,503	2,252,614
その他の源泉から認識した収益	48,986	62,527
合計	2,431,489	2,315,141

その他の源泉から認識した収益は、リース契約から認識した収益であります。

分解した収益とセグメント収益並びに履行義務の充足の時期との関連

地域別セグメントにおける収益の分解は次のとおりであります。なお、外部顧客を所在地別に区分し、表示しております。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	1,006,536	1,004,076
米州	463,394	424,257
欧州	315,667	296,623
アジア及びその他	645,892	590,185
売上高 合計	2,431,489	2,315,141

事業セグメントにおける収益の分解は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
イメージング ソリューション		
フォトイメージング	257,508	228,903
電子映像	90,611	72,005
光学デバイス	38,795	31,695
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション		
ヘルスケア	484,134	504,134
ディスプレイ材料	98,233	85,500
産業機材/電子材料/ファインケミカル	179,764	177,888
記録メディア	38,827	41,865
グラフィックシステム/インクジェット	236,770	213,569
その他	1,238	1,253
ドキュメント ソリューション		
オフィスプロダクト&プリンター	569,077	532,124
プロダクションサービス	123,324	116,045
ソリューション&サービス	261,171	273,527
その他	52,037	36,633
売上高 合計	2,431,489	2,315,141

当社の履行義務の形態は、コンシューマー向け製品及び業務用製品、設置が必要となる機器、サービスの大きく3つに区分されます。

各セグメントとの関連は次のとおりであります。

イメージング ソリューションにおいては、主にカラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー、インスタントフォトシステムを、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションにおいては、主にX線フィルムといったメディカルシステム材料、医薬品、CTP版といったグラフィックシステム材料、偏光板保護フィルムといったディスプレイ材料、コンピューター用磁気テープといった記録メディア、半導体プロセス材料といった電子材料を、コンシューマー製品及び業務用製品として販売しております。これらの製品の販売については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。

ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションにおいては、主に内視鏡システム、超音波画像診断装置といったメディカルシステム機材、インクジェットデジタルプレスといったインクジェット機器を、ドキュメント ソリューションにおいては、主にデジタル複合機、オンデマンド・パブリッシング・システム、コンピューター・プリンティング・システムを、顧客の受入が必要となる特定の機器として販売しております。これらの製品については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。

イメージング ソリューションにおいては、主に写真プリント用サービスを、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションにおいては、主にメディカルシステム機材等の保守サービスを、ドキュメント ソリューションにおいては、主にマネージド・プリント・サービス、ビジネス・プロセス・アウトソーシングを、サービスとして提供しております。これらのサービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

契約残高

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における契約残高の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度期首 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	478,486	422,405
契約負債	43,867	48,393

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

当連結会計年度における契約負債の主な変動は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたもの	26,585	30,523
期中に認識した収益を除く、現金の受取りによる増加	32,263	37,506

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、個別の予想契約期間が1年を超える契約における、未充足の履行義務に配分した取引価格は133,842百万円であります。当該取引価格は、主に顧客に販売される機器の保守サービス契約に係るものであります。当該取引価格が収益として認識されると見込まれる期間は、概ね1年から5年であります。なお、個別の予想契約期間が1年に満たない契約においては開示を省略しております。

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社は、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結貸借対照表上は流動資産の「前払費用及びその他の流動資産」及びその他の資産の「その他」に計上しております。

当社において資産計上されている契約履行のためのコストは、ドキュメント ソリューションにおいて、オフィス出力機器及びオフィス出力機器管理に関するアウトソーシングサービスを提供するにあたり、オフィス出力機器の出力環境を最適化するために実施する調査費用等が該当します。当該資産については、見積契約期間に基づき1年から10年間の均等償却を行っております。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の増分コストを発生時に費用として認識しております。

	当連結会計年度期首 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
契約獲得のためのコストから認識した資産	20	11
契約履行のためのコストから認識した資産	3,291	2,925
合計	3,311	2,936

契約コストから認識した資産から生じた前連結会計年度及び当連結会計年度における償却費は1,455百万円及び1,471百万円であります。

22 事業買収

当社の完全子会社である富士フイルム㈱は、バイオ医薬品の開発・製造受託事業をさらに拡大するため、2019年8月1日に、米バイオ医薬品大手Biogen Inc.の製造子会社であるBIOGEN (DENMARK) MANUFACTURING ApSを完全子会社化しました。現金を対価として発行済全株式を取得しています。

取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は次のとおりであります。

	BIOGEN (DENMARK) MANUFACTURING ApS (百万円)
支払対価の公正価値	
現金	96,246
条件付対価	△109
合計	96,137
取得した純資産	
流動資産	4,552
有形固定資産	73,875
営業権	24,954
投資及びその他の資産	237
流動負債	3,440
固定負債	4,041
合計	96,137

営業権は、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションに配分されており、主として、将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果から構成されております。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

当企業結合における条件付対価は、特定の顧客からの取得日後の受注量に応じて、追加で対価を受け取る、あるいは支払う契約に基づき算定しており、将来、最大120百万米ドルの受け取り、あるいは183百万米ドルの支払が発生する可能性があります。当条件付対価の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しています。

当該買収における取得関連費用を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しており、この金額に重要性はありません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれており、この金額に重要性はありません。

2018年4月1日において買収が行われたと仮定した場合の売上高及び当社株主帰属当期純利益に与える影響に重要性はありません。

23 構造改革費用

当社グループは、当社子会社である富士ゼロックス㈱を取り巻く市場環境が厳しさを増す中で、今後の競争を勝ち抜き、事業成長を力強く確実なものとするため、構造改革を実施しております。

ドキュメント ソリューションにおいて、組織の再編に伴う就労環境の変化を転機に、社外への転進を希望する社員に対して支援金を支払う特別転進制度等を導入しており、これに伴う早期割増退職金等の費用を計上しております。また、既拠点の固定資産加速償却等による費用を計上しております。

前連結会計年度までの2連結会計年度を通じて発生した構造改革費用は、それぞれ人員関連で42,666百万円、固定資産関連で1,678百万円であり、連結損益計算書上、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に計上いたしました。

当連結会計年度において発生した構造改革費用は3,738百万円であり、連結損益計算書上、売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度及び当連結会計年度		
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度期首債務残高	36,913	—	36,913
総費用	4,679	1,678	6,357
非現金支出費用	—	△1,678	△1,678
支払	△37,704	—	△37,704
為替換算調整額等	2	—	2
前連結会計年度末債務残高	3,890	—	3,890
総費用	3,575	163	3,738
非現金支出費用	—	△163	△163
支払	△7,449	—	△7,449
当連結会計年度末債務残高	16	—	16

24 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ヘルスケア&マテリアルズ ソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションは、主に業務用分野向けにデジタル複合機、パブリッシングシステム、ドキュメントマネジメントソフトウェア及び関連ソリューション・サービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
イメージング ソリューション		
外部顧客に対するもの	386,914	332,603
セグメント間取引	2,160	2,202
計	389,074	334,805
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション		
外部顧客に対するもの	1,038,966	1,024,209
セグメント間取引	1,559	1,891
計	1,040,525	1,026,100
ドキュメント ソリューション		
外部顧客に対するもの	1,005,609	958,329
セグメント間取引	9,177	11,679
計	1,014,786	970,008
セグメント間取引消去	△12,896	△15,772
連結合計	2,431,489	2,315,141

b. セグメント損益

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
営業利益：		
イメージング ソリューション	51,128	25,076
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	97,579	92,402
ドキュメント ソリューション	96,366	105,045
計	245,073	222,523
全社費用及びセグメント間取引消去	△35,246	△35,953
連結合計	209,827	186,570
その他損益・純額	2,935	△13,499
税金等調整前当期純利益	212,762	173,071

c. 総資産

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
総資産：		
イメージング ソリューション	325,337	294,243
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	1,709,713	1,775,913
ドキュメント ソリューション	1,014,304	991,861
計	3,049,354	3,062,017
セグメント間取引消去	△4,161	△4,090
全社資産	369,499	263,765
連結合計	3,414,692	3,321,692

d. その他の主要項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
減価償却費：		
イメージング ソリューション	14,060	14,592
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	63,093	63,881
ドキュメント ソリューション	50,137	41,750
計	127,290	120,223
全社	2,642	2,430
連結合計	129,932	122,653
設備投資額：		
イメージング ソリューション	10,579	12,496
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	50,523	58,223
ドキュメント ソリューション	11,672	13,406
計	72,774	84,125
全社	2,598	1,567
連結合計	75,372	85,692

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。「c. 総資産」における全社資産は、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、投資有価証券等であります。「d. その他の主要項目」における全社は、全社共通の目的で保有している固定資産に係るものであります。また、設備投資額は、各セグメントにおける有形固定資産購入額(受入ベースの数値)を示しております。

(2) 地域別セグメント情報

a. 売上高

前連結会計年度及び当連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	1,006,536	1,004,076
米州	463,394	424,257
欧州	315,667	296,623
アジア及びその他	645,892	590,185
連結合計	2,431,489	2,315,141

米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

b. 長期性資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期性資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
日本	373,513	375,783
米州	67,318	73,922
欧州	34,772	103,964
アジア及びその他	51,194	46,878
連結合計	526,797	600,547

米州における長期性資産の大部分は、米国において計上されているものであります。

(3) 主要顧客及びその他情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機、その他機器、消耗品等を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の販売金額はそれぞれ、159,403百万円及び81,467百万円、購入金額はそれぞれ、4,697百万円及び2,056百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、14,804百万円及び7,182百万円計上しました。

前連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額は39,685百万円、支払債務額は4,246百万円であります。

なお、2019年11月8日付でゼロックスコーポレーション及びその子会社が保有する富士ゼロックス(株)の全株式を239,633百万円で取得し、完全子会社化したため、同日付で非支配持分ではなくなっております。そのため、当連結会計年度の取引金額は、非支配持分であった期間の金額を記載しております。

25 重要な後発事象

当社は、2020年6月9日開催の取締役会において、バイオ医薬品の開発・製造受託事業の拡大を加速させるため、バイオ医薬品CDMOの中核会社であるFUJIFILM Diosynth Biotechnologiesのデンマーク拠点に大型設備投資を行うことを決議しました。本投資は、原薬製造設備の増設や製剤製造ラインの新設等、バイオ医薬品製造設備を大幅に増強するもので、総投資金額は約1,000億円を予定しております。

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記 9 「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【借入金等明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記 9 「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	535,326	1,132,134	1,728,397	2,315,141
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	26,392	97,532	166,530	173,071
当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(百万円)	14,662	61,145	120,658	124,987
基本的 1 株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(円)	35.82	149.38	294.76	306.18

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり当社株主帰属四半期純利益金額(円)	35.82	113.55	145.37	10.69

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	45,868	80,835
未収入金	※ 11,150	※ 7,537
未収還付法人税等	9,165	70,213
短期貸付金	※ 52,379	※ 373,966
有価証券	200,800	—
その他	2,018	425
流動資産合計	321,382	532,978
固定資産		
有形固定資産		
建物	420	366
機械及び装置	43	36
車両運搬具及び工具器具備品	35	38
建設仮勘定	—	0
有形固定資産合計	498	441
無形固定資産		
ソフトウェア	416	1,333
その他	1	1
無形固定資産合計	418	1,335
投資その他の資産		
投資有価証券	58,254	46,994
関係会社株式	1,322,056	1,262,565
繰延税金資産	1,929	5,241
その他	3,393	3,401
貸倒引当金	△8	△8
投資その他の資産合計	1,385,625	1,318,193
固定資産合計	1,386,542	1,319,970
資産合計	1,707,924	1,852,948

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	130,000	15,000
1年内返済予定の長期借入金	30,000	45,000
短期借入金	※ 117,004	※ 60,000
未払金	※ 313	※ 1,848
未払費用	※ 1,558	※ 1,458
その他	276	384
流動負債合計	279,153	123,691
固定負債		
社債	190,000	375,000
長期借入金	147,023	102,023
その他	325	325
固定負債合計	337,349	477,349
負債合計	616,503	601,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金	63,636	63,636
資本剰余金合計	63,636	63,636
利益剰余金		
利益準備金	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金	1,473,305	1,323,305
繰越利益剰余金	△76,815	291,703
利益剰余金合計	1,406,580	1,625,098
自己株式	△435,020	△486,101
株主資本合計	1,075,559	1,242,996
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,904	4,509
新株予約権	3,957	4,401
純資産合計	1,091,421	1,251,907
負債純資産合計	1,707,924	1,852,948

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	※1 72,382	※1 60,391
売上総利益	72,382	60,391
販売費及び一般管理費	※1, ※2 5,490	※1, ※2 5,283
営業利益	66,892	55,108
営業外収益		
受取利息	※1 432	※1 815
受取配当金	1,090	1,429
子会社株式売却益	—	※1 188,833
その他	54	79
営業外収益合計	1,577	191,157
営業外費用		
支払利息	※1 1,454	※1 1,480
投資有価証券評価損	479	1,045
買収関連費用	—	1,378
訴訟関連費用	1,250	1,297
その他	311	433
営業外費用合計	3,495	5,635
経常利益	64,974	240,630
特別利益		
新株予約権戻入益	87	8
特別利益合計	87	8
特別損失		
固定資産除却損	35	0
特別損失合計	35	0
税引前当期純利益	65,026	240,638
法人税、住民税及び事業税	△801	△13,317
法人税等調整額	586	△492
法人税等合計	△214	△13,809
当期純利益	65,240	254,448

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	40,363	63,636	211	63,847	10,090	1,473,305	105,528	1,588,923
当期変動額								
剰余金の配当							△33,165	△33,165
会社分割による減少							△214,369	△214,369
当期純利益							65,240	65,240
自己株式の取得								
自己株式の処分			△211	△211			△49	△49
別途積立金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△211	△211	—	—	△182,343	△182,343
当期末残高	40,363	63,636	—	63,636	10,090	1,473,305	△76,815	1,406,580

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金		
当期首残高	△336,392	1,356,742	11,989	4,115	1,372,846
当期変動額					
剰余金の配当		△33,165			△33,165
会社分割による減少		△214,369			△214,369
当期純利益		65,240			65,240
自己株式の取得	△100,018	△100,018			△100,018
自己株式の処分	1,390	1,129			1,129
別途積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			△84	△157	△242
当期変動額合計	△98,628	△281,182	△84	△157	△281,425
当期末残高	△435,020	1,075,559	11,904	3,957	1,091,421

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,473,305	△76,815	1,406,580
当期変動額							
剰余金の配当						△35,816	△35,816
当期純利益						254,448	254,448
自己株式の取得							
自己株式の処分						△112	△112
別途積立金の取崩					△150,000	150,000	—
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△150,000	368,518	218,518
当期末残高	40,363	63,636	63,636	10,090	1,323,305	291,703	1,625,098

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金		
当期首残高	△435,020	1,075,559	11,904	3,957	1,091,421
当期変動額					
剰余金の配当		△35,816			△35,816
当期純利益		254,448			254,448
自己株式の取得	△51,623	△51,623			△51,623
自己株式の処分	542	429			429
別途積立金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)			△7,395	443	△6,951
当期変動額合計	△51,081	167,436	△7,395	443	160,485
当期末残高	△486,101	1,242,996	4,509	4,401	1,251,907

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ等について、特例処理を採用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

※関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	63,449百万円	381,488百万円
短期金銭債務	117,745	12,275

(損益計算書関係)

※1 関係会社に係る取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	72,382百万円	60,391百万円
その他の営業取引	1,243	602
営業取引以外の取引による取引高	410	250,754

※2 一般管理費の主な費目及び金額は次のとおりであります。販売費に該当するものは、ありません。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当及び賞与	2,955百万円	3,047百万円
株式報酬費用	373	398

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,262,565百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,322,056百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
子会社株式評価損	79,435百万円	79,782百万円
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	6,269	6,269
繰越欠損金	197	3,455
新株予約権	772	865
投資有価証券評価損	389	709
その他	215	255
繰延税金資産小計	87,280	91,338
評価性引当額	△80,273	△84,010
繰延税金資産合計	7,006	7,327
繰延税金負債		
未収還付事業税	△180	△8
その他有価証券評価差額金	△4,897	△2,077
繰延税金負債合計	△5,077	△2,086
繰延税金資産の純額	1,929	5,241

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.8	△38.0
評価性引当額の増加額	0.8	1.9
その他	0.1	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.3	△5.7

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	420	3	—	57	366	1,591
	機械及び装置	43	—	0	6	36	188
	車両運搬具及び 工具器具備品	35	10	—	8	38	332
	建設仮勘定	—	0	—	—	0	—
	計	498	14	0	71	441	2,111
無形固定資産	ソフトウェア	416	985	13	54	1,333	128
	その他	1	—	—	—	1	—
	計	418	985	13	54	1,335	128

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8	8	8	8

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																														
定時株主総会	6月中																														
基準日	3月31日																														
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																														
1単元の株式数	100株																														
単元未満株式の買取り・買増し																															
取扱場所	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部																														
株主名簿管理人	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社																														
取次所	—																														
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料額として別途定める金額																														
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.fujifilmholdings.com																														
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主に対し、保有株式数に応じて以下のとおり自社製品、商品優待割引等を進呈いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象株主</th><th rowspan="2">優待内容</th></tr> <tr> <th>保有年数</th><th>保有株式数</th><th>基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">100株以上</td><td>3月31日</td><td>・当社グループヘルスケア商品優待割引</td></tr> <tr> <td>9月30日</td><td>・当社グループヘルスケア商品優待割引</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1年以上</td><td rowspan="2">100株以上</td><td>3月31日</td><td>・当社グループヘルスケア商品トライアルキット ・当社グループヘルスケア商品</td></tr> <tr> <td>9月30日</td><td>・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券</td></tr> <tr> <td rowspan="3">3年以上</td><td>300株以上 500株未満</td><td>3月31日</td><td>・当社グループヘルスケア商品</td></tr> <tr> <td rowspan="2">500株以上</td><td>3月31日</td><td>・当社グループヘルスケア商品</td></tr> <tr> <td>9月30日</td><td>・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券</td></tr> </tbody> </table>			対象株主			優待内容	保有年数	保有株式数	基準日	制限なし	100株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品優待割引	9月30日	・当社グループヘルスケア商品優待割引	1年以上	100株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品トライアルキット ・当社グループヘルスケア商品	9月30日	・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券	3年以上	300株以上 500株未満	3月31日	・当社グループヘルスケア商品	500株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品	9月30日	・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券
対象株主			優待内容																												
保有年数	保有株式数	基準日																													
制限なし	100株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品優待割引																												
		9月30日	・当社グループヘルスケア商品優待割引																												
1年以上	100株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品トライアルキット ・当社グループヘルスケア商品																												
		9月30日	・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券																												
3年以上	300株以上 500株未満	3月31日	・当社グループヘルスケア商品																												
	500株以上	3月31日	・当社グループヘルスケア商品																												
		9月30日	・当社グループフォトブック等プリントサービス 利用クーポン券																												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第123期(自2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日)2019年 6 月28日

関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年 6 月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第124期第 1 四半期(自2019年 4 月 1 日 至2019年 6 月30日)2019年 8 月14日関東財務局長に提出

第124期第 2 四半期(自2019年 7 月 1 日 至2019年 9 月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出

第124期第 3 四半期(自2019年10月 1 日 至2019年12月31日)2020年 2 月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 6 月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月 6 日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2020年 5 月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2019年11月 6 日に提出した臨時報告書の訂正報告書

2019年11月12日関東財務局長に提出

2020年 4 月20日関東財務局長に提出

2020年 5 月13日に提出した臨時報告書の訂正報告書

2020年 6 月 2 日関東財務局長に提出

(6) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類

2020年 1 月14日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類

2020年 1 月14日に提出した発行登録書の発行登録追補書類

2020年 2 月28日関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書

2020年 1 月14日に提出した発行登録書の訂正発行登録書

2020年 4 月20日関東財務局長に提出

2020年 5 月13日関東財務局長に提出

2020年 6 月 2 日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

2019年9月13日関東財務局長に提出

2019年10月15日関東財務局長に提出

2019年11月14日関東財務局長に提出

2019年12月13日関東財務局長に提出

2020年1月15日関東財務局長に提出

2020年2月14日関東財務局長に提出

2020年3月13日関東財務局長に提出

2020年4月15日関東財務局長に提出

2020年5月15日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

富士フイルムホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 寛 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フイルムホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に対する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フイルムホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士フイルムホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、富士フイルムホールディングス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

富士フイルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 寛 人 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フイルムホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フイルムホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	富士フイルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助 野 健 児
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 助野健児は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。